検討要請(国土交通省)

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
109	都市計画の軽易な変 更の見直し	「法第18条第3項」の次に「又は法第19 条第3項」を追加、又は都市計画法施行規 則第13条の2の条文に同規則第13条6 号の条文を追加することにより、市町村が 決定する都市計画の軽易な変更を道府県	【制度改正の内容】 都市計画法第21条の軽易な変更は、その内容が細かく規定されており、変更内容も限定的で、既決定時に両者の調整は済んでいるものと解される。 これまでの地方分権改革で市町村が決定できる都市計画の種類が拡大したが、軽易な変更として取り扱う項目に、道府県と市町村とでは大きな違いがある。このことから、都市計画事業の進歩にも影響が出ている。よって、市町村が決定する都市計画の軽易な変更についても、道府県と同様の項目とすることを提案する。 【具体的な支障事例及び制度改正の必要性】 都市計画法施行規則第13条各号に掲げるものが、市町村決定の都市計画に関して、軽易な変更として認められていないことにより、次のような支障事例が生じており、同様の支障事例が公園等の場合にも想定される。 ・都市計画道路施行の際、詳細測量を行なって実施設計を行い、事業認可を得ようとした場合、都市計画決定した線形と事業認可を受けようとする線形がずれてくる場合は都市計画変更をした上で事業認可申請する必要がある。この変更の手続きに時間を要してしまうと、本部市計画決定した線形と事業認可を受けようとする線形がずれてくる場合は都市計画変更をした上で事業認可申請する必要がある。この変更の手続きに時間を要してしまうと、事業予定地に建業物等が建築されてしまう恐れがあり、移転補償が困難になり道路完成の遅延が予想される。また、施工中に地盤状況等により線形変更が必要となった場合、変更手続きに時間を要すると工事期間も長くなり、工事費増大の恐れがある。このようなことから、軽易な変更として手続きの期間を短縮させたい。 (参考) 適常の変更 案の縦覧から決定告示まで約1週間軽易な変更(名称の変更) 都市計画審議会召集から決定告示まで約1週間軽易な変更(名称の変更) 都市計画審議会召集から決定告示まで約1週間軽易な変更(名称の変更) 都市計画審議会召集から決定告示まで約1週間軽易な変更(名称の変更) 都市計画審議会召集から決定告示まで約1週間		国土交通省	二本松市
675	都市計画の軽易な変 更の見直し	現在市町村が行う「都市計画の軽易な変更」が適用されている内容を指定都市においては道府県と同様とし、道路や公園等に関する都市計画の変更を軽易な変更とする措置		都市計画法第19条 第3乘第37条の 第2、都市計画法施行 今第14条、都市計 画法施行規則第13 条	国土交通省	横浜市

1

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
601	一部が一般国道また は都道府県道になっている市町村道にかかる 都市計画決定権限の 市町村への移譲	都市計画法第十五条第一項では、広域の見地から決定すべき都市施設等に関する都市計画は、都道府県が定めるよう規定されている。さらに、都市計画法施行の中に一般国道と都道府県道(道路法第三条)を掲げている。つまり、都市計画道路のうち、一部が一般国道されて、一部都を変更しようとする場合、市町村ではな、都で見にその決定の権限がある。そこで本提案では、この場合について、市町村が決定できるよう都市計画法施行令の改正を求める。	【制度改正の必要性】 都市計画道路のうち、一部が一般国道または都道府県道になっている市町村道にかかる計画を変更する際には、都道府県が定めた都市計画の変更を行うことになる。この場合、市町村の内部協議や都市計画審議会において議論が交わされた後、都道府県における内市がの内部協議や都市計画審議会と経て、都市計画の変更が決定される。このため、都市計画の変更(事業の着手)までに長期間を要する。市町村に権限が移譲されれば、各市町村設置の都市計画審議会を経ることになる市計画の変更を決定することができる。したがって、都市計画の変更までの期間(事業着手までの期間)を短縮できるほか、それぞれの地域の実情に速やかに対応した変更が可能となる。(参考)都市計画変更に係る所要時間・・・北海道の場合は11か月程度、函館市の場合は4か月程度。 「事例] 交通事故防止のため市道部分の交差点を改良する都市計画道路の変更(縮小変更)をしようとしたが、当該都市計画道路において縮小地点とは約3km離れた地点で道道を含んでいるため道決定となった。また、約50年にわたって事業未着手であった都市計画道路でついて、長期未着手都市計画道路の見直方針に基づき市道である都市計画道路の一部区間を廃止しようとしたが、当該都市計画道路において廃止地点とは約2km離れた地点で国道及び道道を含んでいるため国同意を要する道決定となった。 「懸念に対する方策等】権限移譲により市町村と都道府県の都市計画に不整合が生じるのではないかという懸念については、両者間では従来必ず情報交換が図られ、必要な調整が行われてきたことから、防止できると考える。また、本提案は、平成25年6月14日閣議決定「経済財政運営と改革の基本方針」の「地方は、インフラ機能の集約・減量化を反映するよう都市計画を見直す」という事項と関連していると考える。	都市計画法施行令 (昭和44年政令第1 58号)第9条第2項 第1号4	国土交通省	函館市
665	開発許可の技術的細目に関して定める条例の自由度の拡大	発区域の規模に応じて基準が定められて	【制度改正の経緯】 都市計画法第29条に基づく開発許可に関する事務は、地方分権一括法の施行により、従来の機関委任事務から自治事務となり、地方自治体の実情に応じて当該事務を処理することができるようになった。特に、開発許可の技術的細目については、土地利用に影響が大きいことから、地域の特性に応じるべく、平成12年に都市計画法第33条第3項により条例による制限の強化、緩和が追加して設けられているが、同時に都市計画法施行令第29条の2により条例制定に関する基準も設けられている。 【支障事例】 公園については、都市計画法施行令25条第1項第6号で、公園の設置基準に係る開発区域面積を03へクタール以上と規定されていることによって、本市では03へクタールを下回る小規模な分割型開発行為が主流となり、公園の提供がなされない等の弊害を生じている。【制度改正の必要性】 開発許可基準について、技術的細目における政省令を撤廃し、条例委任されることにより、市民の二一ズにあった公共施設等の整備に誘導するためのツールとして条例を活用することが可能となる。 【懸念の解消策】 地域の特性に応じた条例とするため、客観的根拠を収集するとともに市民の二一ズを把握し、近隣の自治体と調整を図る必要がある。	都市計画法第33条 都市計画法施行令 第25条 画法施行令 第29条の2	国土交通省	川崎市

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
278	都市公園の駐車場へ の太陽光発電施設の 設置基準緩和	都市公園法施行規則を改正し、太陽光発電施設の設置基準を緩和すること。		都市公園法施行規 則第7条の2第3項	国土交通省	埼玉県
339	都市公園にかかる占 有期間の設定の条例 委任	都市公園法施行令第十四条第三号の「第十二条第十号に掲げるものについては、 六月」の規定を、「第十二条第十号に定め るものについては、地方公共団体が条例 で定める期間」に改める等、法律が定める 10年以内の期間と条例により設定できる よう改正されたい。	【制度改正の必要性】 市の事務においては、自治会の自主防災用の看板、倉庫など地域住民が利用する施設や地区スポーツ団体の用具庫等は、法第七条第六号の物件として令第十四条第四号の適用を行っているが、地線団体や地区スポーツ団体にとっては、1年に4度申請手続きを行う事務的な負担感は強く、事前相談は多数あるものの、実際の制度利用は低調となっている。本市では現在、街区公園等周辺住民の利用頻度が特に高い公園について、より地線団体や地区スポーツ団体の利用を円滑ならしめるよう都市の園条例の改正を検討しているが、改正により条例で定める物件として規定した上であっても、第十四条第三号の適用により許可期間は六カ月以内と短期であるため、これまでと同じ理由で制度利用が進まないおそれがある。 【制度改正の効果】 改正がされた場合、多様な施設や構造物に対し、公園管理者の判断により10年以内の適切な期間について占用許可を出すことができると考えられるが、そればかりではなく、公園の利用者と相対し、利用方法や利用者の実情を把握し得る立場にある地方公共団体が直接のであることにより、公園の多様な利活用が促進されるものと考える。さらに、この制度は、おそらく全国的にもあまり活用されていないと考えられることから、改正によって地方の特色や実情に応じて大いに制度活用がされる可能性があるものと考える。	都市公園法施行令第十四条第三号	国土交通省	北上市

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
277	水素ステーションの設 置に係る高圧ガス保安 法令等の見直し	高圧ガス保安法関連法令、建築基準法関連法令、消防法関連法令を改正し、水素ステーションの設置について規制改革実施計画[平成25年6月14日開議決定)(:次世代自動車の世界最速普及)に基づき、速やかに規制を緩和すること。	【制度改正の必要性等】 水素ステーションの設置にあたっては、従来の規制の中では想定されていない事項があり、 また、欧米に比べ、必要以上に厳しい安全基準が定められている。 水素エネルギーの音及拡大を図る上で、2015年から市販される燃料電池車に安定的、かつ 安価に水素を供給する必要があるが、設置基準が厳しいことで、欧米に比べ、設置コストが 5~6倍となっており、設置事業者に多くの負担となっている。このため、安全性が確認わす た事項については、欧米並みのコストで水素ステーションが設置できるよう、規制を緩わす る必要がある。国は平成27年中に全国で100か所の設置を計画しているが、現時点では4 0か所程度にとどまっている。 本県では、平成26年5月に有識者や自動車メーカー、水素供給企業等からなる「埼玉県水 素エネルギー普及推進協議会」を設置した。協議会において、水素ステーションや燃料電池 自動車に普及に関し、行政に対する要望や、規制改革実施計画に基づく規制緩和を速やか に実施する必要がある自の意見が出された。 高圧ガス保安法施行規則第7条の3等を改正し、水素ステーションの設置を促進すべきである。	高圧ガス保安法一 般高圧ガス保安規 則(一般則)第7条の 3	経済産業省省 国土交通省 総務省(消防 庁)	埼玉県
385	応急仮設住宅の入居 期間の延長	応急仮設住宅の入居期間は2年間となっているが、被災地域の実情に応じて延長できるよう制度の見直しを行うこと	ば、同法第8条に基づき許可の期間を延長することが認められている。しかし、九州北部豪 雨災害は指定されなかったため、災害の規模ではなく、地域の実情に応じて入居期間を延 長できるよう制度を見直してほしい。 (参考)	災害教助法第4条 災害教助法による 教力程度、方法 及び期間並延びに第2 条第1項第2号のト 建築基準法第85条	内閣府、国土交通省	九州地方知事会

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
46	ニ級河川の河川整備 基本方針等に係る国 土交通大臣への協議 の廃止	県が管理している二級河川の河川整備基本方針及び河川整備計画については、国土交通大臣の同意を要する協議が必要とされているが、この協議を廃止することにより、円滑な事務手続の進行を図る。		河川法 第79条第2項1号	国土交通省	愛知県
329	県が管理する二級河川の河川整備基本方 場、河川整備基本方 定に係る国土交通大 臣への同意制度の見 直し	管理者としての権限、責任により策定するものであるため、国(国土交通大臣)の同意申請及びそれに要する内容協議を見直し、期間を要することなく地域のニーズに	変更が必須となっている。特に地震・津波事業については、河川と海岸、港湾、道路などが 連携して取り組むことが効果的であり、河川事業についても円滑かつ計画的な対応が必要 トたっている。 つれか、一部河川・コー・コード・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・	河川法第79条	国土交通省	大分県·佐賀 雲水 長崎県・宮崎県・沖縄県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
860	一の都道府県で完結 する二級河川の水利 使用手続円滑化のた めの国の同意の廃止	一の都道府県で完結する二級河川の水利権の更新(軽微な変更を含む。)における 国の同意を廃止する。	現在、二級河川の特定水利使用に係る水利権の許可については、河川法第79条第2項第4号の規定により、国に協議し同意を得ることが必要とされているところ、許可期間の単純更新など軽易な案件は、国の通知により同意が省略可能である。しかしながら、当該水利使用の重要な変更を行う場合は、国への手続が必要である。上記許可に関し国の同意が必要である理由は、広域にわたる水資源開発とその合理的な利用について、複雑な利害関係を国家的見地から調整し、適正な処分を確保するためとされているが、当該許可に係る処理基準が示されるのであれば、地方が単独で処分する場合であっても統一的な取扱いが可能であると考えられる。さらに、県内で完結する二級河川については、その全体を県が管理しており、地方が単独で水利権の更新に係る判断主体となることに不合理な点があるとは言えないものと思料する。県の審査後に、国の同意が必要な案件で協議から同意まで5か月を要したものもあり、更新手続に一定の時間が必要な状況であることに加え、協議に係る事務負担もある。河川法第79条第項第4号を改正し、一の都道府県で完結する二級河川の水利権の更新については、現在国の通知により認められている軽易な案件だけでなく、全ての場合において国の同意を廃止する。地域の実情や水利使用等のあり方も勘案しながら、国の基準を遵守して判断することで、効率的に事務処理を進めることが可能となり、その結果、処理期間の短縮も可能となる。	河川法第79条第2 項第4号	国土交通省	愛媛県
360	指定区間内の一級河川に係る河川現況台帳を調製する事務・権限の移譲	一級河川の管理は、河川法第9条第2項の規定により、指定区間外は国土交通大臣、指定区間外は国土交通大臣、指定区間内は都道府県知事が行うこととなっているが、河川現況台帳の副製については、同法施行令第2条第1項の規定により、指定区間内においても、国土交通が効果的な河川の維持・管理に支障を来たしている。このため、指定区間内における河川現況台帳を調製する事務・権限を都道府県に移譲していたぎたい。なお、移譲に当たっては、事務に係る財源も併せて移譲していただきたい。		河川法施行令第2 条第1項	国土交通省	茨城県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
441	緩和(道の駅への充電	充電器の道路占用許可の基準を緩和し、 道の駅への次世代自動車用充電器の積 極的な導入促進を図る。	【現状】 岐阜県においては、54か所の道の駅が中山間地を中心に所在しており、そのうち6か所にはすでに急速充電器が導入されている。これらの道の駅は、道路施設・駐車場、トイレなど)に、地域振興施設・物販施設、飲食施設など)が併設されており、急速充電器を地域振興施設(付随する駐車場に設置する場合は、道路占用の許可は必要ないが、道路施設へ設置する場合は道路管理者の許可が必要となり、その際の許可の要件として無余地の原則(道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものに限るという原則)が適用されている。 【支障事例】 県内の道の駅では利用頻度、電気配線等の工事費の低減等を総合的に勘案し、道路施設への設置を検討しているところであるが、無余地の原則により占用不可といわれ、設置が異れている。 【支障事例の解消策】 無余地の原則を撤廃し、急速充電器等施設は、道の駅の地域振興施設部分への設置が可能な場合でも、道路施設(道路管理者の管理地)への設置を可能とする。 【効果】 道の駅への次世代自動車用充電器の積極的な導入促進を図ることにより、電気自動車等の次世代自動車の普及、関連産業の更なる成長につなげる。	道路法第33条第1 項 (道路の占用の許可 基準)	国土交通省	岐阜県
78		公営住宅の入居基準及び家賃決定基準となる所得の算定基準においては、所得税 法の課税所得額計算方法が採用されていることから、「非婚の母」、「非婚の公」に対しては寡婦控除規定が適用われない。このか、入居基準及び家賃決定基準となる所得が高く算定され、その結果として収入基準に応じて決定される家賃が高い階層に入ってしまうことなどがある。こうした「非婚」「既婚」による格差をなくするため、みなし適用を各自治体の判断で選択できるよう規制の緩和を求める。	【制度改正の経緯】 2013年9月4日の最高裁大法廷決定は、父母が婚姻関係になかったということは、「子にとって選択の余地がない事柄を理由に不利益を及ぼすことは許されず、子を個人として尊重し、権利を保障すべきだという考えが確立されてきている」として、非嫡出子への法定相続分差別を憲法14条1項に違反する、と判断している。このことは、婚姻歴の有無で、寡婦控除の適用が差別されて、その子に不利益を及ぼすことが許されないことも示している。 【支障事例】 これにより、「非婚」「既婚」を問わず、世帯の実情に沿った家賃階層を適用できることはもとより、支払う家賃の軽減のみであれば、減免規定の適用も考えられるが、加えて政令月収の収入分位により認定される収入超過者となる事案も回避できると考える。【懸念の解消策】 公営住宅の入居基準及び家賃決定基準となる所得の算定基準において、「非婚」「既婚」による格差をなくすため、「非婚」であっても控除が受けられるよう、公営住宅法施行令第1条第3号を改正し、みなし適用を各自治体の判断で選択できるよう、規制の緩和を求める。	公営住宅法第16条、第28条 公営住宅法施行令第1条第3号、第8条	国土交通省	松山市

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
743	公営住宅の明渡し請求に係る収入基準の 条例委任	入居収入基準を超える高額の収入として 定められている(令第9条第1項)収入基 達を、事業主体が条例で定めるように改 正。	【制度改正内容】公営住宅法施行令第九条を「法第二十九条第一項に規定する政令で定める基準は、三十一万三千円以下で事業主体が条例で定める基準とする。」に改正する。【支障事例/公営住宅に入居後、収入が増加しすでに低額所得者とは言えななったものが、依然として低家賃で公営住宅に入居している。本市の平成25年度の状況は、明渡努力義務が課せられている収入超過者235名(全体の13.16%)が引き続き入居しており、入居待機者は152名に及んでいる。 【制度改正による効果】基準額を258.000円と定めた場合、235名のうち69名が高額所得者になり、住宅の明渡を請求することができるようになる。69名を退去させることにより、待機している住宅に困窮する低額所得者の人居が可能となる。【制度改正の必要性】入居者資格を有して公営住宅への入居を希望しながら入居できない低所得者がいる一方で、収入超過者が入居し続け、その公平性、的確性に問題が生じている。したがって、入居待機者数、住宅確保のしやすや空き家状況など地域の実情に合った高額所得者の収入基準設定が必要と考える。 【国の各種施策との関連】第1次一括法により、公営住宅の入居に関する収入基準について条例委任がなされた。本提案はよれに続いて明渡し請求の基準も条例委任とすることで、さらなる自治体の自主性の強化と自由度の拡大をはかり、地方分権を進めるものである。	公営住宅法第29条	国土交通省	豊田市
822	公営住宅の目的外使 用の制限の緩和	公営住宅の目的外使用の対象となる社会福祉事業等は、グループホーム事業、ホームレスの自立支援のための事業に限られている。対象事業をこの二つの事業に限らず、同様の社会福祉事業についても対象となるよう制限を緩和すること。	対象事業に老人倫征法第5家の2に規定する「小規模多機能型店モ介護事業」等を追加することによって、国土交通大臣の事前承認手続きが事後報告となり、事務処理が合理化、 第二人の表表表現 日本学による公学の方が、田保学に発することができませる。	公営住宅法第45条 第1項の事業等を定 める省令 第1条、第2条	国土交通省 、 厚生労働省	兵庫県 【共同提案】 京都府、徳島県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
217	備蓄(防災)倉庫の建 築確認申請の不要化	避難場所等に専ら防災のための備蓄(防災)倉庫の用途に供する簡易な施設を整備する際に、建築確認申請を不要とする。	【提案の背景】 全国的に自主防災組織の設立が進む中、各地域において防災資機材の整備が進められている。 上記資機材の整備に合わせ、備蓄(防災)倉庫を購入・設置する場合が多くみられる。 【支障事例】ところが、備蓄(防災)倉庫の設置に当たっては、場合によっては、建築確認を受ける必要があり、これに伴う基礎工事や事務手続きが、地域にとって非常に大きな負担となっている。(一具体的な支障事例は別紙のとおり)なお、現行法においても、防火・準防火地域外において、建築物を増築・改築をする場合で、床面積の合計が10平方メートル以内であれば、建築確認は不要となっている。 【解消策】 ついては、防火・準防火の区分や新築・増築の違いなどで、建築確認申請の要・不要を決定するのではなく、例えば床面積の合計が10平方メートル以内であれば一律に確認申請を不要とするなどの簡略化を図っていただきたい。	建築基準法第6条	国土交通省	全国市長会
218	用途地域等内の建築 物の制限緩和	地方公共団体が設置する備蓄(防災)倉庫について、建築基準法第48条関係の別表第二に掲げる施設、または同法施行令第130条の4第1項第2号に掲げる施設のいずれかに盛り込んでいただきたい。	【提案の背景】 東日本大震災の教訓や新たな被害想定を踏まえた災害対策を推進するためには、災害時に地域住民に供するための備蓄量の増量、備蓄品種の多様化が必要不可欠となっている。 しかし、既存の備蓄(防災)倉庫の容量では対応しきれず、新たな保管場所の確保が課題となっている。 【支障事例】 ところが、現行法において、地方公共団体が第一種低層住居専用地域内へ備蓄(防災)倉庫を設置しようとする場合、建築主事を設置しない市町村では、特定行政庁の許可が必要な状況となっている。これに伴う期間、労力、費用を要し、備蓄物資の整備推進に支障となっている。(一具体的な状況は別紙のとおり) 【解消策】 地方公共団体が設置する備蓄(防災)倉庫について、建築基準法第48条関係の別表第二に掲げる施設、または同法施行令第130条の4第1項第2号に掲げる施設のいずれかに盛り込んでいただきたい。 【その他】 なお、現行法においては、本提案が実現したとしても、特定行政庁に建築確認を受ける必要があるが、上段「建築確認申請の不要化」の提案が実現すれば、本件についても建築確認申請が不要となるものも出てくるため、両提案合わせての実現を求める。	建築基準法第48 条、建築基準法施 行令第130条の4	国土交通省	全国市長会

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
515	県に跨る業者に係る建 設業の許可の移譲	建設業許可の事務の内、営業所が複数都 道府県に跨る業者に係る国土交通大臣の 事務権限を都道府県知事に移譲(現行の 都道府県知事の事務権限を希望する政令 市等の長への移譲を含む)	【支障事例】 建設業に係る許可権限については、建設業法第3条第1項により営業所が複数の都道府県 に跨るか否かで国土交通大臣と都道府県知事の権限が区分され、経営事項審査の審査権 限についても、同法第27条の26第1項・第2項により許可をした大臣又は知事とされている が、当該申請書類等の提出は第一号法定受託事務とされ(同法第44条の5)、知事を経由す ることとされている(同法第44条の4)。したがって、例えば神奈川県内に本店がある大臣時 可業者が建設業許可の取得や決算、役員の変更等の届出を行おうとする場合、必ず本県 を経由して、関東地方整備局(埼玉県)に提出しなければならず、その分処理期間が長くなっている。 同様に、権限移譲を希望する政令市等に対して当該権限を移譲することは、建設業者の利 便性を向上させるものである。 【移譲に当たっての懸念】 許可権限に付随して、同法に基く報告・検査(法第31条)及び指導(法第41条)・監督(法第28条等)の権限も移譲されるとした場合、現在の大臣許可業者のうち、都道府県の区域内に本 店のある業者に対して都道府県が許可等の権限を持つことになると推定する。 この際、現大臣許可を受けている建設業者は、本店所在地以外に、他都道府県に主たる営業所を設置している場合が多く、現行の制度のままで検査権等を委譲した場合は、許可をした都道府県知事が全国の営業所の検査等を行わなければならず、実態に合わないと考える。 【懸念の解消策】 移譲にあたっては、検査権等の行使については、許可権者から営業所の所在地を管轄する 都道府県への委任の法制化などの対応の検討を要する。	建設業法第3条等	国土交通省	神奈川県
516	事務所が複数都道府 県に跨る業者に係る宅 地建物取引業の免許 の移譲		現在、免許の基準については宅建業法に定められているが、事務所の定義等が漠然として	宅地建物取引業法 第5条等	国土交通省	神奈川県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
95	地方バス路線の運行 費補助要件の緩和	地域間幹線系統確保維持費国庫補助金 の補助対象基準における「1日当たりの輸 送量」の下限を、都道府県の判断によって 緩和できるようにすることを求める。	【支障事例】 現行の「地域間幹線系統確保維持費国庫補助金」においては、補助対象基準で輸送量は15人以上と定められているため、人口減少が著しい過疎地域等では、輸送量が15人に達せず、岡山県においても、補助対象系統は、平成20年度の36系統から、平成25年度は22系統と大幅に減少し、また、平均乗車密度が5人未満となり、補助金額が減額される場合も多くなっている。これらの地域間幹線系統は中山間地域等の住民にとって、高校への通学地域の基幹病院への通院、買い物等の生活の足として不可欠であり、維持していく必要がある。【制度の改正案】こうした状況を踏まえ、都道府県が特別な支援が必要と考える条例等で指定する過疎地域等(例)。岡山県中山間地域の振興に関する基本条例における中山間地域)においては、都道府県の判断で、国の定める範囲内(輸送量12~15人)で、補助対象基準を緩和できるようにすることを提案するものである。 【制度改革の効果】バス路線だけではなく、他の交通手段や地理的な条件などを都道府県で勘案し、判断することにより実態に即した支援が可能となる。	地域公共交通確保 維持改好善事業費6 条1項1号別表4	国土交通省	岡山県
172	地域公共交通確保維 持改善事業に係る要 件の緩和	地域間幹線系統確保維持費国庫補助金 について、地方の実情に合わせたバス補 助制度となるよう要件の緩和など制度を見 直す。	[制度改正の必要性]バス路線の維持・確保は社会政策としてとらえるべきだが、国の補助制度は全国一律に一定の運行規模や経営効率化の指標を基準とするため、乗客数の減少、収支率の悪化が続く中山間地のバス路線では指標が基準を下回り運行赤字の一部が補助対象外となっている。特に中山間地における交通弱者にとってバスは基軸となる交通手段であることから、中山間地における種助要件の緩和等、地方の実情に合わせてバス補助制度を見直すこと。また見直しに際しては地方の意見を十分に反映させること。 [支障事例]加速付政圏中心市へ繋がり複数市町村をまたがって運行する生活の重要路線でありながら、人口の少ない中山間地を含む系統では平均乗車密度が低いため補助要件を満たすことができす。バスの存続が難しくなっている。(採択条件である平均乗車率5人以上では、駅内全28路線中、運行赤字全額対象となるのが1路線のみとなる。) [効果]要件緩和により、人口が少ない中山間地域を結ぶ系統においても補助要件を満たすこととなり、生活の足を確保することが可能となる。(採択条件である平均乗車率を5人的急入に引き下げると、県内全28路線中、運行赤字全額対象となるのが1路線から13路線に拡大される。) [求める要件緩和の内容]補助対象路線の1日当たり輸送量:15~150人について、中山間地域は15人以上」の要件を9人(本県における平均的な平均乗車密度=3人程度であるため、最低運行回数3回を乗算)まで引き下げる。	地域公共交通確保 維持改善事業制 動金交び別表5	国土交通省	鳥取県、京都、大阪府、徳島県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
336	地域公共交通確保維持改善事業費補助制度の改善	地域公共交通確保維持改善事業費補助 金制度について、現在、地域間幹線系統 に接続している地域内フィーダー系統であ れば、仮に今後、地域間幹線系統が廃線 となった場合であっても、従前の補助対象 人口を国情動上限額 う制度を見直していただきたい。	地域公共交通確保維持改善事業費補助金の現行制度では、複数の自治体間を結ぶ地域間幹線系統に接続する地域内フィーダー系統でなければ、市内全域を交通不便地域とし、市内全人口を補助対象数とすることができないこととされている[地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要網(以下要網という)、別表6、口、②)が、仮に民間バス路線等の廃止等により地域間幹線系統が無くなった場合、補助額算定の基礎となる補助対象人口が大幅に減少し、現状でも苦しい地域内フィーダー系統の維持がさらに困難になる。地域間特線系統が海後であっても、交通空白地域等における公共交通の確保維持のため、地域内フィーダー系統については維持していかなければならない。この場合において、交通不便地域だけを対象人口として算定するのは不合理ではないかと考えるため、地域間幹線系統が廃線となった場合であっても、他の地域間交通ネットワーク(鉄軌道路線等)に接続する地域内フィーダー系統については、従前の補助対象人口を国庫補助上限額の算定[要綱別表7、5]に使えるよう見直していただきたい。(補助額資定の基礎とな対象人口の考え方は別派参照)現状、山武市地域公共交通活性化協議会で実施している公共交通は、幸いこも地域間幹線系統に接続する地域内フィーダー系統であるため、対象人口は市内全域56.089人(平成22年実施の重勢調査時人口)であるが、今後もし地域間幹線系統が市内に無くなった場合、運輸局長指定交通不便地域のみが対象人口となる。この場合の想定される対象人口は14.190人である。	維持改善事業費補 助金交付要綱別表	国土交通省	山武市
343	地域公共交通確保維持改善事業における補助要件の緩和や弾力的な運用	地域公共交通確保維持改善事業について、地域の実情に応じた柔軟な活用が可能となるよう、地域内フィーダー系統補助の補助対象部線及び利用環境改善促進等事業の補助要件について、緩和や弾力的な運用を図ること。	【利用環境改善促進等事業】 公共交通の利用環境改善の面では、Suicaをはじめとした全国10交通系ICカードの相互	地域公共交通確保 維持改善事業費補 助金交付要綱別表 6口①、別表21	国土交通省	香川県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
435	地域公共交通確保維 持改善事業(国庫補 助)関係の補助要件の 緩和	地域公共交通確保維持改善事業費補助 金交付要綱における補助要件「計画運行 回数3回以上」及び「1日あたりの輸送量 15~150人」について、下限の3回及び15 人を撤廃するよう提案する。	【提案概要】 平成14年2月に施行された改正道路運送法により、路線バス事業の参入・退出規制が廃止されたことから、利用者の少ない、いわゆる過疎地域等においては、交通事業者により採算が見込めないことを理由とした路線バスの減便・撤退が繰り返されており、地域住民の重要な生活交通手段が危機にさらされている状況である。一方で国の補助制度、地域公共交通確映域の広域的・幹線的路線バスについて、要件を満たすことができず補助対象外となっている。本市でも、過疎地自家用有價運送の実施例があり、また新たな取り組み上向けた検討も行っているが、NPOなどの主体による持続的な実施が困致な場合も多く、路線バスの独特の社会的使命は依然としてまずに大きい。周辺市も含めた生活圏の維持・活性化のためにも、国レベルでより細やかな施策を展開することが必要不可欠と考える。そこで、補助要件「計画運行回数3回以上」及び「1日あたりの輸送量15~150人」については、昨今、全国的に過疎化ないし過疎地域における高齢化が急速に進んでいる社会情勢の変化もふまえ、地域の実情に合わせた補助制度とするため、下限の3回及び15人を撤廃するよう要件の見直しを求める。 【支障事例】 別紙のとおり	助金交付要綱別表	国土交通省	神戸市
842	地域公共交通確保維 持改善事業費補助金 の補助要件の緩和	【地域間幹線系統確保維持費国庫補助金】 ・輸送量要件15人/日以上を10人/日以上に緩和する。 【地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助・現行の法指定による過疎地域や振興山村での運行という要件に加え、地域の実情を踏まえた。準(高齢化率概ね50%超等)を加える。・市町毎に人口等を基準に国が算定する補助上限截を引上げる。 【車両減価償却費等国庫補助金】・車両購入費補助から、従前の購入時一括補助とする。	本県の生活バス路線は、国庫補助制度の補助要件となる輸送量(15人/日以上)を満たさない路線がほとんどであることから、四国ブロックの実情(10人/日以上)に応じて輸送量要件の緩和が必要である。 山間部が点在している市町では、複数のフィーダー系統(バスの停留所、鉄軌道駅などで静線交通に接続して乗り継ぎすることのできる系統)の役割を担う路線があるが、現行の地域内フィーダー系統補助金の要件では、採択されない路線があり、また市町毎に補助上限額が設定されるため、地方負担が大きいものとなっている。 車両の更新は、安全性や路線維持の観点から必要であり、更新(購入)時には多額の経費が一括で必要となるにもかかわらず、その経費に係る補助は、5年間に分割されたものとなっている。 (詳細は別紙のとおり)	地域公共交通確保 維持改善事業費補 助金交付要緩別表 4のホ、別表 7の5、別表8	国土交通省	愛媛県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
879	バス路線の再編を促進するための補助要件 の見直し		広島都市圏においては、多くの路線バスが郊外から都心へ直通路線となっていることから、都心では供給過剰となっている。その対応として、バス路線の途中に乗継拠点を設けて、都心側を運行する基幹バスと郊外側を運行する五マーダー系統に分割し効率化を図る手法について、現在検討を行っている。検討に当たっては、地域公共交通確保維持事業:地域間幹線系統補助(複数市町村にまたがることか1日当たりの輸送量が15人以上と見込まれることなどを要件とする国庫補助)を受けている路線も対象としているが、分割によりフィーダー系統になった区間については、こうした補助の要件を満たさなぐなる場合が想定される。この結果、バス事業者や地方自治体の負担が大きくなり、こうしたことが支障となり再編が進まなくなる可能性がある。一方、国においては、本年5月、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律を改正され、同法に基づく交通計画を自治体が策定した場合は、道路運送法上の特例を受けることができるなど、路線等の再編を実現しやすくする制度が盛り込まれた。こうした制度を有効に活用し、バス路線の再編を実現しやすくする制度が盛り込まれた。こうした制度を有効に活用し、バス路線の再編を実現しやすくする制度が盛り込まれた。こうした制度を有効に活用し、バス路線の再編を実現しやすくする制度が盛り込まれた。こうした制度を有効に活用し、バス路線等の再編を実現した。大場合は、その計画期間内において、地域間幹線系統補制については、再編により地方とよるに通行を指した。大阪舎は、新たに運行を場合にあいてまる場合に表示ない場合においても、再編に対り、販存系統の一部を地域内フィーダー系統に移行する場合は、新たに運行を開始するのの補助要件を満たさなくなるが、補助対象として取り扱うことなどの補助要件の緩和が必要である。	助金交付要綱別表4のホ、別表6の二	国土交通省	広島市
177	地域限定通訳案内士 の育成及び確保にか かる事務の都道府県 への移譲	地域限定通訳案内士の要件等を各都道府県知事が定め、運用することができることとするため、「外国人観光旅客の旅行の場所の促進による国際観光の振興に関する法律」について、以下の点を修正する。第4条 外客来訪促進計画への位置づけを不要へ第11条 第2項 本法律で定めるのではなく、各都道府県の全例で定める第13条~第21条 不要(各都道府県条例による)	【制度改正の必要性】 ここ数年、境港への大型のクルーズ客船の寄港が相次いでいるが、寄港地での通訳ガイド確保のニーズに応えられていない。また、鳥取の特色であるエコツーリズムやスポーツツーリズム等をテーマとした観光の推進を図っているが、当該分野に精通した通訳案内力の有資格者は存在せず、無償で県内観光団体や、ボランティアガイドが対応している状況。このことが、本県の特色あるインパウンドの推進に当たり、ネックになっている。全国的にも、通訳案内士不足、またコスト高が要因で、無資格者が通訳案内業務を行っていることが常態 化しているとも間化、現在、鳥取県を対象とした地域限定通訳案内土制度は不在しない。地域限定通訳案内土制度は、過去に複数の自治体で実施されていたが、試験実施等の事務量の割に受験者が集まらず、制度の休止が相次いでいると聞いており、試験実施のコストが制度運覧のネックとなっていると考えられる。また、通訳案内土からのヒアリングによると、試験のレベルが非常に高く、試験の難易度が通訳案内土の不足の一要因。【期待される効果】地域限定通訳案内古の人数が大幅に増加し、通訳ガイド不足が緩和されるとともに、地域の観光知識を豊富に有し、一定の外国語能力もある地域の人材を活用し、地域独自の観光形態の推進を図ることができる。【懸念の解消策】 外国語の能力については、外国語能力検定試験の一定水準を基準とすることで担保し、観光情報の知識については、所定の研修を受けることで担保することを想定。	外国人観光旅客の 旅行の容る国際観 促進による国際・記 光の振興に関する 法・第4条、第11 条~24条	国土交通省 (観光庁)	鳥取県、徳島県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
828	国土形成計画法に基 づく広域地方計画の策 定権限の移譲	国土形成計画法に基づく広域地方計画の 策定権限について、関西広域連合のよう な府県域を越える広域行政組織への移譲 を求める。 また、権限の移譲がなされるまでの当面 の措置として、広域地方計画協議会への 参画等を通じてその意見が反映されること を併せて求める。	現在は、個別に広域地方計画協議会に参画している構成府県・政令市の意見を踏まえ計画が策定されているが、その意見は地方において広域的に意見調整されたものではなく、必ずしも地方の側にとって地域ニーズを十分に反映できるしくみとはなっていない。関西広域連合であれば、既に防災、観光・文化振興、産業振興、医療、環境保全などの広域事務や関西全体の利害調整を図るための取組を推進していることから、構成府県・政令市と密接に取り組むことができ、関西地域内で意見調整され、地域の実情を踏まえた広域地方計画の策定が可能である。地方分権の観点から、府県域を越える広域行政組織において地方自らが地域間の意見調整等を持続的に行い、主体的に企画・立案することで、市町村や関係団体等の意見も踏まえ、住民目線にたった地域ニーズを反映した広域的なプロジェクトの効率的・効果的な実施が可能となる。	国土形成計画法第 9条(広域地方計画)、第10条(広域 地方計画協議会)	国土交通省	兵庫県
60	国土形成計画法に基 づく広域地方計画の策 定権限の移譲	国土形成計画法に基づく広域地方計画の 策定権限について、関西広域連合のよう な府県域を越える広域行政組織への移譲 を求める。 また、権限の移譲がなされるまでの当面 の措置として、広域地方計画協議会への 参画等を通じてその意見が反映されること を併せて求める。	の策定が可能である。	国土形成計画法第 9条(広域地方計 画)、第10条(広域 地方計画協議会)	国土交通省	関西広域連合

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
112	都市計画法施行令及 び都市計画運用指針 の改正	下水道に関する排水区域、管渠を都市計 画に定める事項から削除すべきである。		都市計画法施行令第6条第1項第6号都市計画運用指針C. C-1.(1)	国土交通省	仙台市
113	都市計画法の改正	都道府県知事の認可が必要となる都市計 画事業から下水道を削除すべきである。		都市計画法第59条 第1項	国土交通省	仙台市

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
254	市街化調整区域における開発許可基準の追加	市街化調整区域の開発基準である都市計画法第34条に、「市街化調整区域において、法に基づく許可を受けて建築された後、一定期間適正に利用された土地等を利活用する開発行為で、工場等の用に供する用途で周辺環境における市街化を促進するおそれがないと認められるもの」の要件追加。	【制度改正の必要性】 市街化調整区域においてかつて住宅・商業目的などで開発許可を受けた土地・建築物を工場として用途転用することは都市計画法第34条に定められた許可基準に該当せず原則許可されない状況となっている。 市街化調整区域は原則開発が抑制されるべき区域であるが、人口減少が著しく、産業が停滞している状況にある本市においては、広大な敷地を有し、建築に併せて各種インフラも整備されている。当該土地、既存建築物が、企業の受け皿として有効活用され、地域産業の活性化、雇用の確保につながっていくことが望ましいと考えている。これらの既存建築物の未活用は空き家や廃墟の増加につながり、周辺環境や治安の悪化の原因とせなる。また、既存建築物の開発許可を受けた土地の有効活用は、既存集落や生産活動等を維持するための貴重なストックとしての役割を果たすだけでなく、市街化調整区域における最地転用の伴う開発行為の抑制につながることも期待されることから、周辺環境に影響を及ぼさない、一定期間適正は土地であることなど、一定期間適正に影響を及ぼさない、でよ期間で出土地であることなど、一定の明文化についてご配覧いただきたい。【現行制度で対応困難な理由】都市計画法第34条10号については、一定(概ね1ha以上等)の広がりを持たない特定の土地・建築物を対象に地区計画を定めることは困難であると、同法向第44号については、「開発審査会を設置するのは都道府県及び指定都市等(中核市、特例市)とされており、いずれにも該当しない高岡市は開発審査会を設置することができないこと」から現行制度での対応が困難である。	条第1項第1号~14 号 【開発許可制度運用		高岡市
344	市街化調整区域における開発許可基準の 緩和(公共施設跡地利用)	市街化調整区域は市街化を抑制する区域であり、市街化調整区域において行うことの出来る開発行為は制限されている。合併した自治体が持つ公共施設においては統廃合等の検討を行っている自治体も多く、また、本市においては、市街化調整区域にも多くの公共施設が数多く存在し、市街化調整区域内で見直された施設においては多くの制限があり有効利用が困難な状況であるため、公共施設師との対策があり有効利用が困難効利用に関して制限等の緩和をお願いした。	【制度改正の必要性】 本市は平成18年2月27日に旧合志町と旧西合志町が市町村合併し誕生したが、合併前にそれぞれで、整備した庁舎、文化施設、体育施設等、多様な用途の重複する公共施設が多く存在する。 公共施設の維持管理に要する費用負担は、今後の財政運営における大きな課題の一つであり、将来施設の維持管理に要する費用負担は、今後の財政運営における大きな課題の一つであり、明末、本市面積の約9割を占める市街化調整区域内に立地する公共施設については、都市計画法第34条の規定により開発が制限されることから、現在の要件では、民間事業者へ売買などを行う際に支障があり多くの土地が市の遊休財産となることが想定されるため。 【都市計画法第34条の改正(案)】 「ただし、普通地方公共団体が相当期間保有し適切に維持管理された公共施設等の跡地利用については、地域の振興と活性化に寄与し周辺の市街化を促進しない行為である場合にあってはこの限りではない。」	都市計画法 第34条	国土交通省	合志市

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
345	ける開発許可基準の	りに支障を来している。 そのため、市街化調整区域内の開発要件 について、一部規制緩和を行うことにより、 土地利用についての自由度を高め、新た	【制度改正の必要性】 本市は、政令市である熊本市に隣接しており、都市計画法上の熊本都市計画区域内に位置している。 市域の約9割は市街化が抑制されている市街化調整区域であることから、市南部の熊本市に隣接する約1割の市街化区域に人口が集中し、地域パランスを欠く状況。また、人口については、年々増加している状況であるが、個人市民税等の税収増加は緩やかであり、一部地域に集中した人口増加に対応するための、道路、上下水道、学校、保育所等のインフラ整備に必要な財源の確保が喫緊の課題となっている。そのため、本市では、企業誘致、6次産業化の促進、産学金官連携促進等、新たな雇用創出による市財政基盤強化への様々な取り組みを行っている。しかし、本市の市街化区域においては余剰地が形と無く、約9割を占める、市街化調整区域内においては、開発行為が制限されることから、新たな企業誘致に伴う事務所・工場の設置や6次産業化に必要な農産物の加工場の設置等について土地利用の観点で支障を来している。そのため、都市計画法第34条による市街化調整区域内の開発許可要件を一部緩和し、各自治体の創意工夫によるまちづくりを促進すべきと考える。【都市計画法第34条の放正(業)】新たな要件見直しとして「市町村の財政的自立に資する、開発であり、かつ、周辺地域における市街化を促進する恐れがなく、市町村長と都道府県知事が協議のうえ認めたもの」について市街化調整区域内の開発を認めるものとする。		国土交通省	合志市
709	市街化調整区域における開発許可基準の 追加	都市計画法第34条に定める開発許可の基準において、市町村が任意事業として実施する限等者の地域生活支援事業の用に供する施設を追加する。	【制度改正の必要性】 市街化調整区域内においては、都市計画法第34条第1号及び同法施行令第21条第26号ロの規定により、社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業に係る施設については、開発行為が認められているが、障害者総合支援法第77条に基づき、市町村が任意事業として実施する障害者の地域生活支援事業に係る施設は原則開発行為が認められていない。日中一時支援サービスなど、利用できる事業所が不足しており、障害者が住み慣れた地域で身近な場所で障害福祉サービスを提供してもらうための障害者の特性に応じた適切な対応施策の実施が求められていることも踏まえ、市街化調整区域内においても当該事業に係る施設の建築を行いやすくし、日中一時支援などのサービスができるようにしたい。 【現行制度で対応困難な理由】 都市計画法第34条第4条第4号(開発審査会)において、愛知県開発審査基準において定められていないため、対応が困難です。	都市計画法第34	国土交通省	安城市

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
714	区域区分の決定(変 更)に係る要件の緩和	区域の悪供に明して「桂砂や青棒にし	【町都市計画の経緯】 本町は、S39年に新産業都市建設促進法の指定がされ、国・県主導の新潟東港開発を機にS39年都市計画指定、S45年に近隣市町村と新潟都市計画区域として線引きされた。結果、政策的な必要性に迫られたものといえ、大部分を占める地域は市街化調整区域となった。【支障事例】現在、町都市計画マスターブランに基づき、個性豊かで特色ある独自のまちづくりを進めているが、実現化にあたっては区域区分規制で困難となっている。例として、S52年の役場庁舎移転や町制施行を機に、役場周辺地区に公共施設を整備し、地区を「中心市街地促進」リア」とし住環境整備促進しているが、市街化調整区域により円滑な促進が抑制されている。新潟都市計画区域は、3市町構成で、区域区分変更は単独市町ではできず、また、区域に対域編入は確固たる整備の担保性、さらに、全体人ロフレームの調整等から変更要件が低大の表方は、都市計画送第7条に関連して都市計画運用指針に示されているが、市街化区域編入は確固たる整備の担保性、さらに、全体人ロフレームの調整等から変更要件が厳しく、まちづくの自由度は極めて低いものとなっている。【制度改正の必要性】線引き都市計画は大都市圏では効果的に機能していると理解されるが、線引き後40年以上経過し、時代の潮流の中で町の姿は大きく変わり、当初から引きずる土地利用規制の下で、抵くまちづくり推進の方向性と法制度とが大きく乖離している事例もあるものと考える。よって、特色あるまちづくりを目指すためには、特殊事情により支障が生じている市町村においては、区域区分の変更等に関する都市計画決定に対して、要件を大幅に緩和することで、実態に応じた柔軟で適正な都市計画の推進が図られるよう改革を望むものである。	都市計画法第7条 都市計画運用指針 IV-2-1-B	国土交通省	聖籠町
180	土地収用法に基づく事 業認定の権限移譲	都道府県が起業者である事業については、国土交通省(地方整備局)が事業認定を行っているが、これを都道府県が事業認定を行うことができるよう権限移譲を行うこと。	【支障】社会資本の整備は、地域のニーズを踏まえ迅速な推進を図る必要がある。しかしながら、都道府県が起業者である事業については、土地収用法第17条に基づき事業認定を国土交通省(地方整備局)が行っていることもあり、迅速な対応ができない。県によっては、約3年間に10回程度の事前相談を行い、必要性を理解してもらった例や、そもそも土地収用の必要性を理解してもらえず、事業そのものの進捗が図れていない例もある。【改正の必要性】事業の必要性や公益性などの判断は、地域の実状に精通した地方自治体においても可能であることから、都道府県が起業者である事業については、都道府県へ権収移譲する。これにより、迅速な判断を可能とし、コストを逓減しつつ、社会資本整備の事業効果を早期に出現することができる。【懸念の解消策】国が起業者である事業については、国土交通省(本省)が事業認定の下でいることから、都道府県が起業者である事業の事業認定を都道府県が行うことは許容されるものと考える。また、公平性は、事業部局以外の職員が事業認定の事務を行うこと(参考:改正後の行政不服審査法の審理員)や、土地収用法34条の7に基づく審議会を活用することなどにより担保できる。	土地収用法17条	国土交通省	佐賀県·長崎 県・長県・大学県・大学県・沖縄県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
279	電気自動車用充電器の公園施設としての位置付の付与	都市公園法施行令を改正し、電気自動車 用充電器を公園施設として位置づけ、公 園管理者による電気自動車用充電器の設 置を可能とすること。		都市公園法施行令 第5条	国土交通省	埼玉県
384	国土利用計画法に基 づく土地売買等届出の 届出期限の緩和	国土利用計画法第23条第1項に基づく大規模土地取引に係る土地売買等届出(事後届出)の届出期限を、現行の2週間以内から3週間以内に緩和することを求める。	【支障事例】 土地売買等届出(事後届出)の届出期限は契約日から2週間以内であるが、全国の期限内届出率は73.9%(H24)と低く、無届取引件数は4400件(H24)に及び、無届取引件数の76.5%(H24)と低く、無届取引件数は73件(H24)に及び、無届取引件数の76.5%(H23~H25熊本県平均)は遅延届出(期限後に自主的に提出するもの)であり、遅延届出のうち約1割(同平均)は契約日から3週間以内に提出されている。このことから遅延届出者は、制度を認識しているものの期限内に提出できない者が多いことや、離島等遠隔地にいる者には負担であることが推測され、その要因として届出期間の不足が考えられる。また、都道府県は、昭和54年土地利用調整課長通達を踏まえ、無届取引に関する事務処理要領を定めており、違反者に対して指導を行っている。さらに、遅延届出は法による届出とみなされないため、土地取引の現況把握や傾向分析に活用する土地取引規制実態統計に含まれず実態が反映されないほか、届出者にとっても森林取得時の届出免除(森林法第10条の7の2)が適用されない。 【制度改正の必要性】 制度改正の必要性】 上記実態を踏まえれば、届出期限を3週間に緩和することで、遅延取引の約1割(熊本県を基にした試算: H24全国無届取引件数: 4400件×0.765×0.1=336件)が期限内届出となることにより、遅延取引に係る都道府県、市町村の違反指導事務(集・市町村合計2)/件程度)や届出者の負担が軽減される。また、期限内届出が増えることで、統計データの精度向上や、森林法届出免除の適用者の増加が見込まれる。	国土利用計画法第 23条854年12月24日付け54国土利期間 24日付け54国土利難配到 54日連集配取引等加速につい 7」の別添「無理基準」引等事務処理に登場を開発処理を対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、	国土交通省	九州地方知事会

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
362	違反広告物に対する 簡易除却等に係る景 有行政団体への権限 移譲	屋外広告物法第28条により屋外広告物事務を行う景観行政団体である基礎自治体に対して、都道府県の条例による移譲ではなく、自らの判断と責任で簡易除却等を実施できるよう制度の見直しを行うとともに、それに応じた普通交付税等の必要な財源措置を講じること。	[制度改正要望の経緯・必要性] 景観行政団体は景観計画に基づき屋外広告物条例を策定することにより屋外広告物の規制第3条~5条、7条・8条、2を自ら行うことができる。 一方で、違反広告物に対する処置の法第7条及び第8条に規定されている簡易除却等を行う場合には、権限を持つ県からの権限移譲を受けて行わなくてはならない。 景観行政団体が景観行政と屋外広告物の規制を一元的に実施する際には、簡易除却等の対応も不可欠なものであり、これを現行法のように、権限を持つ主体を分離していることは不合理である。 [具体的支障事例として、簡易除却等を行う権限を特例条例により県から景観行政団体に移譲しているため、県から財源移譲すべきという考えがある一方で、景観行政団体は独自条例を制定済であるため独自財源で対応すべきという考えがある。このため、県から景観行政団体に、の財源移譲が困難である。 [課題の解消策] よって、景観行政団体においても、自らの権限に基づき簡易除却等が行えるように法第7条第項項が54項及び第5条において、「条例で定めるところにより」の文言を加えることを求める。また、法律の改正が実現した際には、これらの事務を行うのに必要となる財源措置をあわせて求める。	・屋外広告物法第7 条、第8条、第28条 ・平成16年12月17日 付け国都交通省局 号・国生交通省局長通の一部改正について I 2. (4)	国土交通省	広島県
442	地籍整備推進調査費 補助金に係る補助対 象地域要件の拡大	地籍整備推進調査費補助金に係る補助対象地域要件として、農村部、中山間地域を対象に加えることを求める。		地籍整備推進調查 費補助金制度要網 第3第1項	国土交通省	岐阜県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
646	都道府県が行う公共測量の実施・終了時における公宗義務、公共測の設置等に係るる都道府県事務の廃止	事務の個系化の転息から、公共側重の実施時及び終了時における都道府県の公示義務を廃止し、測量計画機関が行うことを求める。 また、公共測量における永久標識及び一時標識の設置、移転、撤去及び廃棄の通知について、都道府県を介さず、測量計画機関が関係市町村へ通知するよう求める。	【制度改正の必要性】 測量法第14条及び第39条により、公共測量においては、都道府県は、測量計画機関から通知を受けた時は、その実施時及び終了時における公示が義務付けられており、本県においては、平成25年度に48件×2(実施、終了)=96件の実績がある。当該制度は、広く一般に周知することによって、関係地域の住民に、いつ、どこで公共測量が行われ、そのために必要な、土地の立入及び通知、障害物の除去、土地等の一時限、土地の収用又は使用の権利行使が起こり得ることを知らせるものであるが、周知については測量計画機関が直接行うことが可能と考えられ、事務の簡素化の観点から、都道府県知事が公示する必要性に疑行のある。また、測量法第21条、第23条及び第39条により、公共測量において、都道府県知事は、測量計画機関から永久構成及び一時模職の設置、移転、撤去及び廃棄の通知を受けた時は、その旨を関係市町村長に通知することとなっているが、都道府県知事に通知する必要性は特になく、都道府県知事が関与する事務については、事務の簡素化の観点から、必要性に時間がある。 【具体的な効果】 これら事務の変更により、80時間/年間程度の事務の簡素化が図られると想定される。	測量法第第14条、 第21条、第23条、第 39条	国土交通省	長崎県
655	山林の土地境界確認 方法の簡素化	権利保護を図ることを前提として、地権者 全員でなく、代表者のみによる境界確認を 可能とすることを求める。	【制度改正の必要性】 大野市内の広大な山林において境界が確定していないことにより、村離れや森林の荒廃が進むとともに、森林の多面的機能の低下で台風等の豪雨により土砂崩れや災害が近年多数発生している。これを受け、市としても順次、市内各地で地籍調査を進めているが、予算の制約、制度の制約、未相続等もあり、なかなか境界の確定が進まない状況である。ついては、権利者が複数いる場合は、権利者確認に要する時間を短縮化するため、代表者(地権者の代表、地権者以外の現地に精通した者)のみにより境界確認を行うことを可能としたい。 【懸念の解消策】 代表者ではない者の権利が侵害される恐れがあるが、予防措置として、異議・誤りを申しお他会を設けて対応することにより、問題は生じないと考える。 例えば、度々訴訟に発展する土地収用に関する制度をみると、買受権の消滅など、公告後一定期間のに権利者(確知できない者)から申し此がなければ、関係者の同意、権利の消滅を擬制する制度がある。よって、共有地の境界確定案について、土地収用の制度同様、公告、一定期間(必要に応じて期間を設定)の縦覧を行い、代表者以外(確知できない者)の権利保護を図ることにより、代表者のみの境界確認を可能にできないか。	地籍調查作業規程 海第23条、第30 条第調查作業規程 条第項,第23 集制 連則 運用基 等の2 可由土面 新國 計畫 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個	国土交通省	大野市

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
664	駐車場法施行令の見直し	駐車場法施行令では、路外駐車場の構造 及び設置に関する技術基準が定められているが、駐車場の配置や立地特性められ す、設置基準はの配置や立地特性められず、設置基準が一律に政守で定められているため、理解をするを得ないのが現状であり、地域の実情に応じた設置基準、適用なり、地域の実情に応じた設置基準、適用なりを設定される条文もあることから、駐車場法施行令の技術基準について、駐車場法施行令の技術基準について、駐車場法施で会議では関連を取り巻く環境変化等を踏まえた早急な見直しを求める。	【支障事例】 施行令第7条では路外駐車場の出入口に関する基準が定められているが、一部例外を除き適用除外の規定がほぼないことから、基準に適合させるため、例えば、公園や交差点からの距離を確保するために、既存駐車場の出入口を狭めるなどの指導をしており、こうした措置により逆に駐車場の円滑な出入庫に支障を来す場合がある。現地の状況を確認するとほとんど通行のない道路の交差点や、マンションの隅に設置された見通しの良い小規模公園などが障害となっている例が多く、駐車場の出入口支障がないと想定されるこも関わらず、実態に即さない指導を行うこととなり対応に苦慮している。また、建築物である路外駐車場の換気施設について、施行令第12条では「内部の空気を1時間につき10回以上直接外気と交換する能力を有する接気装置を設けなければならないとあり、「内部の空気」の計算方法を国交省に確認したところ、「駐車マスの合計面積×高さ」ではなく、より厳しい「車路も含む駐車施設面積の合計×高さ」との回答である。一方、車の環境性能の向上や排ガス規制の強化により一酸化炭素の排出量が減少している中、事者からは現行の計算では換気能力が過大であるとの主張を受けており対応に苦慮している。 【制度改正の必要性】施行令を適切に適用することにより、逆に駐車場の円滑な出入庫に支障を来していることから、駐車場の配置や周辺状況等を勘案した柔軟な対応ができるよう基準の見直しが必要である。また、建築物である路外駐車場については近年の車の環境性能の向上を考慮しておらず、事業者に過剰な設備投資を行わせており、基準の検証、改正が必要である。	駐車場法施行令第 7条 駐車場法施行令第 第12条	国土交通省	川崎市
751		開発許可制度運用指針 III-7 法第34条 第14号海 (18) 医療施設関係にお いて、④として「津波浸水対策特別強化地 域に指定された市町村において、津波浸 水想定区域内に既に立地する第二次教急 医療機関が移転する場合」を追加するこ と。	【地域の実情を踏まえた必要性】 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法「津波避難対策特別強化地域」に指定されている本市の三河湾側の低地部においては、津波浸水想定区域や液状化危険度の高い区域が広がり、災害時医療の重要な役割を果たす病床数130床の第二次 救急医療機関(要配慮者施設)が存在している。こうした施設は、集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる場合に限り、集団移転促進事業に係る特例措置を受けることが可能となっている。単独での高台移転は同法しかしながら、被災時における教急医療体制を確保するため地域性を踏まえたときに、該当施設の場合、市街化区域内にある程度まとまった土地が無いことから、近傍の市街化調整区域への移転が最適であると判断されるが、運用指針に記載が無いため、許可が得られない状況である。そのため、開発許可制度運用指針 皿-7 法第34条第14号等関係 (18)医療施設関係において、②として「津波浸水対策特別強化地域に指定された市町村において、津波浸水想定区域内の適地への移転許可多の事業が発見では対して、2000年であるととにより市街化調整区域内の適地への移転許可が可能となり、被災時の救急医療が強化できる。	開発許可制度運用指針	国土交通省	豊橋市

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
871		相続等により緊急に保全が必要となる緑地の用地取得について、都市計画決定前に用地の取得を可能にするよう制度を見直す。	【支障事例】 「特別線地保全地区」等に指定されていない緑地について、相続等により緊急に保全が必要となった場合、現行制度では、国庫債務負担行為による先行取得が不可能である。そのため、市単独での用地取得となるが、財政的負担が大きく対応に苦慮しており、緑地の保全が難しい状況となっている。 【制度改正の必要性】「都市・地域整備局所管の補助事業の用に供する土地を国庫債務負担行為により先行取得者る場合の取扱い要領について」(平成14年6月28日付け国都総第633号)によると、国庫債務負担行為により先行取得を認める事業として緑地保全事業が示されているが、先行取得の対象となる土地の範囲について、土地計画決定が行われており、かつ、都市計画事業認可を受けている事業という要件が設定されているため、緊急に保全が必要となった計画等と国庫債務負担行為により先行取得することができない。緑地保全の観点から、緊急に保全が必要となった緑地については、地権者の了承が得られ、かつ、都市計画を予定している土地についても対象とするよう要件を緩和することを求める。	「都市・地域整備局所管の補助事業の用に供する土地を 開工に供する土地を 日本はり先行取扱い変は 場合の取扱いでは は を は は は は は は は は は は は は は は は は は	国土交通省	さいたま市
13	実態的に法令に根拠 のない農政局協議を求 めている通知の廃止	農村地域工業等導入促進法に基づき県が 実施計画を策定又は変更する場合及び市 町村が策定又は変更する実施計画につい て同法第5条第9項により県が協議に応じ ようとする場合の国との連絡調整を廃止す ること。	【支障】農村地域工業等導入促進法(以下「農工法」)第5条の規定に基づき、都道府県は関係市町村の意見をきいたうえで、また、市町村は都道府県知事に協議しその同意を得たうえで農工実施計画(以下、実施計画という。)を策定・変更することができる。実施計画に定められた工業等導入地区においては、転用面積が4haを超える場合であっても、都道府県知事が可権者となっている。このように、実施計画の策定やこれに伴う農地転用許可は、地方自治体の権限とされているが、農林水産省構造改善局長等通知において、都道府県いた自治体の権限とされているが、農林水産省構造改善局長等通知において、都道府県いて協議に応じようとする場合には、あらかじか市力が策定又は変更する実施計画のいて協議に応じようとする場合には、あらかじかか予膜を向き関係省庁と十分連絡調整を行うこととされている。この連絡調整は法令に根拠を持たないものであるが、この連絡調整の際に、様々な指摘(ある地区での実施計画の未完工を理由に、近隣地区の実施計画の作成を認めない等)を受ける結果、実施計画の作成に2年から数年かかるなど、工業団地の開発に大幅な遅れが発生している。【改正の必要性】都道府県が実施計画を策定する場合や市町村からの協議に応じようとする場合には、関係市町村や関係部局との間で十分に調整を行っていることや地方の状況については地元自治体が最も熟知していることなどから、農工法の趣旨を踏まえ、迅速な処理を図るうえでも、事実上の協議となっている国との連絡調整通知は廃止すること。	農村地域工業等導 入促進法第5条第8 項第9項 「農村地域工業等第 ついてJに和6348 月18日付け63構改 B第855号)第4の4 連絡調整等	農林水産省省省省 資本 長終済産働 選出 主 交 通 省	佐賀県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
514	運航労務検査の国から都道府県への移譲	船舶所有者及び船員の労働基準行政に 関する事務及び個別労働関係紛争の解決 の促進に関することを都道府県に移譲す る。	労働基準行政は産業行政と極めて密接な関係にあることから、その地域の特性を踏まえたうえで、都道府県が一体的な行政事務として担うことで、効果的かつ効率的な行政事務の執行可能となると考えられる。 そこで船舶所有者及び船員等と他の行政分野において、より接点のある都道府県が当該事務を所管することで、より具体的な相談業務や紛争解決に資することが可能であり、かつ都道府県は地域において労働組合や警察等との接点があるため、国が実施するより多様な額原県は地域において労働組合や警察等との接点があるため、国が実施するより多様なもの場所の場合の場合であると考える。また、これらの事務を対抗行することで、船舶所有者や船員の労使等の問題について、スピード感を持って県行政へ反映することが可能であると考える。	船員法第101条、第 102条	国土交通省	神奈川県
380	し尿処理施設(環境省) と下水道施設(国土交 通省)の統合整備	し尿等の受入施設を下水道施設として位置付け、社会資本整備交付金の対象とするとともに、終合的に下水道施設に下水道 処理区域外のし尿を集めて処理した方が 有利ならば、下水道計画処理能力に下水 道処理区域外のし尿全量を加えて計画が できるよう規制緩和すること。	【制度改正の必要性】 下水道の整備により、その地域の浄化槽やくみ取り便所は減少するため、し尿処理施設は下水道施設が整備さより、その地域の浄化槽やくみ取り便所は減少するため、し尿処理施設はするに数を構造された光代された分だけ処理量も減少する。一方、近年、市町村の管理するし尿処理施設は老朽化により建替の時期に来ている。この様な中、下水道の整備が進んだ市町村については、新たにし尿処理施設を建設するよりも下水道施設で一括して処理した方が経済性・効率性の観点から有利である。本果では2町において、人口減少などで下水道施設の処理能力にし尿を受け入れる余裕があったため、し尿処理施設の建替をせずに、下水道施設で一緒「200里した事」の場合に、し尿等の受入施設は下水道施設とは認められていないため、下水道用地に設置する場合は暫定的な措置として国土交通省より目的外使用承認が必要だった。また、し尿等の受入施設は、前処理のみを行い、最終目的のし尿の処理をしないため、し尿処理施設としても認られず、費用を縮減したにもかかわらず市町村の単独費での対応となった。このためし尿等の受入施設を下水道施設として位置づけ、目的外使用承認を不要とし、社会資本整備交付金の対象に入れることを提案する。また、現在も市宅即で自様な対応を検討しているが、1市についてはし尿の量が多く、下水道計画処理能力を超えるため1下水道施設では受入が厳しい状態。このため、総合的に下水道・計画処理を域外のし尿全量を加えて計画ができることとすることを併せて提案する。	交付金交付要綱	環境省、国土交通省	九州地方知事会

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
511	倉庫業の登録・指導監督事務等の国から都 道府県への移譲	倉庫業の営業登録、変更登録、軽微変更 の届出、トランクルーム認定等に係る事 務、倉庫業の監查等の指導監督事務につ いて、移譲を求める。	反映したきめ細かい施策を展開できるとともに、倉庫業の営業登録などの事務と合わせて、	倉庫業法第3条~第 7条、第25条、第27 条	国土交通省	神奈川県
749	る要配慮者施設の単	急医療機関や福祉施設などの重要な要配 慮施設は、集団移転促進事業にかかわら ず単独での移転が推進されるよう、南海ト	避難対策緊急事業計画を作成し、同法に基づく国の補助の特例や集団移転促進事業に係	南海トラフ地震防災 対策の推進に関す る特別措置法第12 条、第16条		豊橋市

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
1	河川法に基づく流水占 用料等の徴収方法を 条例で定めることとす る規制緩和	河川法第32条で政令に委任している流水 占用料等の徴収方法を、条例で定めることを可能とする規制緩和。	【支障】河川に係る流水占用料等(河川法第23条、第24条若しくは第25条の許可又は第23条の2の登録を受けた者から徴収することができる流水占用料、土地占用料又は土石採取料その他の河川産出物採取料をいう。)については、河川法施行令第18条第2項に定めるところにより、流水占用等の期間が複数年に及ぶ場合でも毎年度徴収しなければならない。しかし、本県の流水占用料等の方ち特に土地占用料については、毎年の調定件数千数百件のうち高額な2件(ゴルフ場)を除けば、平均が3,000円程度と低額である。このように低額な流水占用料等も毎年調定、徴収事務を行うことは、行政事務の効率化の観点から問題がある。【改正の必要性】流水占用料の徴収方法を政令ではなく、条例で定めることにより、流水占用等の期間が複数年に及ぶ領含は、希望により全許可期間分を一括徴収することを可能としたい。これにより、県の行政コスト経滅による行政の効率化と、申請者の負担経滅により上い。これにより、県の行政コスト経滅による行政の効率化と、申請者の負担経滅による行政の効率化と、申請者の負担経滅による代政の効率化と、申請者の負担経滅によ条例に委任(道路法39条2項)されており、本県では、道路占用料については複数年度にまたがるものを一括徴収することを可能としている。		国土交通省	佐賀県
10	かんがい用水の目的 外利用における申請手 続き及び財産の処分 等承認基準の緩和		本市南部にはカルスト地形の大地が広がっており、河川・地下水に乏しいため、県が国庫補助で整備した畑地かんがい施設により、農地のかんがいを行っている。しかし、耕作放棄等により灌漑面積が減少傾向にあり、許可済みの水利権に余剰が発生しており、将来的に当該施設の維持管理がの軽度なることが予想される。 当該地域に有管理がや農産加工施設などが新設された場合、かんがい施設を利用するには目的外利用(畜産用水、工業用水等)になるため、県が行う変更・新規取得手続・目的外利用申請等に相当の期間を要することになる。このため、余剰範囲内で用途の定めのない取水量を確保し、用途・必要水量決定後に届出等による変更手続きになるよう制度改正を行うことを要望する。また、当該施設は建設後30年以上を経過し、補助目的を達成したものと見なすことができるが、収益が見込まれる(他のかんがい用水受益者と同様に使用料等を負担するため)場合は、国庫補助金の返還が生じる。当該施設の有効利用及び維持管理費の確保のため、目的外利用による国庫補助金の返還が生じる。当該施設の有効利用及び維持管理費の確保のため、目的外利用による国庫補助金の返還が生じないよう、合わせて制度改正を要望する。	河川法第23条、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等した可能を20年5月23日20経第35号官 農林水産長通達)第4条	国土交通省、農林水産省	新見市

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
361	流水占用許可等の手 続き及び流水占用料 等の徴収の手続きに 係る見直し	的を安全・確実に実行させるため、都道府 県が有する流水占用許可等の権限に関して、 ①河川法施行規則第11条第2項等に定める流水占用許可等の申請書類に、申請亦 の「法人登記簿」「財務諸表」及び流水 占用料等を納付したことを証する書類」を 追加していただきたい。 ②河川法施行令第18条の改正により、許 可の附款(解除条件)として、流水占用料	【支障事例】 本県においては、河川法第32条第1項の規定に基づき、条例により、同法第23条等の流水占用許可等を受けた者に対して流水占用料等の納付義務を課しているところであるが、経営が健全でない法人等が未納のまま許可等の更新を行う例があり、占用目的が適切に実行されない懸念がある。(河川流水占用料等の収入未済額:平成25年度 29,927千円)【制度改正の必要性】現行の占用許可に当たつては、治水・利水上の観点から許可基準を定めており、許可申請者が許可を受けた後、占用の目的を安全かつ確実に実行できるかという観点が欠けている。 計可等を受けた後、占用の目的を安全かつ確実に実行できるかという観点が欠けている。 計可等を受けた者は、公共財産を排他的に使用し、営利を上げることになることから、河川が適正に利用され、公共の安全が保持されるよう、許可の審査に当たっては、治水・利水上の観点からの安全性のみならず、申請者の経営の健全性を確認する必要がある。【改正案】 ①河川法施行規則第11条第2項第7号を第8号とし、第7号として次の条文を追加「七法人登記簿、財務諸表及び流水占用料等を納付したことを証する書類「七法人登記簿、財務諸表及び流水占用料等を納付したことを証する書類「七法人登記簿、財務諸表及び流水占用料等を納付したことを証する書類「20、第7号1とで必要とされる書類を想定していることから、当該規定で対応するのではなく、明確化することを希望する。②河川法施行令第18条第2項第3号の次に、第4号として次の条文を追加「四法第23条、第24条若しくは第25条の規定による河川管理者たる都道府県知事の許可を得た者が、都道府県知事の許可を得た者が、都道府県知事の許可を得た者が、都道府県知事の許可を得た者が、都道府県知事の許可を得た者が、都道府県知事の許可を得た者が、都道府県知事の許可を得た者が、都道府県知事の許可を得た者が、都道府県知事の許可を得た者が、都道府県知事の許可を得た者が、おは、当該許可を取り消し又は許可の更新をしないことができること。」	·河川法施行規則第 11条第項 ·河川法施行令第18 条第2項	国土交通省	茨城県
705	準用河川の用に供されている国土交通省所管の国有財産の登記嘱託及び境策決定事務の権限移譲	不動産登記法及び国有財産法に基づき、都道府県は、国土交通省大臣所管の国有的財産の方、準用河川の用に供されるものについては、所有権保存登記の嘱託を行うこととされている。また、国有財産の国有財産のうち、準用河川の用に供されているものについて、隣接地との境界確定を行っている。これらの事務については、特例条例による権限移譲が進んでいる現状があるため、市町村へ権限移譲を行うべきである。	【権限移譲の必要性】 1 国有財産法に基づく県の事務 都道府県は、準用河川に隣接する土地所有者からの申請に基づき、県が準用河川の境界立会を行っている。 2 不動産登記法に基づく県の事務 都道府県は、準用河川に供する国有財産について、所有権保存登記等の登記所への嘱託を行っている。 3 河川法に基づく市町村の事務 市町村は、準用河川の機能の維持のため、準用河川の管理者として、準用河川の境界立会を行っている。 市町村は、準用河川の機能の維持のため河川法に基づき管理を行っていることから、国有財産法等に基づく財産管理としての境界立会、登記嘱託等の事務も市町村が行うことが効率的である。 1と2の事務は、特例条例による権限移譲が進んでいる現状があるため、法改正による市町村への権限移譲を行うべきである。 【当県における事務の実績】 1 国有財産法に基づく県の事務 平成23年度から平成24年度・実績なし 2 不動産登記法に基づく県の事務 平成23年度・16件、平成24年度・14件 【特例条例による市町村への移譲状況】 本県内:1、2ともに42市町村中、32市町村(76.2%) 全国:国有財産法に基づく事務→31道府県、不動産登記法に基づく事務→22道府県	河川法第100条、国有財産法第9条第3項、第31条の2、第31条の2、及び第31条の4及び第31条の5、国有財産法施第1号等。 不動產產產額法116条		鹿児島県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
51	道路構造基準の条例 委任適用範囲の拡大	第1次一括法の適用により、道路構造基準の一部を地域において定められることとなったが、この基準は都道府県道又は市町村道の外に適用されるもので、都道府県が管理する指定区間外の国道には適用されない、道路管理者の一体的な道路管理促進の最適にのいても適用すべき。	【制度改正の必要性】 都道府県道と指定区間外国道の同一管理者が2つの構造基準を使用することは、業務の 頻雑化を招くともに、地域の責任の判断による、より魅力ある道路空間の形成や地域の実 状に応じた道路整備、管理の支障となる。		国土交通省	愛知県
52	道路標識設置基準の 条例委任適用範囲の 拡大	第1次一括法の適用により、道路標識設 置基準の一部を地域において定められる こととなったが、この基準は都道府県道又 は市町村道のみに適用されるもので、都 道府県が管理する指定区間外の国道には 適用されない。道路管理者の一体的な道 適管理促進の観点からも、都道府県が管理 理する指定区間外の国道についても適用 すべき。	【制度改正の必要性】 都道府県道と指定区間外国道の同一道路管理者が2つの設置基準を使用することは、業務の頻雑化を招くとともに、地域の責任の判断による、より魅力ある道路空間の形成や地域の実状に応じた道路整備、管理の支障となる。	道路法 第45条第2項	国土交通省	愛知県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
302		道路の構造の技術基準及び道路標識の 基準について、条例を制定したところであ るが、条例委任については、県道及び市 町村道のみに適用されるものであり、県が 管理する指定区間外の国道については適 用されないこととなっている。道路管理する の一体的な管理の観点から県が管理する 国道についても適用できるようにすべきで ある。	【現状と支障事例】 ・道路管理者が、道路構造と標識設置に係る基準について、国道と県道の管理に2つの基準を使用している現状にあり、業務の煩雑化を招くともに、地域の実情に応じた道路整備及び管理の支障となっている。 ・具体的には、指定区間外国道において、整備済み区間と新たに整備する区間で幅員が異なってしまう事例が生し、地域の実情に応じた車道(路屑)及び歩道に係る幅員設定ができない。また、管理する指定区間外国道の道路標識においても、県道の様に地域の実情に応じた文字設定ができないこととなっている。 【課題解決のための施策等】 ・国道の構造の技術基準を県が管理する指定区間外国道についても委任を求める。・法令の規定としては道路構造基準第30条1項で国道を表記されていること及び2項に指定区間外国道に関する表記がないことが支障となっている。このため、道路法第30条第1項の「国道」を「直轄国道」とし、第2項の「都道府県道及び市町村道」に「指定区間外国道」を「直轄国道」とし、第2項の「都道府県道及び市町村道」に「指定区間外国道」を通記していただきたい。参考資料として「資料1」を添付。)なお、道路標識については、設計速度に応じて設定されている文字の大きさについて、県条例によって、1.0~1.5倍の範囲内で自由に設定できることとした。(参考資料として「資料2」を添付。) 【その他】 同一構造規格の場合に交差部分で、直轄国道と指定区間外国道の構造が異なることが懸念されるが、現時点では、このような事例がないため対応策は検討していない。	道路法第30条第1項 及び第2項、道路標 識、区画線及び道 路標識に関する命 令		福島県
647	社会資本整備総合交付金の採択要件の緩和 (港湾改修事業のうち維持補修を対象としたもの(港湾施設改良 費統合補助事業))	要件が事業費2億円以上5億円未満となっているため、採択要件下限額を1億円に引き下げる。	【支障事例】 社会資本整備総合交付金(港湾改修事業のうち維持補修を対象とする港湾施設改良費 社会資本整備総合交付金(港湾改修事業のうち維持補修を対象とする港湾施設改良費 統合補助事業)の採択要件は事業費で2億円以上5億円未満となっており、1港で採択要件 に満たない場合は、他港の補修事業と合併するなどで採択要件に合致するよう調整する必 要があり、補修箇所が点在しないような調整に苦虚している。 例えば1港の1施設が要補修となっても、他施設や周辺港湾との合併で1件2億円以上と ならなければ採択不可となるため、車止めや防舷材の欠損など、安全対策上早期の補修が 必要でも対応できず、港湾利用者の安全性確保が出来ないことから、利用制限等の支障が とじている。現在、採択要件に合致しない施設の補修は県単独費での対応となるが、予算 不足により必要最小限の部分的な補修のみで十分な対応が出来ないのが実情である。 【制度改正の必要性】 本県管理港湾は重要港湾4港、地方港湾77港で、港湾施設約3、300施設を有してお り、今後増加する港湾施設の維持・補修事業を計画的に行うためには県単独費用のみでの 対応が困難なため、今後、統合補助事業の活用が不可欠であり、採択要件の緩和「下限額 の引き下げ)によって効率的な港湾施設の維持補修が可能となるものと考えている。 なお、道路事業の採択要件は下限額設定なし、当該事業の市町村管理港湾の採択要件 が9千万円以上となっていることから、県管理港湾の下限額を1億円程度とすることが妥当 と考えている。	社会資本整備総合 交付金交付要網 口-2港湾事業 口-2(1)港湾改修事 業	国土交通省	長崎県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
79	社会資本整備総合交付金事業における交付金前の流用について	現在、交付金事業は社会資本整備総合交付金と防災・安全交付金の2本立てになっているが、従来、一つの交付金事業で自由に利活用できていたものが事業間で利用が出来ないケースが生しるなど自由度が低下し、使い勝手の良さが評価されていた交付金制度の魅力が低下しているため、社会資本整備に必要な事業間での交付金の融通が可能となるよう、見直しを行い、交付金事業の魅力の向上、両交付金の相乗効果を発揮できる制度とする。	国においては汚水処理施設の登舗を予後10年間で概ね元成りることを目標に掲げており、 松山市では、早急な未普及改善事業の進捗が必要となっている。 [懸念の解消策] しかしながら、下水道財政の硬直化を防ぐため、建設投資規模の拡大は見込めない状況であり、可能な建設投資規模の中で必要な事業を効率的に進めていくよう、五箇年計画を策 コー 計画のに事業を光をフェスト・スでもスペートでは、中央なみといる大手に会せるようのルトン。	社会資本整備終網 を付金交本整備終網 を付金交本整備の成立 を対金資本を可用成立 用について改正明 年3月31日改正明 年3月31日改正明 年3月31日改善 第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	国土交通省	松山市
87	都市公園等の整備に 係る交付対象事業要 件の緩和	地域の実情に合った交付対象事業要件の 緩和 1. イ-12-(1)都市公園事業の交付対象 面積要件を「2ha以上」から、街区公園程度(0.25ha)の面積に緩和。 2. イ-12-(1)都市公園事業の交付対象 事業のうち帰宅支援場所の機能を有する公園緑地について、対象となる施設に遊 厳施設を追加することに緩和。 3. イ-12-(11)市民緑地等整備事業の的 世公園の整備において、要件③で定め れる"(平成23年度までに着手された事業に限る。)"を恒久措置化、若しくは、期間 延長することに緩和。	要約版 【制度改正の経緯】 近年のゲーム機やスマホ・携帯電話の普及は社会現象になっており、多くの大人たちは子どもたちが外遊びをしなくなったと懸念していることから、市民に最も身近に利用できる公園である街区公園は、「ボール遊びのできる公園」や「健康遊具の設置」など地域ニーズに即した効率的で効果的な対応が求められている。 【支障事例】 本市では、「市民1人当たりの公園面積10㎡以上」を目標にしているが現在約70㎡であり、他の中核市に比較しても少ない状況であるが、整備が求められる中心市街地及び周辺住宅地では、要件となっている2ha以上の用地確保が困難なことから、新規整備が停滞している。 一方、要件緩和されている「防災公園」においても「5)帰宅支援場所の機能を有する公園線地」は、交付対象事業に「遊戯施設」が含まれていない。また、用地購入する場合と比べ経費を節減できる借地公園についても、平成23年度までに着手された事業に限られ、新規公園整備が推進に支障となっている。「とこ、 市機要件が街区公園程度(0.25ha)に緩和されること、及び、 防災公園であっても防災機能を備えた遊戯施設を設置すること、また、 借地公園整備が期間を恒久措置化、若しくば、 期間延長されることは、 地域住民に身近な公園整備が一層推進できる環境となる。このことは、 民間開発事業者が設置するべき公園・緑地を緩和でき、 民間事業の促進につながる。さらに、都市公園事業で街区公園の改築が可能となることで、策定した長寿命化計画に沿ったリフレッシュが可能となり、 健全な公共施設管理につながる。	社会資本整備総合 交付金交付要網 附属第2編 イ-12-(1)、イ-12- (11)	国土交通省	松山市

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
287	命化対象事業の要件	「公園施設長寿命化対策支援事業」について、面積(2ha以上)や総事業費(1,500万円以上)などの交付対象事業の要件の緩和を図ること。	【現状】 高度成長期以降に整備された県内の多くの都市公園では、年々、施設の老朽化が進展している。 (本県内の都市公園は、平成25年3月31日現在で、4,892箇所が開設されている。) このため、本県では、公園施設の多化や損傷を適切に担握した上で、公園施設の維持保全、撤去・更新等に係る費用が最小となるよう「公園施設長寿命化計画」を策定し、「公園施設長寿命化対策支援事業」を活用しながら、公園施設の計画的な維持管理・更新に取り組んでいる。 【制度改正の必要性等】 しかし、「公園施設長寿命化対策支援事業」は市町によって、面積要件などの交付対象事業の要件を満たさない施設があり、近隣住民が日常的に使用している施設でありながら、計画的な維持管理・更新を行うことが困難な状況にあり、利用者の安全確保に懸念がある。(そのため、市町からも本県に当該事業の要件を緩和できないか相談が寄せられているところである。)そのため、社会資本整備総合交付金交付要綱を改め、「公園施設長寿命化対策支援事業」について、面積(2ha以上)や総事業費(1,500万円以上)などの交付対象事業の要件の緩和を図るべきである。	社会資本整備総合 交付金 交付要綱 附属第2編 イー12 - (7)	国土交通省	埼玉県
337	の緩和	・防災・安全交付金における補助要件の緩和 平成24年度補正予算において防災・安全 交付金が創設され、個別事業分野にとら われずに地方自らが計画するインフラの 老朽化対策や、事前防災・渡災対策や 、生活空間の安全確保のための整備が可能となっている。 こかした、従前からあると同様、従来の補助要件に該関連 事業や効果促進事業の実施が可能という 制度となっている。 このため、地域の安全防災の確保に必要 不可欠な事業であっても、基幹事業に該 当する事業が無い場合は交付金事業と該 当する事業が無い場合ない状況宗をあるため、補助要件における「基幹事業の必置」という条件を緩和し、従来の補助要件によい。表生のおずに活用が可能な交付金となるより、要件の緩和をお願いする。	本市は大阪平野の西部にあり、丘一つない平坦な土地で、市域の約30%にあたる地域が平均満潮位以下の低地盤のため、南部臨海地域における雨水排水には、専用の排水ポンプ(抽水場)を活用しなければ海域へ排水ができない状況にある。また、市内には総延長約209kmに渡る水路が織機(三歩り、雨水排水において重要な役割を担っているが老朽化が進み、また、地震 津波への対策も十分ではない。上記施設は、本市特有の性質によるところが大きいため、今までの全国画一的な補助事業には馴染まず、単独事業として整備更新を実施してきたところである。一方国におかれては、平成24年度補正予算において地域の主体性を尊重した「防災・安全交付金」制度を創設していただいたところである。しかしながら、社会資本整備総合交付金要網第6において、「基幹事業のうちしずれか一以上を含むものとする。」と定められているため、防災安全面において重きをなす施設である抽水場や水路の老朽化・地震津波対策について、防災・安全で金を活用することができない状態である。こうした実態を踏まえ、地方が臨む防災・安全対策へ活用できる交付金制度となるよう、交付要網における要件の緩和を求めるものである。	社会資本整備総合 交付金交付金乘綱 第6 交付対象事業	国土交通省	尼崎市

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
583	社会資本整備総合交 付金交付要綱の要件 緩和	平成22年度の社会資本整備総合交付金の創設に伴い、地方公共団体はより地域の実態に即した柔軟な事業実施が可能になった。一方で、河川事業などの一部事業においては、従前の補助要網に定める金事業においたため、交付金充当を希望する事業について、依然採択を引くするとが出来ず、地域が真に望む事業実施が困難な状況にある。このため、従前の補助要網に定める金額要件が依然として残る事業についても、他事業と同様、当該要件を撤廃するなど地域の実情に沿った柔軟な運用を要望するものである。	【制度改正の必要性】 社会資本整備総合交付金の創設に伴い、道路事業等については、申請にあたっての金額要件が撤廃されたことにより、従前の補助金では実施できなかった事業の実施が可能となり、地域の実情に即した柔軟な事業実施が可能となった。一方で、以下の事業においては、徒前の補助金剛に規定されていた申請にあたっての金額要件がそのまま踏襲され、依然として事業の採択を受けることができないなど、地域の実情に即した柔軟な事業実施が困難な現状にある。ついては、交付金の創設目的に照らし、従前の補助要綱に定める金額要件が依然として残る事業についても、他事業と同様、当該要件を撤廃するなど地域の実情に沿った柔軟な運【支障事例】 ①特定構造物改築事業においては、県が管理する施設の大部分が交付要綱の定める補助要将に総事業者(他同以上等)を満していない現状にある。(496の県施設のうち492施設の99%)が特定構造物改築事業においては、県が管理する施設の大部分が交付要綱の定める補助要将に終事業者(他同以上等)を満していない現状にある。(496の県施設のうち492施設の99%)が特定構造物改築事業の対象外となっている。) また、堰堤改良事業については、県管理を12施設のうち10施設(83.3%)が補助の対象外であり、元わらについては、県生物・大部分であり、元わらについては、県管理を12を表をの対策を実施しているものの、今後ますます更新費用が増大することが見込まれるなかで、適切な時期での事業実施が困難となることが認定される。 ②準用河川改修事業 当該事業についても、本県の実態上、交付金の採択要件(総事業費4億円以上等)に満たない小規模な改修事業が大部分を占めていることから、予算の確保等に苦慮している。(市町村が交付金による事業実施を要望する44事業すべてが補助の対象外となっている。)	社会資本整備総合交付金交付要網 イー3(13)、(15)、 (15)、0-3(13)、(15)、0-8 (1)	国土交通省	山形県
649	大規模河川管理施設 機能確保事業による交付対象事業の緩和	大規模河川管理施設機能確保事業による 交付対象事業は50億円以上となっている ため、採択要件を緩和する。	【支障事例】 県内の二級河川は210水系341河川あり、整備後50年以上を経過し老朽化が進行している河川も多く改築が必要となっている。しかしながら、現在、社会資本整備総合交付金の対象事業である大規模河川管理施設機能確保事業の採択要件は、全体計画50億円以上となっているため、県が管理する小規模な河川では対象とならないことが多い状況である。 【制度改正の必要性】治水上の安全確保や適正な維持管理を行うには、社会資本整備交付金のさらなる柔軟化が必要であり、予算の増を目的とするものではなく、現在の予算の範囲内で、地方公共団体の裁量において優先順位をつけて事業を実施できるよう、採択要件の緩和(下限額の引き下げ)を提案する。	交付金交付要綱 ロ-3河川事業 ロ-3-(12)大規模河 川管理施設機能確	国土交通省	長崎県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
737	社会資本整備総合交 付金事業の交付要件 の緩和	付対象として一定の事業規模が求められ るなど、必ずしも地方の実態を反映したも	【支障事例・必要性】 1)高潮対策事業 本県では、津波・高潮対策整備推進アクションプログラムを策定し、関係市町とも連携して計画的に財施能2の整備を実施しているところであるが、「高潮対策事業」の事業費要件は都道府県・市町ともに総事業費が1億円以上(離島等は5千万円以上)と同じ条件となっており、整備規模の小さい市町事業が交付対象とならないため進捗が遅れ、県事業と市町事業の一体的な効果発現に影響が生じている。 具体的には、津波・高潮対策整備推進アクションプログラムに位置づけ整備する市町の28港湾のうち、現行の事業費要件を満たすのは2港湾のみであり、早急に防災対策を推進するがある。 2)特定構造物改築事業 本県では、水門等の河川管理施設について長寿命化修繕計画を策定し、計画的に延命化対策を実施しているところであるが、「特定構造物改築事業」の交付要件は合計事業費が4億円以上とされており、事業規模は小さいが優先度の高い施設が数多くあるにもかかわらず、交付金が活用できないため、今後の計画的な長寿命化対策に支障をきたす恐れがある。 具体的には県が管理する水門等の河川管理施設97基のうち、現行の事業費要件を満たすのは15基のみでり、長寿命化計画に基づき着実に対策を実施し施設管理していくため、一定の計画に位置づけられた施設については、総事業費に係る事業費要件を廃止する必要がある。		国土交通省	香川県
122	河川管理施設長寿命 化対策(特定構造物改 築事業)の制度拡充に ついて	今後40年間に必要となる延命化措置及び 改築の合計事業費が4億円未満の河川管 理施設についても、交付対象とする	【制度改正の経緯】 社会資本整備総合交付金の特定構造物改築事業については、地方公共団体が実施する 水門、ボンブ設備等の河川管理施設の長寿命化対策工事に対して交付する事業であり、そ の交付対象は、今後40年間に必要となる延命化措置及び改築の合計事業費が概ね4億円 以上の施設とされている。 しかしながら、長寿命化対策の重要度、優先度は、事業費の多寡で決めるべきではなく、 施設の老朽度合い、施設の動作不良による周辺の人家・資産等への影響も勘案するなど、 地域の実情に応じて決めるべきものである。 【支障事例】 石川県には、県管理の堰や水門などの河川管理施設21施設あるが、交付金の対象となるのは5施設のみであり、交付金を活用できないため対策が遅れているその他の16施設に おいては、今後の河川管理施設の老朽化が進行することとなる。 さらに、長寿命化対策を実施できない16施設のうち、今後20年間で、約6割の施設が建設後40年のライフサイクルタイムを超える施設となり、老朽化が更に進行することとなる。 これら老朽化の影響により、洪水時等の緊急時に動作不良等が生じ、施設機能を発揮できずに、浸水被害が発生する恐れがある。 【懸念の解消策】 こうしたことから、事業の多寡にかかわらず地域の実情に応じ、自治体において効果的・ 効率的に河川管理施設の長寿命化対策を進めていけるよう、交付対象の事業費要件をなくすことが必要である。	社会資本整備総合 交付金交付要網附 属等工編 「特定構造物改築事 業」	国土交通省	石川県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
650	による、管理施設の更	特定構造物改築事業による交付対象事業は、長寿命化計画の策定、延命化に必要な措置、改築の費用が合計約4億円以上となっているため、採択要件を緩和する。	どなっているか、県か管理する施設については小規模なものか多く、対象とならない施設か 多い状況である。 【制度カエの必要性】	社会資本整備総合 交付金交付委綱 口-3河川事業 中-3-(13)特定構造 物改築事業	国土交通省	長崎県
652	堰堤改良事業による交付対象事業の緩和	堰堤改良事業による交付対象事業は、総 事業費が概ね4億円以上となっているため、採択要件を緩和する。	【制度改正の必要性】 計画的な維持管理を行うには、社会資本整備交付金のさらなる柔軟化が必要であり、予	社会資本整備総合 交付金交付要網 ロ-3河川事業 ロ-3河川事業 最後 事業	国土交通省	長崎県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
721	「防災・安全交付金」の 要件を緩和	地域の判断により、「小規模な河川管理施設の機能向上」を事業の対象と出来るよう 規制を緩和する(予算の増そのものを目的 とするものではなく、予算の枠内で、地方 公共団体の裁量で優先順位をつけて事業 実施できるようにすることを目的とする)	社会資本整備総合交付金交付要網附属第 II 編P345の「2. 交付対象事業」中の「広域河川改修事業(D-3-(1))に該当する事業であって、」を削除。 財政制度等審議会 財政制度分科会(H26/4/4)において「社会資本の整備水準の向上や今後の人口減少を踏まえると、今後の新規投資は、国際競争力強化や防災対策などに厳選していたことが必要。5 むら、既存ストックの適切な路特管理や人口減少を見据えた更新投資が課題ではないか。」との課題提起がなされたところ。また、国家として「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、都道府県においても「インフラ長寿命化計画」、「公共施設等総合管理計画」を策定し、河川管理施設の機能向上に公共事業の方向を転換する必要に迫られているが、現時点では、その交付対象事業として「広域河川改修事業」を討ちる「規制緩和」が行われることにより、都道府県が多く所管する小規模な河川管理施設への適用が可能とり、コストを平準化しつつ、地域住民への安全・安心を確保することができる。(徳島県においては、県管理河川497河川中、広域河川改修事業は8河川なので、全体の約2%にしか適用できない。)	社会資本整備総合 交付金交付委綱 附属第 II 編 施設 機能向上事業 (ロー 3-(2))	国土交通省	德島県·大阪府・鳥取県·兵庫県
722	「防災・安全交付金」の要件を緩和	制を緩和する(予算の増そのものを目的とするものではなく、予算の枠内で、地方公	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第 II 編P360の「3. 交付対象事業の要件 (2)堰堤 改良事業」中の「①a) 総事業費が概ね4億円以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	社会資本整備総合 交付委領 時属第Ⅱ編 堰堤 改良事業(ロ-3- (15))	国土交通省	德島県·大阪府・鳥取県·兵庫県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
723	「防災・安全交付金」の要件を緩和	地域の判断により、「土石流区間以外の砂防設備の老朽化対策」を事業の対象と引 来るよう規制を緩和する「予算の対象との のを目的とするものではなく、予算の枠内 で、地方公共団体の裁量で優先順位をつ ける事業実施できるようにすることを目的 とする)	堰堤等が対象となっている。しかし土石流区間以外についても老朽化や損傷により当初の 安定性が確保されていない砂防設備があり、河床の安定や流出土砂の調整は土石流対策	交付金交付要綱 附属第Ⅱ編 砂防	国土交通省	徳島県·大阪府·兵庫県
106	駐輪場の設置占用許 可要件の緩和	現行では法令等に占用許可が可能な施設として駐輪場が規定されていない公園敷 地や河川敷にも、駐輪場の設置が可能となるよう、占用許可設置要件を緩和したい。	高い場所に公園や緑地等の空間が多い特性を持つことから、これらの一部を公園利用者以	都市公園法第7条 河川敷地占用許可 集則(河川法第24条 関係)	国土交通省	金沢市

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
107	樋門の最小断面の緩 和	樋門の最小断面は課長通達により内径 1.0m以上と決められているが、集水エリア 等を考慮し、より小さい断面でも樋門を設 置できるよう最小断面の条件を緩和した い。	河川や用水からの排水や取水機能を持つ樋門の設置基準が、現在は課長通達(平成11年10月15日改正)により内径1.0m以上とされているが、金沢市では、平成21年度以降、一定の開度を保持し開口する「パランスウエイト式フラップゲート」を採用していおり、より堆積土地等が排除される構造としている。今後設置する予定の機門は、市内北部の大宮川の河口付近などを想定しており、既設排水の機能確保を考慮すると、流量的に1.0m以下で十分な箇所が出てくる予定である。将来的に地元が費用負担する樋門が多く、より小さい樋管の方が、地元が修繕や改良する時に金額の抑制効果があり、当然、施工費(初期投資)も抑制できる。求める制度改正の内容は、例えば、通達を改正して、内径1.0mという基準にとらわれることなく、流量や河川構造など地域の実情に応じて樋管のサイズを柔軟に決定できる旨、但し書きを加える等により、柔軟な樋門の設置を可能としたい。	河川管理施設等構造令第47条第2項 議長通達16令第47 条関係(2)	国土交通省	金沢市
294	畜舎等の建築基準等 の緩和	畜舎等に対しても建築基準法の規制が設けられており、それがコスト増加の要因となっていることから、建築基準等の緩和を図る。	【制度改正の必要性等】 建築基準法では、畜舎等に対しても、原則、住宅など一般の建築物と同様の規制が設けられており、木造で大規模な畜舎を建築する場合、延べ面積が500㎡を超える場合には構造計算が必要であるほか、1,000㎡を超える場合には防火基準を遵守する必要があるなど、コスト増加の要因となっていることから、建築基準法の該当項目に畜舎に関する例外規定を設ける。 【支障事例等】 【支障事例等】 通供表のため1,000㎡を超える畜舎建設を行った事例では、いずれも木造ではなく、鉄骨造りで対応せざるを得なかった。	建築基準法第20条 第1項第2号、第25 条	国土交通省	三重県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
867	建築審査会委員任期 を定める規定の緩和	建栄審官 云安貝は州についく、現代は建 業基準法により2年とされているが、地域 の実情に応じて柔軟に対応できるよう、規 定を緩和する。	建築審査会の審議に際しては、専門的かつ高度の見識、厳密な理論展開が求められることから、建築関係法令や行政法関連に精通した建築や法律等の各分野の専門家の方を任命する必要があるが、人材不足の状況も相まって、適切な委員の確保に苦慮している。また、本市では年間局回程度建築審査会を開催しているが、本市のような建築新分が頻繁に起こる都市部に設置されている建築審査会と、地方に設置されている建築審査会とでは、建築審査会の開催回数や許可同意件数及び審査請求提起件数など、その内容に大きな違いがある。以上のことから、委員の任期については全国一律に2年とするのではなく、地域の状況を踏まえて柔軟に対応できることが必要と考える。	建築基準法第80条	国土交通省	さいたま市
651	採択条件の緩和	災害復旧事業における採択条件を緩和する。(河道の異常埋そくの基準値の引き下げ)	【支障事例】 災害復旧事業における河道の異常埋そくの採択要件は、「河道断面の3割程度以上の埋そく」となっているが、現地では3割に満たない箇所が多く、ほとんが県単独費で実施せざるを得ない。 【制度改正の必要性】 適正な維持管理を行うには、県単独費では財政負担が大きいため、採択要件の緩和(基準値の引き下げ)を提案する。 ※方針第3・2・(六)の「河道が著しく埋そくした」とは、原則として河道断面の3割程度以上と記載してある内容を、「河道が著しく埋そくした」とは、原則として、余裕高見合い程度以上という内容に改正することを提案する。	公共土木施設與實 復旧事業費取扱要 超送事務取扱要 第14·(二)施設 後旧事業查定方 第3·2·(六)	国土交通省	長崎県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
58	ノンステップバス導入 に係るパリアフリー化 設備等整備事業補助 金における計画策定の 義務付けの廃止	地域公共交通確保維持改善事業費補助 金交付要綱により、路線パス事業者等が シスステップバス導入のためにパリアフ リー化設備等整備事業補助金を受ける場 合には、国や地方公共団体、学識経験者 等で構成する協議会での議論やパブリック コメント等を経て「生活交通ネットワーク計 画」又ば「生活交通改善事業計画」を策定 することが都道府県等に義務付けられて いるが、この計画の策定義務を廃止すること。また、これに伴い、協議会に課せられ ている補助対象事業の評価事務も廃止す ること。	【制度改正の経緯】 平成23年3月に地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱が制定され、路線バス事業者等がソンステップバス導入のためにバリアフリー化設備等整備事業補助金を受ける場合は、国や地方公共団体、学識経験者等で構成する協議会での議論やパブリックコント等を経て「生活交通ネットワーク計画」又は「生活交通改善事業計画」を策定することが都道府県等に義務付けられた。また、導入計画の変更や補助金の追加募集の場合なども同様の手続きを経て計画を変更する必要があり、地方公共団体にとって大きな事務負担となっている。 【支障事例及び制度改正の必要性】 ソンステップバスの導入はバリアフリー化の推進に必要なものであり、これまで協議会やパブリックコメントにおいても反対意見等は出ていない。また、実際の補助額は導入費用の1割未満であり、導入計画は事業者の経営判断によるところが大きいのが実情であることから、協議会での議論やパブリックコメントを実施する有意性は低いと考える。さらに、当該補助制度は、平成23年度から赤字バス路線の補助金などと統合され、他のメニューと同様に計画策定が義務付けられたが、統合前の公共交通移動円滑化設備整備費補助金では計画策定となるとという経緯もある。これらのことから、ノンステップバスの導入など協議会での議論等が不適当な補助金にお計画の策定義務を廃止すること。また、これに伴い、協議会に課せられている補助対象事業の評価事務も廃止すること。また、これに伴い、協議会に課せられている補助対象事業の評価事務も廃止すること。また、これに伴い、協議会に課せられている補助対象事業の評価事務も廃止すること。なお、本県では当該補助金のみに係る協議会は書面開催とするなど事務負担の軽減を図っているが、計画策定の義務付け自体を廃止すべきと考える。	地域公共交通確保 維持改善主要 動金交付要 第1項第1号 2項、第3条第1 95項、第75条、第 77条	国土交通省	千葉県
315	事務処理特例条例により移譲した場合の市町村から国への協議に係る都道府県の経路由の廃止(軌道法部分)	軌道法関係の認可に係る国(地方運輸局)への協議等に伴う、知事経由事務を廃止できるようにすること。	【制度改正の必要性】 経由事務が廃止された場合、市、県及び九州運輸局担当課間の文書の往復に要する期	による事務処理の 特例の 特別で ・ 第1項 ・ 第1項 ・ 第1項 ・ 第1項 ・ 注に規定する ・ 報 ・ 記に ・ 記に ・ 記に ・ 記 ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で	総務省、国土 交通省	熊本県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
572	観光圏整備実施計画の認定基準の緩和	「複数の民間人材による観光地域づくりマネージャーで構成された、法人格をもつ観光地域づくりブラットフォーム等を設置」など、現在の観光圏整備実施計画の認定基準を緩和すること。	現在、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律第8条に基づく、国による総合的支援の前提となる観光圏整備実施計画の認定には、複数の民間人材による観光地域づくりマネージャで構成された。法人格をもの観光地域づくりブラットフォームの設置等が要件とされるなど、要件を満たすための地域の負担が重く、広域連携の促進に向けた制度の活用が図られていない状況になっていることから、観光圏整備実施計画の認定基準の銀和が必要である。観光圏の認定を受け、整備を進めたくても、左記根拠法令等の欄に記載の基本方針をクリアすることが難しいため認定を諦めるケースもあり、実際、平成24年の基本方針改正後、本県内では、制度に認定された事例が皆無。地域のやる気をそぐ高い要件を緩和すれば観光圏を目指す地域の増加が期待される。観光圏内の幅広い関係者の観光圏整備事業の実施段階における連接を強化するため、観光地域グリマネージャーの機が表別表しまが表別では、事業実施の基本的な方針の策定、地域におけるフンストップ窓口の精築及び事業のマネジメントを行うことが観光圏記定の際の要件になっているが、地域内でこのような人材を確保することが容易でない。点が支障になっている。プラットフォームの設置要件を緩和する代替としては、ブラットフォームの基準を満たさなくても、市町村の職員等が事務局となっている協議会等の連携組織であれば、整備事業の進行管理・関係者の調整など、観光圏整備事業の実現に向けた役割を果たすことは可能だと考える。	る観光旅客の来訪 及び滞在の促進に	国土交通省 (観光庁)	神奈川県
457	観光振興等に係る事務・権限の都道府県へ 務・移譲 (国際観光ホテル整備 法に関する事務、観光 地域づくり相談窓口)	・国際観光ホテル整備法に関する登録実 施事務の移譲 ・観光地域づくり相談窓口の移譲	【国際観光ホテル整備法に関する登録実施事務の移譲】 国際観光ホテル整備法に関する登録末テル又は登録旅館(以下、「登録ホテル等」という。) を営むものに対し、観光庁長官又は都道府県知事はその事業に関し報告をさせ、また、立入検査を実施できる(法第44条第1項及び第3項)こととなっているが、登録とその後の報告・検査の実施主体が一致しない場合があり得ることから、登録ホテル等にはわかりにくい制度である。また、現在、登録は地方運輸局が行っているが、地方運輸局は全国に10か所(神戸運輸監理部を含む)しかなく、各種登録や相談を行う者にとっては不便であることから、登録を受けようとするホテル・旅館の利便性を考えると、都道府県への移譲が適切である。(参考) 明における国際観光整備法登録ホテル(全登録数及び新規登録数)の年次推移(当課でわかる範囲の約5年ごとの推移) H17:ホテル49件 旅館53件、H22:ホテル41件 旅館47件、H26現在:ホテル42件 旅館46件なお、新規登録数の詳細は本明。国際観光ホテル整備法第12条、第13条、第44条第1項及び第3項における指示・報告の実績は無し。検査は国の依頼に基づき、平成24年度まで年間5~10件程度(H25は国から依頼ない) 観光圏整備法に基づく観光圏整備実施計画の認定など、国の観光地域作り事業には地方の実情に合わない制度があるため、相談窓口を地方に移譲するとともに、事業実施上の都道府県の裁量範囲を広げる必要がある。	国際観光ホテル整 備法第3条及び第 18条	国土交通省 (観光庁)	神奈川県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
576	過疎地域市町村にお ける旅行業登録要件 の緩和	過疎地域自立促進特別措置法に規定する 過疎地域を有る市町村で、域内(隣接市 町村を含むことも可)の着地型旅行事業を 企画・実施しようとする市町村について は、旅行業法で規定している旅行業務取 投管理者の選任と営業保証金の投 除し、旅行業を容易に行えるようにする。	実施せるを行ない場合がある。 市町村が主体となった着地型の募集型企画旅行(農村体験エコツア一等)では、旅行業登録がないことから、旅行業者への業務委託や実施形態の是正を指示せざるを得ないケースが例年散見されており、委託のための新たな予算確保などが旅行商品造成を阻害する要	旅行業法第3条、7条、11条の2、12条 の2、旅行業法施行 規則第3条		長野県
770	国有港湾施設の管理 権限の国土交通大臣 から港湾管理者への 移譲	国直轄事業により整備された港湾施設を 港湾管理者が効率的に維持管理するた め、国有港湾施設の管理権限を移譲する ことを求める。	【現行】 国は一定の条件のもと、予算の範囲内で港湾工事を自ら実施でき、直轄工事により生じた港湾施設は港湾管理者に貸し付けるか、管理を委託することとされている。これは、国が自ら施設の管理を行うよりも、港湾管理者が所有する施設と一体的に行った方が効率的であるからである。 【制度改正の必要性】 その趣旨をより徹底するため、管理委託ではなく、国有港湾施設の管理権限自体を港湾管理者へ移譲することにより、国と調整することなく施設の管理及び保全ができるようになり、事務手続きが省略できるとともに、県が実施している防災、港湾振興等と連携した施策を展開することが可能となる。 【支障事例】 「支庫書施設の管理委託契約においては、原状又は用途を変更するときは、予め国(整備局)の承認を得ることが規定されている。港湾利用者の要望により小型防舷材(1基)を設置した際には、事前協議から1ヶ月以上の期間を要しており、さらに着工は承認後となったことから、早期の荷役を希望する利用者の対応が困難となった。管理系記度を廃止し、県への管理権限の委譲により、協議等に要する期間が短縮され、タイムリーに利用者ニーズに対応できる。	港湾法第52条、第 54条	国土交通省	兵庫県、大阪府

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
880	新交通ネットワークに おけるインフラ外施設 の整備及び設備更新 に対する起債制限の 緩和	新交通ネットワークにおけるインフラ外施設の整備及び設備更新に係る地方自治体が負担する財源に対して地方債が売当できないため、地方債の制限緩和を行う。	新交通ネットワークについては、平成6年8月、広域的な拠点であるひろしま西風新都と都心部を結ぶ約18.4kmのアストラムラインが開業しており、現在は、ネットワークの広域化を目指し、JR山陽本線と結節する白島新駅の整備を平成27年春の開業を目指して推進するともに、広域公園前駅から延伸整備について、「利便性とコスト節約の両立」の親点からルート・構造の見直しを進めている。その一方で、アストラムラインは今年で開業後20年を迎え設備等の老朽化が進み、今後、設備機器の更新が本格化していくことになる。こうしたことから、交通事業者(広島高速交通機):広島市出資比率51%)が実施するインフラ外施設の整備や設備更新に対する地方負担を軽減するため、地方負担額についても、地方財政法第5条第5号に規定する経費とみなせるよう、地方債の制限の緩和が必要である。(詳細は別紙1を参照。)	地方財政法第5条	国土交通省、 総務省	広島市
881	地域公共交通の利便 性向上に資する事業に 対する起債制限の緩 和	「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく軌道運送高度化事業及び道路運送高度化事業同様、連携計画事業(コミュティ・レールだ)について対け、財政法第5条第5号に規定する経費とみなせるよう、地方債の制限緩和を行う。		地域公共交通の活性化及び再生に関する法律	国土交通省、 総務省	広島市

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
210	開発行為の許可権限 の希望する市町村へ の移譲	現在、都道府県及び指定都市、中核市及び特例市のみに設置が認められている開発審査会について、希望する市町村については、開発許可権限の移譲を可能をさせるとともに、開発審査会を設置できることとする。	都道府県開発審査会の判断が地域の実情に即していないこと、当道府県開発審査会との調整事務及び開発審査会での決定までの期間が長期化していることが市町の円滑かつ迅速な土地利用の妨げとなっている。 【具体的な支障事例】基準 運用の差異 都道府県開発審査会の基準・運用が地域の実情に即していないため、開発審査会を設置している市の基準・運用と差異があり、許可できる案件に差ができている。 都道府県開発審査会との調整事務 事前協議から承認までに相当な期間を要するため、円滑かつ迅速な土地利用の妨げとなっている。 【制度改正による効果】 企業・人口流出の抑制 企業・人口流出の抑制 地域の実情に即した開発審査会の基準・運用により、企業や人口の流出に歯止めを掛けることが期待できる。 事務処理期間の短縮 市町村と都道府県との調整が不要となり事務処理期間が短縮され、円滑な土地利用を図ることができる。	都市計画法第29条 第1項、第34条第1 項第14号、第78条 第1項、第3項	国土交通省	磐田市
221	開発行為の許可権限 の希望する市町村へ の移譲	都市計画法第29条第1項の規定に基づく 都市計画区域又は準都市計画区域内に おける開発行為の許可権限を希望する市 町村に移譲する。	【制度改正を求める理由】 今回の法改正を希望する具体的理由として、本市のまちづくりを具現化する視点から、開発行為許可基準を県内一律ではなく、市独自で定める権限が必要と考えているからである。 【制度改正の必要性】 現在、開発行為許可基準のうち技術的なものは、都市計画法施行令第25条に規定する技術的細目の範囲内で、大分県においては「運用基準」により詳細を規定している。開発行為的計可にあたっては、当該運用基準に基づき様々な権限が担保されているが、事務処理特例条例により開発行為許可権服が市に移譲された場合をあっても、開発行為許可基準(特に技術的基準)について、当該運用基準とは異なるところの市独自の基準を設定できることまでは担保されていない。これでは単なる県下統一基準に基づく審査機関となる蓋然性が高く、独自のまちづくりを行う上で足かせとなる。 以上のことから、事務処理特例条例による許可権限の移譲ではなく、法に基づく権限の付与を求めるもの。	都市計画法第29条 第1項	国土交通省	中津市

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
429	開発行為の許可権限 の希望する市への移 譲	都市計画法第29条第1項の規定において、あらかじめ国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事(指定都市、中核市又は特例市(以下「指定都市等」という。)の区域内にあっては、当該指定都市等の長)の許可を受けなければならない、としている現行の規定を、都道府県知事土交通大臣が認めた市(以下、「指定都市(指定都市の長)の許可を受けなければならない、と改正する。 (上記に伴い、同法第78条第1項に規定する開発審査会の設置も可能となる。)	やすことや開催時期についても柔軟な対応が可能となり、民間の経済活動の活性化にもつながるよのである。	第1項、第78条第1	国土交通省	東広島市
68	町村の都市計画の決 定に関する都道府県 の同意の廃止	都市計画法第19条第3項において都市計画の決定にあっては、市は協議しなければならないとあり、町村においては都道府県知事の同意を得ることとなっていることから、町村における知事同意の廃止を求めるものである。	【制度改正の必要性】 都市計画法第19条第3項において都市計画の決定にあっては、町村は都道府県知事の同意(市は協議)を得ることされている。 都市計画法第19条第3項は、平成23年のいわゆる「一括法」に基づき改正されたが、市や町村が同様の行政課題や地域の諸問題に取り組む中で、一括法の目的が「地域の自主性の強化や自由度の拡大」を図るものであるにもかかわらず、一律に町村のみ除外され同意が必要とされている。本町は、町域が小さい(19.02km)ことから人口規模は、21,479人(5月1日現在)であるが首都圏近郊整備地帯に属し、昭和42年に都市計画区域(区域区分は昭和45年)となり、これまで、都市計画道路、下水道及び土地区画整理など各種都市計画事業を行い、都市計画に関わる行政経験は十分あり、適切な判断を行うことが可能である。※(全国には本町より人口規模の小さな市が24ある。)、(全国には本町より人口規模の小さな市が24ある。)、(全国には本町より人口規模の小さな市が24ある。)、(全国には本町より人口規模の小さな市が24ある。)、(全国には本町より人口規模の小さな市が24ある。)、(全国には本町より人口規模の小さな市が24ある。)、(人国には本町より人口規模の小さな市が24ある。)、(人国には本町より、本町の自主性を高め、併せて効率的なまちづくりを進めるため、町村の都市計画の決定に関する都道府県知事の同意の廃止を提案するものである。 【具体的な支障事例】現在、民間活力の活用も見据えた町独自の地区計画の導入を検討しているが、現行では、県作成の地区計画策定に関するガイドラインにおいて全県的に統一した運用が求められていることなどから、町独自の立地特性を活かした都市計画決定が難しくなっている。	都市計画法第19条 第3項	国土交通省	酒々井町

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
970	町村の都市計画の決 定に関する都道府県 の同意の廃止	町村が都市計画を決定する場合の都道府 県知事の同意を不要とする。	【制度の現状】「市町村」が都市計画を決定しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならなかったが、第1次一括法の義務付け・枠付けの改正により、都道府県知事の同意については、「町村」のみ必要であるとされ、「市」と「町村」で都道府県の関与に差が生じている。【制度改正の必要性】首都圏等に位置し、都市計画に関わる行政経験も十分ある町村や人口規模において市よりも大きい町村がある中で、町村が一律に執行体制、経験等が不足しているとの理由から同意が必要との考え方は合理性がない。都市計画は、それぞれ市町村単位で行われるが、行政区域を越えた広域的な土地利用など、隣接する市と町村が連携した「まちづくり」を進めるためにも、都道府県への事務の扱いは「協議」に一本化すべきである。	都市計画法第19条 第3項(市町村の都 市計画の決定)	国土交通省	全国町村会
117	都市公園の保存規定 の弾力化	都市公園法第16条第1項に、第4号として「都市計画法第18条の2第1項の規定による市町村の都市計画に関する基本的な方針に定められている場合」を加える。「市町村の都市計画に関する基本的な方針」いわゆる「都市計画を発して定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即すこととなっており、策定にあたっては都道府県との協議の機会がある。また、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必必要な措置を請するものとする。」の規定がられている。「の規定がられている。」の規定がられている。「の規定がられている。」の規定がられている。「の規定がられている。」の規定がられている。「の規定がられている。」の規定がられている。「の規定がられている。」の規定がられている。「の規定がられている。」の規定がられている。「ないまないまない。」では、地域住民の意向がまちづくりに反映された結果となる。	【制度改正の必要性】 国土交通省が提唱するコンパクトなまちづくりに向かう中で、住民を中心市街地へと誘導していくと、各地区に点在する都市公園についても整理の必要が生じるが、人が住まななった地区の公園を整理したいという消極的な理由では、都市公園法第16条の保存規定により、原則として都市公園を廃止することはできないのが現状である。ついては、都市公園法第16条の改正を提案する。【具体的な支障事例】 (別日鉄鉱地区における都市公園の取扱旧炭鉱地区については、250mの範囲内に人が住んでいない又は改良住宅の移転集約により近い将来人が住まななるが状況であるにも関わらず都市公園の廃止ができず、税金を使って管理し続けることに市民の理解が得られない。さらに、遊具等がある場合は、事故の懸念もあることから、廃止して更地とする対応が必要である。 ②長期未着手となっている都市公園の取扱都市計画法上の制限がかかっていることから、公園以外の土地利用ができず、売却などもできない状況である。【制除改正によって生くる懸念に対する方策】都市公園を廃止によって生くる懸念に対する方策】都市公園を廃止によって生くる懸念に対する方策】都市公園を廃止によって生くる懸念に対する方策】都市公園を廃止した場合、都市景観や都市環境の悪化が懸念されるが、旧炭鉱地区においては、人が住まなくなった中に公園だけが残るという状況であり、景観や環境が悪化するといった議論をするしてルではない。また、本市においては、一人当より都市公園等面積が40、25m/人と全国平均を大きく上回っており、現に市民が居住している地区において、避難場所としての都市公園は確保されていることから、災害時の避難場所が確保できないといった問題は生じないと考えられる。	都市公園法第16条	国土交通省	芦別市

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
340	の弾力化	都市公園法第十六条各号の規定に第四 号を加え、「四 地方公共団体の設置に係る都市公園にあっては当該地方公共団体 の条例に定める場合」とする等、条例によ り設定できるよう改正されたい。	【制度改正の必要性】 現行制度においては、供用済の都市公園を全部又は一部廃止する場合、第十六条により廃止が制限されている。このため市街地周辺や郊外部に開発行為による設置縁地を含め、老朽化し、または利用が低調な小公園が多数存在し、地線団体や地域住民に活用されていないばかりか、犯罪や不法投棄、野焼きによる火災、不法占用、景観悪化、災害時の防滅災機能を発揮しない等の懸念もある。本市は緩やかながら人口が減少しており、こうした懸念は今後一層増すものと考えられる。なお、本市都市公園数は平成26年7月現在15た箇所・約125ha。このうち、約24%(箇所ベース)が供用後30年以上経過。10年後は約4割が供用後30年を経過する見通し、平成26年7月現在01ha以下の狭小公園は約43%(箇所ベース)。制度が改正された場合、老朽化、または利用が低調な都立公園は利43%(局所ベース)。制度が改正された場合、老朽化、または利用が低調な都立公園は約43%(箇所ベース)。制度が改正された場合、老朽化、または利用が低調な都立公園に利用廃止することにより、用地の広範な有効利用が可能となり、市街地環境が好転することが期待される。 【現行制度で対応困難な理由】 本市においても都市公園の廃止を現行法制度下で行っているが、法第十六条第一号「都本公園の区域内において(中略)都市計画事業が施行される場合とにがは、都市公園法運用指針(H24)によって、「その区域を都市公園の用に供しておくより、他の施設のために利用することの方が公益上より重要と判断される場合とされており、他の公共事業が施行される。ことの方が公益上より重要と判断される場合とされており、他の公共事業が施行される。このため、市街地整備などに伴い近隣に同規模以上の公園を供用し、法第十六条第二号を適用させない限り、老朽化・機能劣化した公園を廃止できない状況である。	都市公園法第16条	国土交通省	北上市
861	業実施のための公営 住宅建替事業の施行 要件の一部の廃止等	公営住宅建替事業の定義である現地建替 要件を廃止して、非現地建替も公営住宅 建替事業する。 公営住宅建替事業の施行要件である敷地 規模要件(市街地0.1ha以上)及び戸数要 件(従前戸数以上)を廃止する。		第36条	国土交通省	愛媛県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
57	過疎地域自立促進方 針に係る関係大臣の 協議、同意の廃止	県が過疎地域の自立促進に関する基本的な事項や産業の振興、観光の開発、交通通信体系の整備などに関する基本的な事項について定めた「過報地域自立促進方針」を策定する際には、あらかじめ総務大臣、農林水産大臣および国土交通大臣に、農、両意を得ることされている力針策定後の関係大臣への提出制度に改める。	【支障事例】 自立促進方針の策定に際しては、大臣の同意を得るために、2ヶ月以上を要し、調整に時間 を要している。この方針に基づき、市町村は「過疎地域自立促進市町村計画」を策定するこ	過疎地域自立促進 特別措置法第5条第 4項	総務省、農林 水産省、国土 交通省	愛知県
227	過疎地域自立促進市 町村計画の変更に係 る協議の一部簡略化	過疎地域自立促進市町村計画の変更に 係る都道府県の協議が必要なもののうち、 事業を中止した場合又は大幅な事業量の 減があった場合については、協議から提 出のみとするよう求めるもの。	過疎地域自立促進市町村計画については、過疎地域市町村において事業の見直しに伴い、おおむね毎年変更の手続きを行っている。この変更の手続きは、過疎地域自立促進特別措置法等に記載のとおり、あらかじめ都道府県に議しなければならない。一方で文言の修正等形式的な変更又は軽微な変更については、変更の手続きを省略して差し支えないものとしている。そこで、都道府県への協議が必要なもののうち、事業の中止又は太幅な事業量の滅については、予算の増額が伴うものではなく、市町村が主体的に判断することが可能であり、仮に規制緩和がなされ、変更後の計画の県への提出のみとなっても、遺漏なく事務を実施することは可能であると思われるため、市町村の事務量を削減するためにも軽微な変更として取り扱い、変更の手続きを協議から提出のみとするように求めるもの。	第4項、第7項 平成22年12月22 日付け総行過第14 3号、22農振第17 30号、国都地第71	総務省、農林 水産省、国土 交通省	宮城県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
153	都市計画区域の整備 開発及び保全の方針 に関する都市計画の 決定権限に保る市町 村への移譲	都市計画法第15条において、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画法第6条の20 の策定主体は都道府県とされているが、都市計画区域が単一の市町村の区域内で完結する場合の策定権限を市町村へ移譲する。	【制度改正の必要性】 市町村合併を経て、単一の市町村の区域内で完結する都市計画区域が多くなってきており、合併による市町村の広域化に伴い、これまで以上に市町村の主体性を拡大させ、より地域の実情に沿った都市づくりを実現していくことができるような制度とする必要がある。 ※鳥取県・19都市計画区域のうち、17都市計画区域が単一の市町村の区域内で完結。上記市町村の広域化を背景として二重行政の解消等の観点で、単一の市町村の区域内で完結。上記市町村の広域化を背景として二重行政の解消等の観点で、単一の市町村の区域内で完結する都市計画区域における都市計画区域の多難・開発及び保全の方針(以下「都市計画区域でスターブランとしい。)に関する都市計画の策定権限については、「第四次分権・括法」において、単一の市町村の区域を超える広域的見地からの調整機能や関連制度との整合性が確保される場合、指定都市においては移譲されることとなった。これについて、二重行政の解消という・趣管であることを踏まえると、上記条件を満たすのであれば、指定都市に限らずその他の市町村においても移譲すべきであるから、単一の市町村の区域内で完結する都市計画区域でスターブランの策定権限が市町村に移譲された場合、国の関与(都市計画 大線して頂きたい。 ※都市計画区域マスターブランの策定権限が市町村に移譲された場合、国の関与(都市計画と域マスターブランの策定権限が市町村に移譲された場合、国の関与(都市計画と域マスターブランと都市計画区大きする際、都市計画法19条3項による県協議が必要であるため、県の広域的調整は担保される。 【具体的な支障事例】 都道府県が都市計画区域マスターブランと都市計画区域でスターブランと都市計画区域でスターブランと市町村の都市計画区域でスターブランと市町村の都市計画区域でスターブランと市町村の都市計画区域でスターブランに限り地区名、路線名が記載される等具体的な地区における方向性が記述されるというのが実態である。		国土交通省	鳥取県·徳島県
771	都道府県内の供用済 の国営公園の都道府 県への移譲	イ号公園のうち、一つの都道府県で完結 する公園の供用した区域の管理に関する 権限については、関係法令の改正により、 移管に必要な新たな制度を設け、都道府	【本県の状況】 本県においては、国営明石海峡公園があり、淡路地区と神戸地区で構成されている。そのうち、淡路地区については一部が開園しており、周辺の淡路夢舞台、県立淡路島公園等の県管理施設との連携による一体的な利用促進に取り組んでいる。【移譲による効果】 淡路地区ではこのように、国と県で、同様の公園事業を展開していることから、国管理の国営公園(国営明石海峡公園)を県に移管し、県管理公園(県立淡路島公園)と一体的な管理営することで、費用の軽減が見込めるとともに、集客イベントなどを総合的に行うことができ、相乗効果が見込める。	都市公園法第2条 の3	国土交通省	兵庫県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
374	農村地域工業等導入 促進法の適用人口要 件の緩和	人口20万人以上の市は農村地域工業等 導入促進法の農村地域に該当しないとし で適用から除外されるが、市町村合併に よって人口が20万人以上となった市につ いては、合併前の市の人口をもって農工 法の対象とするように適用要件を緩和する こと。	【支障】企業誘致は地域経済の振興、雇用創出効果が期待できる即効性の高い施策であり、地方への企業誘致を進めるには、その受け皿となる工業団地の整備は不可欠なものとなっている。提案県にあるA市は、農村地域工業等導入促進法の農村地域として工業団地を整備し企業誘致を進めてきたが、平成17年に周辺町村(農村地域)との合併によって市の人口が20万人以上となったため展工法の適用要件から除かされることになった。しかし、合併によって人口規模が増加しても、A市の財政力指数が高くなるものではなく、農業振興地域、山村振興地域、過疎地域を有し、工業等の導入による雇用創出が必要な農村地域であるという実態は何ら変わりはないことから、地域が生じている。【改正の必要性】農業と工業等の均衡ある発展を図るために、例えば市の人口規模は合併前の旧市町村単位で適用する(過疎法では、市町村合併に伴い人口が増加した自治体においても、合併前の旧市町村単位で適用を判断している)など、人口要件を緩和すること。	農村地域工業等導入促進法第2条第1 項本文カッコ書き 同法施行令第3条 第4号ア	農林水産省省省 省省省 省省省 (国土交通省	九州地方知事会
243	農林業等活性化基盤 整備計画の作成。変更 する場合の都道府県 知事への協議・同意の 廃止	市町村が特定農山村法に基づき農林業等活性化基盤整備計画を作成。変更する場合の都道府県知事への協議・同意を廃止する。	【制度改正の必要性】 農林業等活性化基盤整備計画の作成・変更にあたって都道府県知事の同意が必要な事項 は、農林業等活性化基盤整備促進事業の実施に関する事項計画の一部分であり、本法 自体が、市町村が中心となって地域の自主性を生かしつつ農林業その他の事業の振興を 図ることを目的されている。 市町村の基整盤備計画の策定について迅速化が図られることにより、その後の事業を早期 に実施することが可能となる。 【懸念の解消】 本法令による義務付けによる調整以外での調整を行っているとことであり、本法令による義務付けの必要性がないと考える。	特定農山村地域に おける農林業等の 活性化のための 選整整備の 関する法 領第4条第8 項	農林水産省、産業の産業の産業を産業を産業を産業を産業を産業を産業を産業を産業を産業を産業を産業を産業を産	広島県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
424	工業用水の用途拡大 に関する規制緩和	経済産業省通達にて規定されている工業 用水道からの雑用水の供給条件の緩和や 手続の簡素化、工業用水道事業法で規定 されている水給対象業種及び供給対象 拡大及び河川法で規定されている水利権 の弾力的な運用を実現すること	【支障】工業用水の需要が漸減し、施設能力と水需要のかい離が拡大している中、工業用水及び雑用水の供給拡大を検討している工業用水道事業者にとっては、通達及び法に規定されている供給条件(供給区域、供給対象)や手続きが供給拡大の支障になっている。なお、具体的な支障例として想定されるものとしては次のようなものがある。植物工場等への給水が工業用水では不可(植物工場は、日本標準産業分類上においては「農業」と定義されるため)。 工業用水は、工業用水道事業法第2条第3項で、導管による(製造業への)給水を定めていることから、船舶(タンカー)による国内外への輸送等に対応できない。 雑用水や大規模災害時の他用途利用(消防利水、飲用等生活用水への一時的な利用)等に年汐水利権上の制約(本来的には、雑用水等の供給は工業用水の目的外使用となるため弾力的な運用が必要で) 【制度改正の必要性】工業用水の未利用水を幅広く活用することは、工業用水道事業の経営改善のみならず、国内外の水資源に関する課題に対応できることから、農業用水、都市活動用水や海外での産業用水など、工業の環保を終えた幅広い産業への活用や環境用水などの多様な水需要に対応できるよう、雑用水の供給要件緩和や手続きの簡素化、工業用水道事業法の適用範囲の拡大、水利権等の弾力的な連用といった規制緩和が必要である。	工業用水道事業法 第2条 河川法第23条	経済産業省、 国土交通省	熊本県、福岡県
70	改良住宅の譲渡処分 に必要となる国の承認 権限を都道府県へ移 譲	①耐用年を経過した改良住宅の承認権限の移譲 の移譲 公営住宅法施行令第12条に規定する耐用 年を経過した改良住宅について、公営住 宅法第44条第1項中「国土交通大臣の承認権限 がなくなるために、当該承認権限を地方勢に 備局長に委任している公営住宅施行規制 第24条第3項の規定を削除する改定に長り 第24条第3項の規定を削除する政正良にある。 第24条第3項の規定を対策を行う。なお、改良住宅には、住宅地区改良 第24条第1項で公営住宅施行規制 第24条第1項で公営住宅法第44条が準用 もの程保 以間には、自己には、自己には、自己には、自己には、自己には、自己には、自己には、自己	草津市では、これまでのところ改良住宅の譲渡の実績がないことから本市における支障事例はないもの、まもなく耐用年を迎える改良住宅の譲渡に着手する予定である。ただ、改良住宅の譲渡に向けての事前協議を滋賀県に申し入れてから国土交通大臣の改良住宅の譲渡の承認を得るまでに4か月から5か月を要するとする他市の事例を確認しており、4か月から5か月もの長期間の事務手続き中に、改良住宅の譲渡を受けようとする者の気が変わり、譲渡を受けることを取りやめてしまうことを危惧している。この危惧を解消する方法として、承認権限を国土交通大臣から都道府県知事に移すことにより、都道府県との事前協議から国土交通大臣の承認を得るまでの期間を短縮する方法が考えられる。 【制度改正の効果】 期間が短縮されれば、譲渡を受けようとする者が譲渡を受けることを取りやめるおそれが低減、譲渡がより推進されやすくなる。また、耐用年を過ぎた改良住宅は、補助事業の目的を一定果たしており、国の関与が弱め		国土交通省	草津市

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
409	市(特別区を含む)が 建築主事を設置する際 の廃止	建築主事を設置する際に必要な都道府県 知事の同意を要する協議を、同意を要しな い協議とする。あわせて、同法第97条の3 の規定を廃止する。	建築・まちづくり行政は地域に身近な市町村が担っている。これまでの義務付け・枠付けの見直しにより、市が都市計画決定する際の都道府県知事の同意は既に廃止されており、都市計画版別の建築許可事務についても、規模に係りなる都道府県知事から市長に移譲されている。しかしながら、建築基準法第4条第3項には、いまだに知事同意の規定が残されており、市町村の主体的な取り組みを結果的に阻害している。このため、少なくとも市(特別区を含む)については、同法第9条の3に基づき建築主事を設置する際の知事同意の規定を廃止していただきたい。ちなみに、同法第97条の3に基づき建築主事を設置している特別区では、市並みの建築主事の設置について東京都と意見を交わしてきた(都区のあり方検討委員会幹事会)。その中で、東京都計画回として既に一体的に整理がされており、各特別区において当該都市計画の内容に反する建築確認が行われることは有りえない。また、指定確認検査機関による確認検査が質量ともに年々が充実してきている特別区に機収移譲を否定している情別にを報明を収入の区域は、東京都計画回として既に一体的に整理がされており、各特別区において当該都市計画の内容に反する建築確認が行われることは有りえない。また、指定確認検査機関による確認検査が質量ともに年々が充実してきている状況を指表すると、特別区に権限移譲とても過大な業務負担となることは考えづらい。特に、既存建築物を含めた地域の安全・安心といった特定行政庁業務については、延べ面積の如何に係わらず、地元自治体である特別区が地域住民に対して責任を果たしていくしかない。知事同意の規定の原止と併せ、同法第97条の3の規定も廃止することで、具体の権限移譲が進捗するものと期待する。	建築基準法第4条第 3項、同法第97条の 3	国土交通省	特別区長会
35	土地利用基本計画の 策定義務の廃止	都道府県に対する土地利用基本計画の策 定の義務付けを廃止する。	【制度改正の必要性】 土地利用基本計画は、五地域の範囲を示した地形図(以下「計画図」という)と土地利用の調整に関する事項を示したもの(以下「計画書」という)で構成されており、国土利用計画の、以下「計画書」という。で構成されており、国土利用計画の、以下「計画書」という。で構成されており、国土利用計画の、国土利用基本計画は、国土利用計画(全国計画及び県計画)を基本とするとされており、計画書はその内容を反映させているにすぎず、この点、国土利用計画があれば十分と言える。また、計画図については、個別規制法との一体性が確保されることが重要とされているが、実態としては、個別規制法による地域・区域に合わたものにすぎないため、個別に計画図として作成する意義は乏しい。このため、全国的にも「後追い計画」との批判が多い。なお、本界では、個別の土地開発事業等に関する具体的な土地利用については、要綱設置した土地利用に関する庁内の会議(愛知県土地対策会議)において、部局を跨って審議することにより、個別規正法の総合調整を図っており、土地利用基本計画によらず、個別規定法の総合調整機能を果たしている。 【支障事例】 以上のように、本県においては、土地利用基本計画を策定する意義は乏しいが、計画の策定及び変更、管理(審議会にかける必要のない1ha未満の計画図変更についても、絶えず、個別規制法による諸計画に合わせて修正していかなければならず、修正件数は年間100件以上ある。)にあたり、多大な事務量が生じている。	国土利用計画法第9 条第1項	国土交通省	學知県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
176	土地利用基本計画の 策定・変更に係る国土 交通大臣への協議の 意見聴取・報告への変 更	利用基本計画を策定・変更する際に義務	【支障事例】 国土利用計画法に基づき、都道府県が土地利用基本計画を策定・変更する際に義務付けられている国土交通大臣への協議を行うことにより、計画策定・変更に時間を要している。具体的には、現在の手続きフローである①市町村意見聴取・②国への意見聴取「国恵見の計画への反映)・③審議会諮問・④国への報告に変更することにより、2重の手続きが解消され約1カ月間の期間短縮が図られる。【制度改正の必要性】 国は、協議を行う理由として、個別規制法の地域・区域には、国の権限・関与に係るものが多く(都市計画に係る大臣協議、国立公園に係る大臣指定など)、予め調整が必要であることなどを挙げているが、都市計画法等18条の規定による都市計画決定時の市町村意の聴取と同様に、大臣意見を聴取する制度とすれば調整は可能になる。また、審議会で意見が付された場合には、再度、国への意見聴取を行うことによって適切な計画の策定が可能であると考える。	国土利用計画法第9 条第10項、14項	国土交通省	鳥取県、京都府、大阪府
246	土地利用基本計画の 策定・変更に係る国土 交通大臣への協議の 意見聴取への変更	国土利用計画法に基づき、都道府県が土地利用基本計画を策定・変更する際に義務付けられている国土交通大臣への協議を廃止し、意見聴取へ変更する。	【制度改正の必要性】 国への協議を行うことにより、計画策定・変更に時間を要する(H25計画変更時には、国への協議を行ってから回答を得るまでに約1か月を要した。)。 協議を廃止して意見聴取に変更することにより、現在の処理手順(①市町意見聴取一②) 国との事前調整一②審議会諮問一④国への協議)における④の廃止となり、約1か月間の期間短縮が図られる。 【懸念の解消】 国は、協議を行う理由として、個別規制法の地域・区域には、国の権限・関与に係るものが多く都市計画に係る大臣協議、国立公園に係る大臣指定など)、あらかじめ調整が必要であることなどを挙げている。 事前調整が必要であることには異論ないが、都市計画決定等の事務が自治事務化され、用途地域等、都市計画分定の権限が移譲されるなど、土地利用基本計画の変更の中で最も件数が多い都市計画の分野で権限を有している関係市町との調整は意見聴取で対応していることから、同様に、国立公園・国定公園の指定等の権限を有する国との調整も意見聴取で対応していることから、同様に、国立公園・国定公園の指定等の権限を有する国との調整も意見聴取で対応しているとから、同様に、国立公園・国定公園の指定等の権限を有する国との調整も意見聴取で対応しているとから、同様に、国立公園・国定公園の指定等の権限を有けて出て変通省が、関係省庁に意見照会を受けて出て交通省が、関係省庁に意見照会を受けてある。	国土利用計画法第9条第10項,第14項	国土交通省	広島県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
718	都道府県の土地利用 基本計画の変更に係 る国土交通大臣への 協議の事後報告への 変更	利用基本計画(計画図)を変更する際に義		国土利用計画法第 9条第14項	国土交通省	栃木県
820	土地利用基本計画の 変更に係る国土交通 大臣への協議の報告 への変更	都道府県が土地利用基本計画を変更する 場合に必要とされる、都道府県から国土 交通大臣への協議について、その実態を 踏まえて「報告」へ変更することを求める。		国土利用計画法第 9条第10項	国土交通省	兵庫, 京京都、鳥県 水町県、 京本、 京本、 京本、 京本、 京本、 京本、 京本、 京本、 京本、 京本

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
967	土地利用基本計画の 策定・変更に係る国土 交通大臣への変更 意見聴取への変更	国土利用計画法に基づき、都道府県が土 地利用基本計画を策定・変更する際に義 務付けられている国土交通大臣への協議 を廃止し、意見聴取へ変更する。	【制度改正の必要性】 国への協議を行うことにより、計画策定・変更に時間を要する(広島県では、H25計画変更時には、R-0の協議を行うことにより、現在の処理手順(①市町村意見聴取一②国との事前調整一③審議会諮問一④国への協議)における④の廃止となり、約1か月間の期間短縮が図られる。 【懸念の解消】 国は、協議を行う理由として、個別規制法の地域・区域には、国の権限・関与に係るものが多く(都市計画に係る大臣協議、国立公園に係る大臣指定など)、あらかじめ調整が必要であることには異論ないが、都市計画決定等の事務が自治事務化され、用途地域等、都市計画決定の権限が移譲されるなど、土地利用基本計画の変更の中で最も件数が多い都市計画の分野で権限を有している関係市町村との調整は意見聴取で対応していることから、同様に、国立公園・国定公園の指定等の権限を有る国との調整も意見財取で付定さるものと考える。具体的には、意見を確定する制度を想定している。	国土利用計画法第9 条第10項、第14項	国土交通省	中国地方知事会
36	土地利用審査会委員 の任命・解任に係る議 会の同意の廃止	実情に即した審議会運営を行うため、都道府県知事が行う土地利用審査会委員の任命・解任に当たって、都道府県の議会の同意を不要とする。	【制度改正の必要性】 土地利用審査会については、私人の土地取引を規制する権限を有し、国民の財産権の制 約に関してきわめて大きな影響力を持つため、その任命・解任については都道府県の議会 の同意が必要とされている。しかしながら、実際に、土地取引に関して都道府県知事の許可 が必要となる規制区域については、制度創設以後、指定された区域は存在せず、議会同意 を必要とする理由はない、また、国土利用計画法と関連の深い、都市計画法に基づく開発 審査委員会」などにおいて、議会同意が義務付けられていないことと比べると、他の審議会 との均衡を失している。 【現行制度の支障事例】 議会同意に係る事務手続きは5カ月程度要し、長期間の事務処理負担を強いられる上、 任期途中で欠員が生じた場合、議会同意の制約により迅速な任命・解任が困難なため、審 査会において適切な土地利用目的の審査ができず、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼ すおそれがある。		国土交通省	愛知県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
81	区域区分に関する都 市計画の決定権限に 係る市町村への移譲	都市計画法第15条第1項第2号を削除 し、区域区分に関する都市計画は市町村 が定めるものとすること	【制度改正の必要性】 現在、少子高齢化や財源状況の悪化など、多くの問題が全国的に表面化し、基礎自治体が 疲弊している状況である。 そのようななか、総務省の地域力創造グループでは、本格的な地方分権改革の時代のなか で、地域の元気を創造し活性化するための施策を実施しているが、自立した地域を目指す ためには、基礎自治体の判断で土地利用の誘導を行うことも必要である。 都市計画法による区域区分は、高度経済成長期における人口増加という社会情勢のなか で設定されたもので、現在の時代とは大きな隔たりがあり、区域区分制度を画一的に適用 する合理性はなくなっている。 また、その決定については、都道府県が行うことになっており、基礎自治体が独自のまちづ くりを行ううえでの阻害要因となっている。 また、その決定については、都道府県が行うことになっており、基礎自治体が独自のまちづ くりを行ううえでの阻害要因となっている。 もちる人無秩序な開発等は抑制しなければならないが、土地利用の誘導を基礎自治体が行 うことができるような体制にすることで、地域特性を活かした独自のまちづくりを展開することが可能となり、地域の活性化につながるものと考える。 そのため、地域に密着した土地利用に関する各種の規制については、基礎自治体の責任 において主体的な取り組みを行うことが必要であると考え、都市計画法第15条の改正を求める。 【制度改正によって生じる懸念に対する方策】 区域区分に関する都市計画を決定するにあたり、周辺市町との調整を図る機関が必要であると考えるが、関係する首長や有識者等で構成する広域調整協議会等を設立し、広域的な 調整を図りたいと考えている。	都市計画法第15条 第1項第2号	国土交通省	松前町
82	区域区分に関する都 市計画の決定権限に 係る市への移譲	区域区分に関する都市計画の決定については、県が定めることとなっているが、この権限について市への移譲を希望するものである。	【制度改正の必要性】 区域区分は、都市計画区域の無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために必要な種々の都市計画区域の無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために必要な種々の都市計画を定める根幹となるものであることから、本来は地域の実情及び課題を熟知した上で都市の将来像を描くことができなければ、適切に決定又は変更をすることは 困難と思われる。また、超高齢社会を迎えようとする中で、都市間競争の激化が想定されており、根幹的な都市計画三そ、基礎自治体である市が、自らの理想と責任において定められるようにすることで、基礎自治体各々が知恵を出し、魅力的な都市を創造することができるのではないかと考える。よって、区域区分決定に係る権限について、市への移譲を希望するものである。 【制度改正によって生じる懸念に対する方策】なお、県のマスターブランとして、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針があり、区域区分の決定権限を有しても、広域的な見地は担保されるものと思われる。	都市計画法第15条 第1項	国土交通省	新座市

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
658	区域区分等に関する 都市計画の決定権限 に係る市への移譲	現在都道府県が処理している区域区分等 に関する都市計画の決定の権限を、市に 移譲する。	【制度改正の経緯】平成22年6月22日閣議決定「地域主権戦略大綱」に基づき、第2次一括法により都市計画法第37条の2が改正され、区域区分及び都市再開発方針等に関する都市計画法第67条の2的で改正され、区域区分及び都市再開発方針等に関する那市計画法存储が都道府県から指定都市に移譲された。また、平成25年12月20日閣議決定「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」に基づき、第4次一括法により都市計画法定が都道府県から指定都市活り画法療が報道所県から指定都市活り画決定権が都道府県から指定都市活り画決定権が都道府県から指定都市活り画決定権が都道府県から指定部の上指を譲され、「支障事例」首都圏中央連絡自動車道及び関越自動車道をつなぐ新しい大動脈がさる。こと、九王子西インター近への約172へクタールについて、物流拠点として整備を進むている。このインターを含めた一団の土地は市街化調整区域に定められており、今後、市街化区域に編入をする予定である。この、ハエ子市を取り巻欠が通環境は大きな転換期を迎えるとともに、郊外の都市基盤施設も大きく変わった。これからは、地域の実情に合わせたきめ細やかな都市計画の変更が急務となる。これからは、地域の実情に合わせたきめ細やかな都市計画の変更が急務となる。 【制度改正の必要性】上記の社会・経済活動の背景を踏まえて、土地利用のコントロールの基となる市町村都市計画マスタープランを定めている市に対して、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに区域区分について決定する権限を移譲することで、従来から処理している事務と一体的かつ総合的に行うことが可能となる。また、迅速な都市計画行政及び【懸念の解消策】懸念は特になし。	第1項、第87条の2	国土交通省	八王子市
839	区域区分に関する都 市計画の決定権限に 係る市町村への移譲	区域区分に関する都市計画決定権限を市町村へ移譲する。 明在、都市計画法第15条第1項に基づき 都道府県が区域区分の指定を行ってい る。これを市町村が主体性をもって地域の 実情に合わせた運用がきるように所要の 措置を求めます。	【本町の可能性】 本町は、県都水戸市の南に位置しており、北関東自動車道、東関東自動車道の2本の高速道路及び3つのインターチェンジといった高規格道路網の整備を中心に優れた都市的機能を有し、さらに大洗港やひたちなか港、そして平成22年3月に開港した茨城空港など、陸、海、空の交通アクセスに恵まれたボテンシャルの高い町として、県央地域の枢要な地位を占し制度改革の必要性】高度成長期につくられてきた市街化区域や用途地域の指定が現在、産業の振興や活性化を図る上でのひとつの障壁になっています。近年の社会経済情勢下で徐々に増加している空き地などの土地門滑に進まず、土地を有効に活かすことができなくなっています。都市計画法第15条第1項の定めにより町に区域区分の決定権がないため、土地の取得希望者が現れても用途指定があるために期待する目的に使用できない、町内に定住を希望する者がいても家を建てられないため町外に出ることを黙認しているほかないという問題があります。かつて、効果的利用と乱開発の防止を目的として定められ有効に機能していた制度が、時代背景が180度変わった今日ではむしろまちづくりや土地活用上の大きな足かせになっているのが現実です。これは紛れもなく町にとっての大きな損失です。 [制度改革の効果]貴重な公共資産である土地の活用を適正かつ円滑に行いながら、地域の活性化を図る土地政策を行うことが可能になる。 [まとめ] ついては、本町の市街化区域指定や用途地域指定の見直し、又は廃止について大幅な規制緩和を要望いたします。	都市計画法第15条 第1項	国土交通省	茨城町

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
875	区域区分に関する都 市計画の決定権限に 係る市町村への移譲	都市計画法第15条を改正し、区域区分に 関する都市計画について、都道府県決定 を市町村決定にする。	【現行制度の支障事例】 少子高齢化や人口減少が予測される中で、21世紀の市町村単位での生き残りをかけ、緊急的に各種施策を取り組むことが必要である。その手法の一つである土地の有効活用を実施する際、都市計画の区域区分分権限については都道府県がもっているため、手続き処理や同じ都市計画区域内の市町との調整等に多大な時間を要することになる。また、区域区分等の変更をする際、市町村の政策と都道府県の政策の方向性に差がある場合、市町村の独自色が発揮できない。ただし、都道府県と協議をすることは必要と考える。 【制度改正による効果】 この区域区分の決定(変更)について、市町村が権限をもつことにより、地域の個性や魅力を兼ね添えた政策展開が機動的に実施可能となる。	都市計画法15条	国土交通省	近江八幡市
171	一般国道(指定区間 外)及び一級河川(指 定区間)に関する都市 計画決定に係る国の 同意協議の廃止	都道府県が定める都市計画のうち、国土 交通大臣協議へ同意(都市計画法18条3 項が必要なものについては、「国の利害 に重大な関係がある都市計画」として、都 市計画法施行令12条に明記されている。 (都市計画と域の整備、開発及び保全の 方針・区域区分・高速自動車国道・一般国 道・一級河川等) このうち、一般国道(指定区間外)・一級河川(指定区間)については、国土交通大臣 協議〜同意手続きの廃止を提案するも の。		都市計画法第18条 第3項 新計画法施行令 12条第4号イ及びホ	国土交通省	鳥取県·京都府·大阪府·徳島県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
965	一般国道(指定区間 外)及び一級河川(指 定区間)に関する都市 計画決定に係る国の 同意協議の廃止	都道府県が定める都市計画のうち、国土交通大臣協議〜同意(都市計画法18条3項)が必要なものについては、「国の利害に重大な関係がある都市計画」として、都市計画法施行令12条に明記されている。(都市計画区域の整備、開発及び保全の方針・区域区分・高速自動車国道・一般回道・一級河川等)このうち、一般国道(指定区間外・一級河川(指定区間)については、国土交通大臣協議〜同意手続きの廃止を提案するもの。	【具体的な支障事例】 都市計画法に基づ(国土交通大臣協議~同意(以下「国協議~同意」という。)については、本県においても、過去に多数の国協議~同意を必要とする案件があったが、国から直轄事業との整合性の観点で構造影計に対して反対意見が出された等の要因により、いずれも協議が長期化し、中には開始から半年以上を要したケースもある。これにより、事業着手や供用が遅れるといった支障が生じている。 【過去の検討経緯を踏まえた制度改正の必要性】 当該協議については、「義務付け・枠付けの第4次見直し」の検討の際に、既に上記と同様の理由により地方から国に対して廃止の提案がなされたが、当該提案に対して国は、「国の利害に重大な関係がある都市計画であり、国協議~同意の廃止は困難しであるとの見解を示した。ただし、国において地方の意見を踏まえ、手続きの迅速化困難してあるの見解を示した。ただし、国において地方の意見を踏まえ、手続きの迅速化困難してあるとの見解で、したいて、標準処理期間(事前協議60日間、法定協議30日間)を設定していただいたところである。これに対し中国地方知事会としては、国の利害に重大な関係がある」という国の見解について、具体的にどのようなものを想定しているのか不明確であるため、当該見解を回たして、具体的にどのようなものを想定しているのか不明確であるため、当該見解を回たして、具体的にどのようなものを想定しているのか不明確であるため、当該見解な目記をしていたに、しないことについて承服できないこと、標準処理期間通知以後、国協議「同意の案件があったが、国から協議的判が遅いという指摘を受け、その遅延理由を問われ続けたことにより、事前協議前の下協議に半年程度を要す結果となるなど、手続きの迅速化に繋がっていないこと、「一般国道(指定区間外)」及び「一級河川(指定区間)(以下これらを「協議不要希望施設」という。)について、都道所県が整備や管理を主体的に行っており、個別法(道路法等)において同様の審査が行われていることから、協議不要希望施設に係る国の関与を廃止することを提案する。これにより、県民の悲願である高速道路ネットワークの早期供用や、県民の安全安心のための県土の強靱化に向けた取組の促進が可能となる。	第3項、都市計画法 施行令12条第4号イ	国土交通省	中国地方知事会
704	指定区間外の国道に 関する都市計画決定 等に係る国への同意 協議の廃止		【規制緩和の必要性】都市計画法第18条第3項において、都道府県は、国の利害に重大な関係がある政令で定める都市計画を決定又は変更するときは、国土交通大臣の同意協議が必要とされ、同法施行令第12条において、一般国道に関する都市計画についても、国の利害に重大な関係があるものと規定されている。しかし、一般国道に関する都市計画については、国の利害に影響を及ぼさないと考えられる事業であっても、法に基づき国土交通大臣に協議が必要とされているところであり、事前相談を含め、相当に時間を要している現状から、同意等の手続を廃止すべきである。(国との同意協議を要しないと考えられる事案及びその理由は別紙のとおり)【県管理国道に係る同意協議の事務の実績】平成10年度から平成21年度:7件申請書提出から同意までに要した期間は平均して約1か月半であるが、申請前には下協議等があり、それらの協議には数ヶ月要する場合もあった。	都市計画法第18条 第3項 同法施行令 第12条	国土交通省	鹿児島県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
175	区域区分に関する都 市計画決定に係る国 の同意協議の廃止	都市計画法に基づき都道府県が区域区分を決定・変更する際の国土交通大臣への 同意協議を廃止する。	【具体的な支障事例】都市計画法に基づく国土交通大臣協議~同意(以下「国協議~同意」という。)については、本県においても、過去に多数の国協議~同意を必要とする案件があったが、いずれも協議が長期化し、区域区分に関する協議においては、開始から2年以上を要したケースもある。 【過去の検討経緯を踏まえた制度改正の必要性】当該協議においては、開始から2年以上を要したケースもある。 【過去の検討経緯を踏まえた制度改正の必要性】当該協議においては、「義務付け・枠付けの第4次見直し」の検討の際に、既に上記と同様の理由により地方から国に対して廃止の提案がなされたが、当該提案に対して国は、「国の利害に重大な関係がある都市計画であり、国協議~同意の廃止は困難」であるとの見解を示した。ただし、国において地方の24日付都市局長通知〕」(以下「標準処理期間通知」という。)において、標準処理期間(事前協議60日間、法定協議30日間)を設定していただいたところである。 れに対し本県としては、「国の利害に重大な関係がある」という国の見解について、具体的にどのようなものを想定しているのか不明確であるため、当該見解を理由に廃止しないことしていて承服できないこと、当該協議~同意を廃止したとしても、国土形成全国計画を基本とした広域地方計画(国土形成計画表)において今後10年間の国土形成に関する方針が定められているため、これに基づき、都道府県の責任で国土形成上の観点での調整は可能と考えること、ららに、都道府県内部で農政部局との調整を行うため、都市的土地利用と農地保全との調整も可能と考えることから、地域の実情に応じたまちびくりを自らの判断で迅速に進めるために、区域区分に係る国土交通大臣への同意協議を廃止して頂きたい。	都市計画法第18条 第3項、都市計画法 施及びホ 及びホ	国土交通省	鳥取県·大阪 府·徳島県
249	区域区分等に関する 都市計画決定に係る 国の同意協議の廃止	都市計画法に基づき都道府県が区域区分に関する都市計画(区域区分を定める都市計画区域マスープランを含む。)を決定・変更する際の国土交通大臣への同意協議を廃止する。	【制度改正の必要性】 区域区分に関する都市計画の決定(変更)については、国土交通大臣の同意が法定されているが、この同意にあたっては、法第23条の規定により、関係大臣に対する協議、意見聴取(農林漁業との調整など)が義務付けられており、この協議に関して都道府県及び指定都市が行う事前調整事務に多大な時間を要している(事前協を含めて約2年を要した事例あり。予定していた都市計画審議会へ診ることができなかった。)。都市計画手続の簡素化を図り、地域の実情に対応したまちづくりを自らの判断で効果的かつ迅速に進めるために、同意協議を廃止することが必要である。「懸念の解消) 国は「国土交通大臣が農林水産大臣との協議により都市計画的土地利用と農地保全を調整する仕組の保持が必要メとしているが、都道府県内部で農政部局との調整を行うことで、都市的土地利用と農地保全との調整は十分行うことができる。	都市計画法施行令 第12条第1号及び第 2号	国土交通省	広島県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
599	「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び「区域区分」に関する新市計画決定に係る国の同意協議の廃止	都道府県が決定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、及び「区域区分」の大臣同意の廃止	【制度改正の必要性】 都道府県が決定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、及び「区域区分」は、 一律に大臣同意が求められているが、大臣同意に5~7ヶ月の期間を要し、「都市計画区域 の整備、開発及び保全の方針」や「区域区分」に即して作成される市町村都市計画の策定 や、計画に基づ、整備事業に遅れを生じさせている。 【廃止を求める理由】 「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、具体的な都市施設、市街地開発等にか かる都市計画の上位計画であるため、概括的な記述が多く、国の利害に具体的に重大な関 係がある内容とは考えにくい。 また、「区域区分」に関しても、市街化調整区域の一部を市街化区域にする等の軽微な変更 が大多数であり、国の利害に重大な関係があるとは考えにくいため、これらの都市計画が 必ずしむ「国の利害に重大な関係がある都市計画」とはいえないことから、大臣同意の廃止 を求める。	都市計画法第18条 第3項	国土交通省	京都府·大阪府·德島県·鳥取県
676	針」、「区域区分」等に	「都市計画区域の整備、開発及び保全の 方針」、「区域区分」及び「近郊緑地特別保 全地区」に関する都市計画の決定に際す る国への協議、同意の廃止	【制度改正の必要性】 第1次勧告では、区域区分の大臣同意不要、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(以下「整開保」という。)の大臣同意は区域区分の方針に係る部分を除き不要とすべきとしている。整開保、区域区分及び近郊緑地特別保全地区に関する都市計画は、地域の実情にあった計画であるべきだが、国の関与が必要なため、市民に最も身近な基礎自治体が自らの責任で都市づくりを進める支障となっており、また迅速な手続を進める上でも支障となっている。 【協議、同意を廃止した場合でも国の利害に重大な関係がないと考える理由】 ①整開保及び区域区分について 以前は大規模開発の影響から当制度の意義が大きかったが、現在は一般的に市街化調整区域の開発制限のため、国の施策の実現ができない恐れはないと考えることに加え、必要があると認めるときは、都市計画法第24条第1項に基づき、国土交通大臣の指示等を出すことができるため。 また、農林漁業との調和は、農振法等との調整を図る必要があるが、必要な許可手続を終れば足りると考える。 ②近郊緑地特別保全地区について近郊緑地特別保全地区について近郊緑地特別保全地区に近郊緑地保全区域・保全計画との整合性や交付金活用等との調整はあるが、都市計画としては他の特別緑地保全地区と同様と考えるため。 【法改正イメージ】 都市計画法第19条第3項及び法第87条の2第3項の規定に「但し、法第6条の2の規定は、適用しない。」を追加する。	の2、第7条、第18	国土交通省	横浜市

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
804	「区域区分」、「都市再生特別地区」等に関する都市計画決定における国の同意協議の廃止	県決定の都市計画のうち、国の利害に重大な関係のある都市計画(政令第12条に列挙)については、国土交通大臣に協議の上、その同意を得ることとされているが、国の利害に重大な関係がないと思慮される都市計画について廃止すること	・意思決定に要する時間を短縮化し多様なニーズへの迅速な対応が可能	都市計画法第18条 第3項、都市計画法 施行令第12条第1 項	国土交通省	兵庫県 【共同提案】 大阪府
805	区域区分に関する都 市計画決定にかかる 農林水産大臣への協 議の廃止	都道府県が区域区分に関する都市計画を 定めようとするときは農林水産大臣との協議が必要とされているが、当該農林水産 大臣との協議を廃止すること。	【現行】 都道府県が区域区分に関する都市計画を定めようとするときは農林水産大臣との協議が必要とされている。 【支障事例・改正による効果】 農林水産大臣との協議にはかなりの時間を要しており、大臣協議を廃止することで、より地域の実情に合った創意工夫に満ちた積極的な取り組みが一層推進できるとともに、迅速かつ効率的な業務の遂行が可能となることから、当該協議を廃止すべきである。 【改正後の対応】 なお、農水大臣との協議が廃止された場合、都市的土地利用制度と農地保全制度との調整が図られなくなるという懸念が生じるものの、区域区分に関する都市計画は、一都道府県の範囲内で完結するものであることから、都道府県の都市部局と農政部局等との調整等により適切に対応することが可能である。 (大臣許可を要する農地転用許可権限についても、都道府県への移譲を提案している。)【本県における協議状況】 区域区分の変更(阪神間都市計画区域)に係る協議期間(通常10ヶ月程度)平成19年8月~12月 近畿農政局下協議(基本的事項に係る協議)平成21年4月28日 変更告示	都市計画法第23条	国土交通省、農林水産省	兵庫県 【共同提案】 大販県、 山県、 徳島県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
966	区域区分に関する都 市計画決定に係る国 の同意協議の廃止	都市計画法に基づき都道府県が区域区分を決定・変更する際の国土交通大臣への 同意協議を廃止する。	[具体的な支障事例]都市計画法に基づ〈国土交通大臣協議~同意(以下「国協議~同意」という。)については、本県においても、過去に多数の国協議~同意を必要とする案件があったが、いずれも協議が長期にし、区域区分に関する協議へ同意を必要とする案件があったが、いずれも協議の長期においては、関始から2年以上を要したケースもある、[過去の検討経緯を踏まえた制度改正の必要性】当該協議については、「義務付け・枠付けの第4次見直し」の検討の際に、既に上記と同様の理由により地方から国に対して廃止の提案がなされたが、当該提案に対して国は、「国の利害に重大な関係がある都市計画であり、国協議~同意の廃止は困難」であるとの見解を示した。ただし、国において地方の意見を踏まえ、手続きの迅速化のために「義務付け・枠付けの第4次見直し(平成25年7月24日付都市局長通知)」(以下「標準処理期間通知」はでける第4次見直し(平成25年7月24日付都市局長通知)」(以下「標準処理期間通知」という。)において、標準処理期間(事前協議60日間、法定協議30日間)を設定していただいたところである。これに対し中国地方知事会としては、「国の利害に重大な関係がある」という国の見解について、具体的にどのようなものを想定しているのか不明確であるため、当該見解を理由に廃止しないことについて承服できないこと、当該協議~同意を廃止したとしても、国土形成全国計画を基本とした広域地方計画(国土形成計画法)において今後10年間の国土形成に関する方針が定められているため、これに基づき、都道府県の責任で国土形成上の観点での調整は可能と考えること、さらに、都道府県内部で最改の実情に応じたまちづくりを自らの判断で迅速に進めるために、区域区分に係る国土交通大臣への同意協議を廃止して頂きたい。	都市計画法第18条 第3項、都市計画法 施行令12条第4号イ 及びホ	国土交通省	中国地方知事会
209	市町村の都市計画決定に係る都道府県同意協議の廃止	都市計画の決定及び変更に関し、都道府 県知事への同意協議を廃止し、報告のみ で都市計画決定できることとする。	都市計画の決定及び変更に関し、都道府県都市計画審議会の縦覧及び議を経ることに関する市町の事務処理が頻雑になっていること、都道府県都市計画審議会の議を経るまでの期間が長期間となっていることが市町の円滑かつ迅速な土地利用施策の妨けとなっている。 [具体的な支障事例] 県との同意協議があることにより、都市計画決定、変更をするにあたり、半年から1年の期間を要することになり、事務量が増えている。市が考えている都市計画決定を、県との調整の中で変更しなければならないこともあり、市が行いたい市街化拡大、用途規制などを推進することに支障をきたしている。 【制度改正による効果】 人口減少が問題となっている中、市街化区域の拡大、地域の特性に合った用途地域設定などにより、企業誘致や人口増加の施策を市独自の考えに基づいて、推進することができる。	都市計画法第19条 第3項、第21条第2 項	国土交通省	磐田市

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
434		ける都市計画決定を行う場合において、県	【提案概要】 都市計画法において、市が都市計画決定を行う場合には、県知事に協議することが必要とされている。このたびの第4次一括法により、一の指定都市の区域の内外にわたり指定されている都市計画区域にかかるものを除いて、都市計画区域マスターブラン決定権限が指定都市に移譲されることとなった。このような状況の変化を踏まえ、都市計画区域マスターブランを定めることができる指定都市が、都市計画区域内における都市計画決定を行う場合において、県知事への協議を廃止することを提案する。なお、県知事への協議の廃止により、広域調整機能が失われるとの懸念があるが、本市においては都市計画遺路等の計画段階において、関係市と直接協議を行っており、関係市間で調整が図られていることから、協議の廃止による広域調整面の支障は生じない。【支障事例】 各都市計画案件ごとに下協議1か月+本協議3週間=合計約2か月の期間を要している。名3回の都市計画決定・変更を行う場合、1回あたりの事務処理期間が4か月となるため、その半分の2か月間を協議に要し、残りの2か月間で、市民に対する説明、案の縦覧、都市計画審議会などを実施しなければならない。その半分の2か月間を協議に要し、残りの2か月間で、市民に対する説明、案の縦覧、都市計画審議会などを実施しなければならない。また、県市の協議は、上記の下協議・本協議以外にも必要に応じて複数回行っており、概要資料・法定図書に加えて参考資料(都市施設などの変更を行う場合は数十種類)の提出が求められる。さらに、協議であっても同意と同様の資料提出が必要であるため、事務の簡素化につながっていない。	都市計画法第19条 3項	国土交通省	神戸市
253	開発審査会設置の主 体の拡大	条例により都道府県知事の権限に属する 事務の全部を処理することされた市町村 (以下事務処理市町村)は開発審査会の 設定を可能とする。(都市計画法第78条の 見直し)	を設置することができない。すなわち、高岡市は許可の権限があるにも関わらず、一定の場合には県の機関へ審査を委ねなければならない状況となっている。	【都市計画法】·第78 条第1項 【開発許可制度運用 方針】·Ⅱ-3	国土交通省	高岡市

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
395	用途地域等の都市計 画決定権限の特別区 への移譲	用途地域等の都市計画決定権限を特別 区に移譲するために、都市計画法第87条 の3第1項で規定する都市計画法施行令 第48条第1項を改正する。	【制度改正の必要性】 平成24年4月1日、三大都市圏等における用途地域等の都市計画決定権限が市町村に移譲された、特別区においては引き続き、東京都に残されたままとなっている。 用途地域は、合理的土地利用を図る最も基本的な制度であり、土地利用の実情を踏まえて、都市構造や都市の骨格に即して定める地域に密着した制度である。しかし、現行では、東京都が開途地域の指定権限等を保持しており、地域に密着した自治体である区は、主体的に地域に関わることができない状況にある。特別区に決定権限があれば、土地利用の状況等の変化に応じて柔軟に対応ができる等、より臨機に円滑な指定が可能となる。 【懸念に対する方策】 東京大都市地域の一体性は、国土形成計画をはじめとした都市計画区域の整備、開発及び保全の方針といった自治体の区域を超えた広域計画や都、関係自治体との協議により確保が可能である。 このことから、都市計画決定権限の移譲は一体性を損なうものではなく、権限を移譲することに特段の問題が生じる恐れはないものと考えられる。また、用途地域は都が決定しているため、同一の用途が区をまたがっている箇所もあるが、現在、用途地域の原案は、区が作成しており、区界の場合、関係自治体と必要に応じて協議して作成しているところである。 ※その他(特記事項)欄のとおり、「より具体的な支障事例」「過去の議論に係る意見」については、別紙に記載。 ※東京都における「特例容積率適用地区」(1か所):大手町・丸の内・有楽町地区 ※東京都における「特例容積率適用地区」(2か所):港区芝浦四丁目地区、江東区東雲一丁目地区	都市計画法第87条 の3第1項	国土交通省	特別区長会
406	屋外広告物法に基づく 条例制定権限の移譲	現在、屋外広告物法で規定されている、景観行政団体である市町村の特例において、都道府県との協議に縛られず市町村において屋外広告物条例を定め規制を行うことができるよう求める。 ※具体的な条文改正イメージは、別紙のとおり	必要がめる。 「相行制度で対応困難が理由】	屋外広告物法26条	国土交通省	特別区長会

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
50	都市計画法の規定に 基づく地域の実情に応 じた基礎調査の実施	都道府県はおおむね5年ごとに都市計画に関する詳細な基礎調査を行うことされているが、そもそも地域が主体的なまちづくりを進めるに当たって必要となる調査は、地域の実情に応じて実施されるべきである。このため、都市施設の位置、利用状況及び整備の状況、土地利用等の5年間で大幅な変化が生じない調査項目については「必要があると認めるとき」に実施する旨の規程に改めるべき。	しかし、3月間に17日で大幅な変化が生じない調査項目(市街化調整区域内の都市施設や土地利用等もあることから、地域の実情にあわせ、必要に応じた調査期間の選択及び実施が続いた。 3 即本商日に トライド地域の実機にすいました。	都市計画法第6条第 1項	国土交通省	愛知県
93	都市計画基礎調査の 実施権限の指定都市 への移譲	都市計画基礎調査の実施主体を現行法 の都道府県から指定都市に移譲する。	[制度改正の必要性] 都市計画運用指針において『都市計画の決定に当たっては、市町村が中心的な主体となるべきであり、市町村の区域を超える特に広域的・根幹的な都市計画区域マスタープランの決定が、指定都市へと移譲が進んでいることを望まえ、都市計画区域マスタープランの決定が、指定都市へと移譲が進んでいることを踏まえ、都市計画立案の基となる都市計画基礎調査についても指定都市が主体となるべきである。 [支陸事例] 「支陸事例] 「支陸事例] 「支陸事例] 「支陸事例] 「支险事例] 「支险事例] 「支险事例] 「対応されないなど、調査・リュームが大きい調査・項目は、関係市町が実施しているが、土地利用や建物利用に関する調査など調査・リュームが大きい調査・項目は、関係市町が実施しているのが実態である。人口調査など調査・リュームが大きい調査・項目は、関係市町が実施しているのが実態である。人口により、調査を分の設定は関係市町の案をもとに行われているが、調査途中における修正や変更に対応されないなど、調査実施途中の変更に対する柔軟性が欠ける部分が生じたほか、調査区分による人口データをGIS対応の成果データとしたかったが、県及び関係市町間で調整がつかず、それが叶わなかった事例がある。「制度改正の効果] 指定都市が調査主体となれば、指定都市独自による調査区分の設定や、調査結果データをGIS対応の仕様とするなど、指定都市が必要とする調査を柔軟に実施することができる。「懸念に対する方策」 都道府県の都市計画区域の指定などに必要な調査については、あらかじめ、都道府県と指定都市が相談し、調査・項目やその仕様を決めておくことで、調査の統一性を保つことが可能と考える。権限移譲に伴う指定都市の事務負担の増加については、現在の都道府県に対する交付税措置と同様に指定都市に対する交付税措置で支援していただきたい。	都市計画法第6条、 都市計画運用指針 「エー2運用に当 での基本的考え たっての基本材の調整」 たっな前がは 性と広域的な調整」	国土交通省	新潟市

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
598	都市計画基礎調査の 実施主体及び実施時 期の見直し	地域の実情に応じた都市計画に関する基 礎調査の実施義務の廃止	【制度改正の内容】 都道府県はおおむね5年ごとに都市計画に関する詳細な基礎調査を行うこととされているが、地域が生体的なまちづくりを進めるに当たって必要となる調査であり、実施時期や主体を限定する必要はなく、地域の実情に応じて実施されるべきである。 【具体的な支障事例】 事業が展開されていない区域や土地利用・基盤整備状況に大きな変化がない区域では、新たに調査を行う必要性に乏しいが、現行法に基づき5年をかけて全都市計画区域の調査を行っており、5年間で7,300万円程度の調査を要しているため、「都道府県または市町村が、必要があると認めるとき」に実施する旨の規定に改めるよう求める。	都市計画法第6条 第1項	国土交通省	京都府・徳島県
670	一の指定都市の区域 を一の都市計画区域と することによる指定都 市の都市計 限の強化	都市計画法5条第1項に規定する都市計画 区域を指定するときは、一の指定都市の 区域を一の都市計画区域とする旨の規定 の設置		都市計画法第5条、 第6条の2、第15条、 第87条の2	国土交通省	堺市

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
713	街化調整区域内の開 発行為等について開	開発許可権者が行う開発行為または建築 行為(以下)開発等行為」という。)につい では、行為目的により必要な開発審査会 の議を不要とすることを含めて許可制度対 象外とする。	【法改正による規制強化】都市計画と第29条(43条)においては、線引き都市計画区域内では、開発許可権者についても開発等行為の目的によって、許可制度の対象となっている。現行法は、「都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律」による都市計画法の改正(H18.531公布)によるものであるが、この法改正以前においては、開発許可権者が行う開発等行為は許可対象外とする規定があった。つまり、法改正により、国・県のみならず、事務権限移譲市町村も一律に開発等行為への規制強化となった。【今後の形念】(一個性を活かし自立した地方」に向けたまちづくりを推進するにあたっては、市町村が設置する施設(建築物)の用途がますます多様化するとともに、開発等行為も多岐にわたるものと推測される。案件によっては開発審査会(事務局・県)を経め変が生じるものとなるが、開催は3ケ月毎を予定としており、そのため開発許可権者側も相当の事務量を費やしている一方で、付護は、開発権者が許可妥当と判断するもののみ上程していることから、実質的に形骸化していくことも考えられる。【制度改正の必要性】市町村が強い意志をもって行う政策としての開発等行為は、市町村が定めている土地利用計画上の整合等を踏まえ位置を選定し、他法令との調整を経て行うものでもあり、まちの特色や独自性を活かし、地方公共団体がスピード感あふれる住民サービスの向上や大幅な事務量の削減のためにも、地方公共団体、特に事務権限委譲市町村が行う開発等行為に対しては、開発許可制度適用除外とすべきと考えるものである。		国土交通省	聖籠町
674		現在指定都市が都道府県知事の認可を 受けて施行することになっている都市計画 事業の認可権限を指定都市に移譲	[具体的な支障事例] 都市計画法第61条において、「事業の内容が都市計画に適合し、かつ事業施行期間が適切であること」と規定されていることからも、都市計画と事業の認可は一体のものである。現在、県の認可を受けるには、本市所管課(建築局都市計画課)が事業部署にヒアリングし、確認・調整しながら認可図書等の取りまとめを行い、県へ説明しているため、認可に伴う事務処理などに時間を要している。また、都市計画決定権者と認可権者が別のため、事務効率に支障が生じている。 [懸念に対する方策] 都市計画事業認可権限の移譲に際しては、例えば事務処理の所管部署を別部署にするなど、土地収用に関する権限を事業認可権者分けることで、収用に対する公平性・公正性・透明性を確保できると考える。なお、土地収用法の事業認定権限を県に残す制度の創設なども検討していく必要があると考える。都市計画事業の認可権限が指定都市に移譲されれば、地域の実情に応じ事業効果の早期発現を優先に考えた事業推進が可能となり、事業の進捗にあわせた迅速な事務処理の実現により事業期間の短縮につながる。 [法改正イメージ] 都市計画法第7条の2に、「指定都市の区域においては、第59条から第64条にかかわらず、都道所裏知事又は都道府県が行うとされている事務においては指定都市の長又は指定都市が行うものとする。」という条文を追加する。	都市計画法第59条	国土交通省	横浜市

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
83	市施行土地区画整理 事業の認可権限の市 への移譲	市が土地区画整理事業を施行しようとする場合には、事業計画に定める事項のうち、「設計の概要」について、知事の認可を受けなければならないが、当該認可の権限について、移譲を希望するものである。	【制度改正の必要性】 (仮称)大和田二・三丁目地区土地区画整理事業は、市街化調整区域から市街化区域への編入と合わせて市が実施するもので、現在事業計画等を作成している。本地区は、速やかに事業を完了するため、法的な事業認可が得られるまでの間に、企業誘致や想定接地割込みを行っている。しかし、設計概要の認可が遅れ、結果として事業に遅れが生じた場合、進出企業の撤退等を誘因するとともに、関係地権者の意欲低下につながることが懸念される。このことから、事業のスタートとなる「設計の概要」の認可が速やかに行われる必要がある。なお、地方公共団体施行の土地区画書業において、スピード感を持って事業を推進していく潜在的なニーズは高いと推察される。以上のことから、現在、県が有している市施行土地区画整理事業の認可権限について、市に移譲願うものである。 「過去の議論を踏まえた検討】 設計の概要については、省令第9条において、詳細な技術基準が定められており、これに基づけば、適否の判断は市でも可能である。実際に、組合施行の土地区画整理事業については、既に市に認可の権限が移譲されており、市は省令第9条等に基づいて審査し、認可事務を行っている。また、事業計画については、設計の概要を含め公衆の縦覧に供しく法第55条第1項)、利書関係者は意見書を提出することができ(同条第2項、当該意見書については都市計画審議会に付議しなければならない(同条第3項、こととなっており、利書関係者の意見や専門家等第三者の判断を考慮する制度が確立されているため、市が独断で定めるものではない。	土地区画整理法第 52条第1項	国土交通省	新座市
405	区市町村施行を除く区 市町村が決定した市街 地再開発事業に係る 認可権限の区市町村 への移譲	市街地再開発事業を施行しようとするときば「市町村にあっては都道府県知事の認可を受けなければならない特別区を含む)」と都市再開発法に定められているが、「市町村が決定をした市街地再開発事業の認可をすることができるよう、法改正をされたい。 ※その他(特記事項)のとおり「具体的な条文改正イメージ」は別紙に記載	[制度改正の必要性] 都市再開発法に基づいて、土地の合理的かつ健全な土地利用と都市機能の更新が必要な区域として都市計画に定めた区域内において、土地所有者等が権利変換方式による共同だい建設を促進するための手続きであり、住民に最も身近で地域の実情に詳しい区市町村が認可事務処理することが好ましい。そのことにより、区市町村の独自性を発揮でき、事業期間も短縮することができる。なお、区市町村施行については、都道府県の認可事務とすることとされたい。 [制度改正の効果等] 権限移譲がされた場合の効果として、「地元市町村からの経由事務が不要となる。 地権者を譲移された状況を的確に把握できる。 地元市町村からの意見聴取が不要となる。 公共施設管理者との協議状況を的確に把握できる。 徒前従後配置の照応関係が的確に把握できる。 過い床基準を連やかに判断できる、従前従後配置の照応関係が的確に把握できる。 しいった事務処理が効率化されることが見込まれる。 また、特別区における本業務を処理するために必要な技術職の職員確保については、区毎ではなく、特別区人事委員会の共同処理によりスケールメリットを活かして採用等を行うことから可能である。 ※その他(特記事項)のとおり、「東京都における本業務の実績」は別紙に記載。	都市再開発法第7条 の9、第11条	国土交通省	特別区長会

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
48	埋立地の権利移転等・ 用途変更に係る都道 府県知事の許可に係 る国土交通大臣の協 議の廃止	港湾管理者は、背後の都市計画との整合性等地域の実情に応じた港湾行政を行っており、また、埋立地の有効かつ適切な利活用の促進の観点から、用地の売却・貸付についても迅速に対応する必要があり、公有水面の埋立地に関する国土交通大臣の協議は廃止すべき。	【制度改正の必要性】 公有水面埋立法第27条第3項において、都道府県知事(港湾管理者)が権利移転等に係る許可をするときに、同法第29条第3項において、都道府県知事(港湾管理者)が権利移転等に係る許可をするときに、同法第29条第3項において、都道府県知事(港湾管理者)が用途では、多かしながら、昨今の経済事情においては、企業が埋立地を取得するにあたってのあり方が多様化してる上、経営判断が迅速化しているため、一刻も早い許可を求められている。もずに「標準ガバドラインが示されており、これに則した厳正な審査を港湾管理者が行うことで、期間の短縮化が図られその企業ニーズに応えることができ、なおかつ埋立地を有効に利活用をしていくことができる。 「書情変更 現行制度の支障事例」】 企業との交渉端緒において、通常の契約行為に要する期間とは別に、4か月(大臣協議1月とその事前調整3月)が必要であることを説明すると、調達コストの見通し・出店計画など終営判断に時間を要することになり、進出をためら、要因となっている。標準ガイドラインのなお書きでは、この期間の柔軟な対応が可能とされているが、企業のリスク管理としては4か月を見込む必要がある。また、外資系企業の進出事例が増加傾向にあり、同協議による保留条件を付けた契約に難色を示される。さらに、港湾利用としての埋立地の取得形態が多様化しており、様々な企業提案スキームに対して、港湾管理者として機動的に個別的判断が必要な事例もある。	公有水面埋立法第 27条第3項、第29条 第3項	国土交通省	愛知県
215	埋立地の権利移転等 に係る都道府県知事 の許可に係る国土交 通大臣の協議の一部 廃止	公有水面埋立法に基づく権利移転等に係る国土交通大臣への協議について、免許 出願時に権利移転に係る要件を満たして いる場合は不要とする。	公有水面埋立の免許申請を都道府県知事に行った場合、埋立面積50ha超等の国土交通大臣の認可を要する許可に当たっては、埋立の申請に係る「公有水面埋立免許願書」 (法第2条関係)の添付図書において、当該願書中「3 埋立地の用途」の概要(権利移転の予定を含む)が判明する資料を添付しており、分譲埋立てとして権利移転を含めて認可を得ていても、実際の権利移転の際に国工交通大臣の協議が必要とされており、事務処理が工事となっている。このため、免許の出願内容どおりに権利移転する場合については、国土交通大臣への協議を不要とすることを求める。	公有水面埋立法第 27条第3項	国土交通省	福島県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
803	港湾区域内の埋立地 に係る権利移転等の 許可に関する大臣協 議の廃止	港湾区域内の埋立地に係る権利移転、用 途変更等の許可について、国土交通大臣 協議を廃止することを求める。		公有水面埋立法第 27条第3項、第29条 第3項	国土交通省	兵庫県、京都 大阪府、 徳島県
49	埋立地の権利移転等・ 用途変更に関する処 分制限期間等短縮に 係る国土交通大臣の 協議の廃止	港湾管理者は、背後の都市計画との整合性等地域の実情に応じた港湾行政を行っており、また、埋立地の有効かつ適切な利活用の促変更にも迅速に対応する必要がある。そのため、本特例措置を適用しようとする場合における、国土交通大臣の協議を廃止すべき。	【制度改正の必要性】 港湾法第58条第3項において、港湾管理者が国土交通省令で定める事項を告示し、処分制限期間を短縮するときは、あらかじめ国土交通大臣に協議しなければならないとされている。しかしながら、昨今の経済事情においては、企業が埋立地を取得するにあたってのあり方が多様化してる上、経営判断が迅速化している。すでに標準カイドラインが示されており、これに則した厳正な審査を港湾管理者が行うことで、その企業ニーズに応え、埋立地を有効に利活用をしていくことができる。 【事情変更(現行制度の支障事例)】 標準カイドラインによると4か月(大臣協議1月とその事前調整3月)を要することとされており、なお書きでは、この期間の柔軟な対応が可能と記載されているものの、低未利用地の活性化を促進し、臨海部の活性化に資する迅速かつ柔軟な対応を行うためには、判断材料を欲する企業に対して時機を逸する原因となる。	港湾法第58条第3項	国土交通省	愛知県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
408	生産緑地指定下限面 積の廃止	生産緑地地区として指定できる面積要件に係る下限面積の枠付けを廃止し、市(特別区を含む)において設定できるようにする。	本提案は、生産緑地法第2条の2に規定された「国及び地方公共団体の責務」をより効果的に発揮するためのものであり、下限面積をより緩和し、生産緑地地区を最大限に確保することを目的とするものである。 大都市における宅地化農地は小規模であるが、地価が高いため税負担は重く、営農者はできるだけ多くの農地を生産緑地として指定したいと希望しているが、営農者が生産緑地の指定を選出でもある。また、貴重な農地であるにもかかわらず、それに満たない農地が適用に当たらず保全され難い現状がある。これらの実情を踏まえて、都市農地が地域環境に安らぎと潤いを醸成し快適な都市社会の形成に寄与している事実に鑑み、営農者の保護育成を図るとともに、これらの農地を積極的に保全するため、生産緑地指定下限面積の枠付けを廃止し、指定下限面積設定ができるようにすべきである。 なお、農業者の負担を軽減し都市農地が保全されることにより、意欲を持つて営農に精進できる環境を整備され、都市農地の持つ多面的機能(農産物供給機能、レクリエーション、なお、農業者の食糧を整備され、都市農地の持つ多面的機能(農産物供給機能、レクリエーション、大保健機能、環境保全機能、教育機能、防災機能、基果製形成、歴史文化伝承機能)が発揮され、都市住民の生活の質の向上にもつながることが期待される。	生産緑地法第3条第 1項	国土交通省	特別区長会
827	生産緑地地区指定の 面積要件及び解除要 件の緩和	生産緑地地区指定の面積要件及び解除 要件を緩和すること	【現行】現行制度においては、面積の一団が500㎡以上の農地として後継者が農業を継続した場合は、相続税の納税猶予措置を受けることが出来ることとなっている。 【支障事例】 複数人からなる生産緑地地区において、農業後継者がいない農家が生産緑地を廃止することに伴い、他の農家が引き続き農業を行う意思がある場合においても、生産緑地地区の面積要件を欠いているとされ、生産緑地地区の指定が解除される。また、農業用施設用地を相続した場合においては、農地と同様に農業の継続に必要であるにもかかわらず、相続税の納稅猶予措置を受けることが出来ない。一方、後継者がやむを得ず農業は行えないものの農地として継続させたい意思があり、市町・JA等が開設する市民農園など農地を貸し出した場合は、相続税の納稅猶予措置が打ち切られてしまう。このように、相続税の納稅猶予措置が打ち切られてよう。このように、相続税の納稅猶予措置が打ち切られてよう。このように、相続税の納稅猶予措置が打ち切られてよう。このように、相続税の納稅猶予措置が打ち切られてよう。「人職務税の納稅猶予措置が打ち切られてよる」に、相続税の納稅猶予措置が打ち切られた場合とは本税の減少に一層の拍車がかかることになってしまう。 【提案内容】そこで、自己都合によらず現行の生産緑地地区の面積要件を満たさなくなった場合、農業用施設用地を相続した場合、農業の本のは単立を相続した場合、農業を対しています。といまでは、企業のは、企業のは、企業のは、企業のは、企業のは、企業のは、企業のは、企業の	生産緑地法第3条	国土交通省	兵庫県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
513	船員の雇用保険関係 事務の国から都道府 県への移譲	船員の雇用保険関係事務(失業認定、賃 金日額確定等)を都道府県に移譲する。	て国が指導監督することとした上で、都道府県が職業紹介事業と一体的に当該事務を実施できるよう、その権限を都道府県に移譲するべきである。横浜や川崎といった大きな港を抱えている本県としては、移譲により、より地域の事情に即した効果的な無料職業紹介を実施できるものと考えられる。また、船員の職業紹介の国から都道府県の移譲に伴って、当該事務を国から都道府県に移譲することは船員の失業から就職、定着までの一貫した支援の実施に当たっては不可欠であり、移譲されることで、求職者等が身近な支援を受けられることで利便性が向上する。	雇用保険法第7条 (被保険者に対策 属出)、第9条(確 属出)、第9条(確 認)、第16条(5)、第 15条(基)、第 15条(基)、第 24条(1) 13条(基)、第 24条(加) 24 24 24 24 24 24 24 24 24 24 24 24 24	国土交通省	神奈川県
512	船員の職業紹介の国 から都道府県への移 譲	船員の職業紹介に係る事務(求職申込の 受付、職業紹介、相談、情報提供等)を都 道府県に移譲する。	職業紹介業務については、地域の実情を熟知した都道府県によって、地域の雇用対策が最大限の効果を発揮するように現場実態を踏まえた対策として適切に実行されるべきである。 横浜や川崎といった大きな港を抱えている本県としては、より地域の事情に即した効果的な無料職業紹介を実施できるものと考えられる。公共職業安定所の移管と自候で、県労働センターや市役所等の船員の住所地である身近な場所で職業紹介を行えるようにすれば、相談から就職・定着まで(本県においては、現在キャリアカウンセリングや労働相談等を実施)一貫した支援を行うことができ、求職者等の利便性が向上する。なお、雇用保険の財政責任と運営主体の不一致、職業紹介の全国ネットワークが維持できなくなる、全国一斉の雇用対策が講じられなくなる、1L0条約を守ることができなくなる、という点については、全国知事とか作成した「ハローワークは地方を管でこう変わる」(別添客部)により、解決できるもの考える。また、都道府県は産業振興施策等により、船員の職業紹介先企業と国以上に密に接点を持っており、よりきめ細かい職業紹介や相談への対応が可能である。	船員職業安定法第申 15条(求人求職の申 近みの受理)第16 条(労働条件の明 示)、第17・18条(紹 介)、第26条(求人 求職の開拓等)	国土交通省	神奈川県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
775	食品循環資源の再生 利用等の促進(権限の 都道府県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への食品リサイクル法に基づ立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする)事業者等への立入検査、報告徴収事業者等への指導、公表、助言事業者等への勧告、命令	【現行・支障事例】 本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施してしても、国に協力を依頼しないにはならない。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限があっても把握できない。(具体的に問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどすることを懸念し、提案するものである。) 【改正による効果】 都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、同で立入検査をそ行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うたかり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようにする。審議会の意見聴取についても、主務大臣が行うこととする。	食品循環資源の再 生利石装乗等の促進に 財第10条、第24条	農林水產省、済土務 產強省、経国財 基省生労働 軍生労働	兵庫県、和歌 山県、鳥取 県、徳島県
975	食品循環資源の再生 利用等の促進に関す る法律に基づく権限の 広域連合への移譲	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・指導・助言および勧告・命令に係る事務・権限の広域連合への移験を求める(事業所が複数ある場合はを動すべてが広域連合の区域内にある場合に限る。)	3R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利用・再資源化の責任を負う事業者への指導は国が行っているため、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。事業所が一の府県の区域を越えて存在する場合は、事務・権限を広域連合へ移譲することにより、事務の効率化を図ることができる。また、各府県・市町村の3R等への取組との連携が可能となる。 なお、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材等の移管が前提となる。	食品循環資源の再 生利用等の促進に 関する法律第8条,第 10条,第24条第1項 から第3項	農林水産省、済建築省、済土務働 環産資金省、財働 (本年) (本年) (本年) (本年) (本年) (本年) (本年) (本年)	関西広域連合

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
979	食品循環資源の再生利用等の促進(関告・ る法律を基づく報告・ なる法律を基づく報告・ で係る事務・権限の移 譲	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく国の報告・立入検査・勧 告・命令に係る事務・権限を部道府県・ おまなお、各自治体、地域の状況は様々であることから希望する都道府県の手上げ方式とする。 権限の移譲を受けた都道府県は、希望する市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲できるものとする。	廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道府県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監督は国が行っており、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。また、国の各府省が共管していることにより、縦割り行政の弊害が生じるおそれがある。そのため、事業所が一の都道府県の区域内のみにある場合は、事務・権限を都道府県、市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。その際、権限に係る事務処理基準、財源、人材等について併せて国から措置することが必要である。	食品循環資源の再 生利用等の促進に 財子の法律第8条、 第24条	農林水產省、 廣環境省、 (本、 (本、 (本、 (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)	鳥取県
776	資源有効利用促進法 に基づく権限の都道府 県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への資源有効利用促進法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人製する 財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする)事業者等への立入検査、報告徴収事業者等への指導、助言事業者等への勧告、公表、命令	握できない。(具体的に問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどすることを懸念し、提案するものである。) 【改正による効果】	条、第32条、第33 条、第35条、第36	環境省、財務	兵庫県、徳島県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
368	省エネ法に基づく特定 事業者等に対する指 導・助言、報告徴収、 立入検査の都道府県 への権限移譲		【必要性】エネルギー政策基本法第6条においては、「地方公共団体は、基本方針にのっとり、エネルギーの需給に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、その区域の実状に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」こととされている。 地方公共団体は、本規定に基づき、特に地域として取り組むべき「エネルギー伊用の合理化(省エネルギーの促進」「再生可能エネルギーの普及」の施策の充実等に努めている。 これらの取組みをより効果的なものとするため、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づ、特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、都道府県に移譲する必要がある。 【具体的な効果)地方公共団体においては、省エネルギー促進のための取組みを行っているが、地域におけるエネルギーの使用付択3等を把握することができないため対象を重点化等することができず、また指導・助言する権限もないため、取組の成果が限定的となっている。例えば、本県においては、工場・事業場等の省エネルギー後断事業を無料で行っている。例えば、本県においては、工場・事業場等の省エネルギー後断事業を無料で行っている。例えば、本県においては、土場・事業等の省エネルギーを断事が表が断の活用を指導・助言することが可能となれば、地域内におけるエネルギー使用の合理化が大幅に進むことが期待される。 「効果的な取組みとするための工夫】「求める措置の具体的内容」にあわせて、当該法令に基づき国において収集した事業者等情報を、都道府県の求めに応じ提供することで、より効果的な取組とすることができる。	エネルギーの使用 の合理化に関する 法律第6条,第53 条,第67条 条、第87条	経農国警庁財子 産产水売 東産通二等 総省 省 省 省 省 省 省 省 省 省 省 省 省 省 省 省 省 省 省	九州地方知事 会
510	「総合効率化計画」の 認定、報告徴収、取 消、確認事務等の国か ら都道府県への移譲	①事業者から申請のある「総合効率化計画」の認定、②認定事業者からの報告徴収、③認定の取消、④特定流通業務施設の基準適合の確認事務について、移譲を求める。	とで、迅速な流通業務施設の整備が可能となり、効率的で環境負荷の小さな物流の構築という法の目的に対して総合的な対応が図られ、流通の効率化に資する。	流通業務の総合化 及び効率化の促進 に関する法律第4 条、第5条、第7条、 第21条	国土交通省省 通省省省 農林水産省	神奈川県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
18	特別用途地区の指定に係る国の承認の報告化	用途地域等の制限緩和する場合、現状国の承認が必要な手続きであるが、特別用途地区の指定について国への報告とすることで、市の土地利用を有効活用できるようにする。	祖江駅の丹用光争未を快割する中で、「依々な十法か考えられる。 郁甲計画争未として用光 たたらことも1つであるが、住民発音による地区計画の設定が特別用途地区を設定し産店を	建築基準法第49条 第2項 都市計画法第8条	国土交通省	狛江市
786	別用途地区等内の建 築物に係る市町村等	建築基準法第49条第2項中「地方公共団体」を「市町村」に改めるとともに、法第49条第2項及び第68条の2第5項中条例による制度を緩和する際の「国土交通大臣」の承認を「都道府県知事」の承認に改める。	【現行】 都市計画法上は、特別用途地区については、用途地域内の一定の地区における当該地区 の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため、地 区計画については、区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の各街区を整備 開発・保全するため、市町村に決定権限が付与されており、決定にあたっても都道府県との協議 町村にあっては同意)で足ることとされている。 【制度改正の必要性】 これと同様に都道府県知事が市町村の条例による制限の緩和を承認することにより、手続の整合及びその円滑化を図ることができ、より地域の実態に即した緩和を行うことができる。 【改正による効果】 建築基準法第48条各項の用途地域の例外許可については、国からの技術的助言等により、建築審査会での調査審議を経ながら、特定行政庁である都道府県が法の趣旨に反しないことなどを判断している。 今後、今回ປ展率項目についても技術的助言等が発出されることにより、国に代わり都道府県が確認機能を果たすことができると考えられる。	建築基準法第49条 第2項、第68条の2 第5項	国土交通省	兵庫県 【共同提案】 和歌山県、徳 島県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
787	建築基準法における伝統的建造築物群保存は、る市町村条例による制度級の都道府県への移譲譲	市町村の条例により建築基準法の規定による制限を緩和する際の「国土交通大臣」 の承認を「都道府県知事」の承認に改める。	【現行】 都市計画法上は、伝統的建造物群保存地区については当該地区の保存のため、必要な現状変更の規制について定めるものとして、市町村に決定権限が付与されており、決定にあたっても都道府県との協議(町村にあっては同意)で足ることとされている。 【制度改正の必要性】 これと同様に都道府県知事が市町村の条例による制限の緩和を承認することにより、手続の整合及びその円滑化を図ることができ、より地域の実態に即した緩和を行うことができる。 【改正による効果】 建築基準法第3条1項各号の法の適用除外等については、国からの技術的助言等により、建築審査会での調査審議を経ながら、特定行政庁である都道府県が法の趣旨に反しないことなどを判断している。 今後、今回の提案項目についても技術的助言等が発出されることにより、国に代わり都道府県が確認機能を果たすことができると考えられる。 また、景観重要建造物である建築物に対する制限の緩和についても、伝統的建造物群保存地区内の制度の緩和と同様の手続であることから、都道府県知事が市町村の条例による制限の緩和を承認することとし、これにより、手続の整合及びその円滑化を図ることができる。	建築基準法第85条 の2、第85条の3	国土交通省	兵庫県 【共同提案】 大阪府、徳島
788	建築基準法に定める 基準等によらない大規 模な建築物等における 特殊な建築物や構造等 特殊などを権限者の を の 移 を の 移 験 の 移 験 の 移 験 の を 移 に の 移 り を を し の を 移 り を り を り を り を り を り を り を り を り を	超高層建築物や大規模な建築物等における特殊な方法による耐震性能や防火避難 使能の確保について、建築物でとに構造 方法等を「国土交通大臣」が認定する仕組 みを「都道府県知事」の認定に改めること。	証」、「耐火性能検証」は、①建築物等ごとの個別検証となること、②民間の性能評価機関において性能評価の実務が行われていることから、都道府県知事の認定とすることが可能で、かつ認定に要する期間の短縮を図ることができる。 〈認定対象となる構造方法等のうち、移譲を求めるもの〉・超高層建築物等の認定(構造耐力)(建築基準法第20条第1号)・耐火性能検証等の認定(建築基準法施行今第108条の3第1項第2号及び第4項)・避難安全検証の認定(第129条の2の2第1項)・煙突の認定(構造耐力)(第139条第1項第3号及び第4号口)	第1号、第68条の 26、同施行令第108 条の3第4項・第129 条の3第4項・第129 条の2第項第1項第129 条の2第第項第1項第 第139条第1項日 号及び第4号口(令 第140条第2項。令 に が第144条第2項。 を 第144条第24項。 を 第144条第144条第144条 第144条第144条	国土交通省	兵庫県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
330	分の給食を作る場合 (いわゆる親子方式)	建築基準法48条別表2の(へ)欄2項及び (と)欄2項、「原動機を使用する工場で作 業場の床面積の合計が50㎡を超えるも の」に「(学校の給食調理室を除く)」を加え る。	[提案の内容] 学校内または学校敷地内に併設されている給食調理室で、他の学校の給食を調理する場合(いわゆる親子方式)の共同調理場を住居系地域においても建築できるように提案するものです。 新たに中学校等で学校給食を実施する場合において、児童敷の減少により、調理能力に余裕のある学校で、他校分の給食もあわせて調理しようとするもので、既存施設の有効活用及び経費の節減を図れるものと考えます。また、既存の給食調理室を利用するため、近隣環境への影響は少ないと考えます。 [制度改正の必要性及び現行制度で対応困難な理由]本市では、実施していなかった中学校給食を今後実施する方向で現在検討をしています。実施方法として、自校方式、共同調理場方式、親子方式等がありますが、この内、児童敷砂の消効で調理能が上余裕がある既存の小学校の調理場で調理する親子方式が、既存施設の有効活用や経費の経済などから、有力な候補と考えています。しかし、親子方式は用途が工場として取り扱われるため、住居系の用途地域では建築基準法に抵触します。例外規定により、個別に建築許可を得る方法がありますが、許可を担保されたものではありません。給食の実施方法の検討等を複数年かけ、市民や議会に報告し、予算の計上ができても、最終的に建築審査会の同意が得られずに不許可となる可能性があります。そのため、建築許可の制度に期待することは困難と考えます。	建築基準法48条別 表2	国土交通省	八幡市
602	自校分とあわせて他校 分の給食を作る場合 (いわゆる親子方式) の給食施設に係る建 築基準の緩和	用途地域内の建築物の制限を見直し、学校給食共同調理場を住居地域においても 建築できるようにする。	【制度改正の内容】 用途地域内の建築物の制限を見直し、自校分とあわせて他校分の給食を作る場合(いわゆる親子方式)の給食施設を住居地域(第1種住居地域)においても、建築できるようにする。 【現行制度で対応困難な理由】 建築基準法第48条第14号の規定では、前各項のただし書きの規定による制限建築物の建築を許可する場合においては、利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行い、かつ、建築審査会の同意を得なければならないとある。このような手続きに関しては、時間がかなり必要となり、また、建築の許可もおりるとは限らないため、給食共同調理場の建築場所が決定できず、保護者等への説明ができない。 【具体的な支障事例】 当市においては、小学校の敷地内に給食共同調理場の建築を検討しているが、その場所が第1種住居地域に指定されており支障を来たしている。		国土交通省	宮津市

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
397	延べ面積が1万㎡を超える建築物等に保る建 登集物等で係る建 移譲について	建築基準法施行令第149条第1項第1号に規定する「延べ面積が1万㎡を越える建築時人」同項3号に規定する「工作制度を持定である。 項4号に規定する「建築設備」のうち、同項2号の規定により都知事の許可を必要としないものに係る事務を、特別区が置く主事の事務に改める。	建築主事の設置は、都道府県又は人口25万人以上の市等建築主事を設置する市が行うこととされているが、特別区においては都区双方に建築主事を設置し、都の建築主事が処理する事とされている。本事務は、現行の建築基準法では、特別区の建築主事の地理することとされている。本事務は、現行の建築基準法では、特別区の建築主事の権限に属しないものとされているため、都の建築主事の事務となっている。 移譲された場合、「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」に規定されている申請書等を都へ送付する事務、手数料の都への報告及び納付事務及び証書等を都から区に送付する事務や、事務処理特例交付金にかかる事務の負担が軽減されるとともに、差類等の程度にかかる事務の事務の出が経過されるとともに、当該手続・協議の際にかかる移動距離、事務処理期間等の短縮による物理的な負担の軽減や、窓口の一本化による審査状況、進捗などの行程管理が容易になるなど、利便性が向上する。 さらに、実際の事務においても、1万㎡を越える建築物如何に係らず、原則的には法の適用は一律であって、事務の実施には問題はない。以上の観点から、特に都の建築主事でなければ実施できない根拠はなく、かつ特別区において実施することが合理的であるため、本事務の権限移譲を求める。また、「床面積が大きぐなるほど審査の事務負担が増す」「31m超の建築物は審査項目が数多くある」との懸念があるが、現在特別区が行っている事務でも、31m超の建築物はあり、事務処理に関して支障はなく、区での対応は十分に可能である。	建築基準法第97条 の3第1項。2項 整集基準法施行令 第149条第1項	国土交通省	特別区長会
398	延べ面積が1万㎡を超える建築物等に係る特定行政庁の事務の権 限移譲について	建築基準法施行令第149条第1項第1号に規定する「延べ面積が1万㎡を越える建築物」、同項3号に規定する「工作物」及び同項3号に規定する「建築設備」のうち、同項2号の規定により都知事の許可を必要としないものに係る事務を、特別区が置く主事の事務に改める。	は、当該手続・協議の際にかかる移動距離、事務処理期間等の短縮による物理的な負担の軽減や、窓口の一本化による審査状況、進捗などの行程管理が容易になるなど、利便性が向上する。 さらに、実際の事務においても、1万㎡を越える建築物如何に係らず、原則的には許認可の基準は一律であって、事務の実施には問題はない。建築基準法第12条第1項及び第3項	建築基準法第2条第 1項第33号、同法第 97条の333号、同法第 97条の2第2項(章 第2条の2第2項(章 第2条の2第2項 項、3項	国土交通省	特別区長会

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
459	直轄国道の整備や保全に関する計画並びに エ事の実施(高規格幹 線道路以外の国道)の 移譲	直轄国道に係る道路の整備及び保全(除雪を含む。)に関する計画や工事の設計、施工及び施行管理に関する事項を都道府県・指定市に移譲する。	「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月閣議決定)に基づき、権限移譲に向けて国と地方公共団体で個別協議を行っているところである。住民に身近な地方自治体が管理等行うことによって、地域の実情を反映した効果的な管理・活用等を図ることが可能となる。移譲に伴う邦源措置・人員確保については、今後、内閣府が主導して政府内で検討を進めることとされており、引き続き実現に向けた検討を行っていただきたい。また、その他の路線については、バイバスの整備や無料化後に現道の移管について協議を行うこととしたい。	道路法12条	内關府、国土 交通省	神奈川県
460		直轄国道に係る許認可等に関する権限を 都道府県・指定市に移譲する。	「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月閣議決定)に基づき、権限移譲に向けて国と地方公共団体で個別協議を行っているところである。 住民に身近な地方自治体が管理等行うことによって、地域の実情を反映した効果的な管理・活事を図ることが可能となる。 移注用等を図ることが可能となる。 移立とされており、引き続き実現に向けた検討を行っていただきたい。 また、その他の路線については、バイバスの整備や無料化後に現道の移管について協議を行うこととしたい。	道路法32条	内開府、国土	神奈川県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
61	複数都道府県に跨が る直轄国道・河川に係 る権限の移譲	昨年12月20日の政府の「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」の閣議決定を受けて、直轄国道・河川の権限移道について、国土交通省地方整備局と都道府県及び政令市との個別協議が再開され、協議が整ったものについては、移譲が進められることされている。しかしながら、今回の権限移譲は、同一府県内に起終点がある区間やバイパスの現単独の都道府県及び政令市のみとなっている。複数の都道府県に跨がるものについて、関西広域連合など、広域行政組織等への移譲を求める。	道路・河川のインフラ整備等については、国土交通省地方整備局と都道府県及び政令市がそれぞれ事業を実施していることから総合的な対応が困難な状況であるが、関西広域連合であれば、防災、親光・文化振興、産業振興、医療、環境保全など広域行政を現在推進しており、構成府県、政令市と一体的に事業を実施することで、圏域内の市町村や各種団体、地域住民の声を幅広で開きながら、従来の総割り行政にとらわれない、より地域の実情に応じた総合的な施策展開が可能となる。また、国による直轄事業では、住民から距離があるため、その意向が反映されにくいが、地方が事業を実施することで、地域住民や民間事業者の関心やチェック機能も高まり、その民意を反映しやすいものとなるとともに、許認可に係る事務も含めて道路や河川に関する窓口を一元化することで、地域住民や民間事業者の利便性が向上する。地域の実情を踏まえた地方分権改革の取組をさらに進めるために、災害時の対応等を含めた国と地方との適切な役割分担を考慮しながらも、複数の都道府県に跨がる直轄国道・河川についても可能な限り移譲を実現することで、防災、観光・文化振興、産業振興、医療、環境保全と連携した総合行政の観点から、住民目線にたった地域ニーズを反映した効率的・効果的なまちづくりが可能となる。全国知事会の意見(平成25年11月14日、「直轄道路・河川の権限移譲に伴う財源措置について案)に対する意見で言及されているように、複数の都道府県に跨がるものについて広域での移譲を進めるため、財源措置等を含めて、その受入体制の枠組みづくりの検討が必要であり、具体の移譲に当たっては、所要財源の確保、人員・資機材の移管が前提となる。	道路設又は改築、 (国達)、 特持理學維 等13条(国面他等) 等13条(国面他等) 等(一等)等道之以 等等道及 等等道及 對等道及 對等道及 對等 可 則 對 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等	国土交通省	関西広域連合
700	複数都道府県に跨る 直轄国道:河川に係る 権限の移譲	昨年12月20日の政府の「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」の閣議 決定を受けて、直轄国道・河川の権限移 遠について、国土交通省地方整備局と都 道府県及び政令市との個別協議が再開かれ、協議が整ったものについては、移譲が 進められることとされている。 しかしながら、今回の権限移譲は、同一府 県内に起終点がある区間やバイパスの現 連区間などに限定されており、移譲なったい る。 では、のでは、大阪では、大阪では、大阪では、大阪では、大阪では、大阪では、大阪では、大阪	まだ、国による直轄事業では、住民から此種があるだっ、ての息巾が及吹されにくいが、 地方が事業を実施することで、地域住民(議会)の関心やチェック機能も高まり、その民意を 反映しやすいものとなるとともに、許認可に係る事務も含めて道路や河川に関する窓口を一 元化することで、地域住民や民間事業者の利便性が向上する。 地域の実情を踏まえた地方分権改革の取組をさらに進めるために、災害時の対応等を含めた国と地方との適切な役割分担を考慮しながらも、複数の都道府県に跨がる直轄国道・ 河川についても可能な限り移譲を実現することで、防災、観光・文化振興、産業振興、医療、環境保全と連携した総合行政の観点から、住民目線にたった地域ニーズを反映した効 素の、物理がおまたがくいば可能となる。	道路法第12条(室)、第12条(室)、第13条(経)、第13条(経) (国道の他の (国道の他法)等(管理) (無) (知) (知) (知) (知) (知) (知) (知) (知) (知) (知	国土交通省	大阪府

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
829	複数都道府県に跨が る直轄国道 - 河川に係 る権限の移譲	昨年12月20日の政府の「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」の開議決定を受けて、直轄国道・河川の権限移道について、国土交通省地方整備局と都道府県及び政令市との個別協議が再開され、協議が整ったものについては、移譲が進められることされている。しかしながら、今回の権限移譲は、同一府県内に起終点がある区間やバイバスの現単独の都道府県及び政令市のみとなっている。複数の都道府県に跨がるものについて、関西広域連合など、広域行政組織等への移譲を求める。	道路・河川のインフラ整備等については、国土交通省地方整備局と都道府県及び政令市がそれぞれ事業を実施していることから総合的な対応が困難な状況であるが、関西広域連合であれば、防災、観光・文化振興、産業振興、医療、環境保全など広域行政を現在推進しており、構成府県・政令市と一体的に事業を実施することで、圏域内の市町村や各種団体、地域住民の声を幅広ぐ間管ながら、従来の総割り行政にとらわれない、より地域の実情に応じた総合的な施策展開が可能となる。また、国による直轄事業では、住民から距離があるため、その意向が反映されにくいが、地方が事業を実施することで、地域住民(議会)の関心やチェック機能も高まり、その民意を反映しやすいものとなるとともに、許認可に係る事務も含めて道路や河川に関する窓口を一元化することで、地域住民や民間事業者の利便性が向上する。地域の実情を踏まえた地方分権改革の取組をさらに進めるために、災害時の対応等を含めた国と地方との適切な役割分担を考慮しながらも、複数の都道府県に跨がる直轄国道・河川についても可能な限り移譲を実現することで、防災、観光・文化振興、産業振興、医療、環境保全と連携した総合行政の観点から、住民目線にたった地域ニーズを反映した効率的・効果的なまちづくりが可能となる。全国知事会の意見(平成25年11月14日、「直轄道路・河川の権限移譲に伴う財源措置について実に対する意見)で言及されているように、複数の都道府県に跨がるものについて広域での移譲を進めるため、財源措置等を含めて、その受入体制の枠組みづくりの検討が必要であり、具体の移譲に当たっては、所要財源の確保、人員・資機材の移管が前提となる。	道路鼓取は追喚等12条(製道) 第13条(國道) 等13条(國道他第 等(編子川川川) 等(第一級道路等(編子川川川) 等等(東子川川川) 等等(東子川川川) 等等(東子川川川) 等等(東子川川川) 等等(東子川川川) 等等(東子川川川) 等等(東子川川川) 等等(東子川川川) 等等(東子川川川) 等等(東子川川川) 等等(東子川川川) 等等(東子川川川) 等等(東子川川川) 等等(東子川) 等等(東子山) 等等(東子山) 等等(東子山) 等等(東子山) 等等(東子山) 等等(東子山) 等等(東土) 等	国土交通省	兵庫県
697	直轄道路の移管路線 の維持管理費に関す る財源措置	平成25年12月20日の閣議決定に基づく権限移譲における直轄国道の移管路線の財源措置について、維持管理費は、個別の箇所に係る所要額を適切に積み上げた総額を、基準財政需要額に反映し、事業費に応じた交付税措置を講ずるとされているところ。 移管にあたっては、従前の管理水準を確保するため、上記の交付税による措置をよっては、と現在の維持管理に関する所要額との間に乖離が生じる場合、不足額について、交付税額の上乗せや、交付金等による財源措置を提案する。	【現状】 「事務・権限移譲の移譲等に関する見直し方針について」(H25.12.20閣議決定)に基づく、権限移譲における移管路線の維持管理費に対する財源措置については、全国知事会が、H25.11.14『直轄道路・河川の権限移譲に伴う財源措置については、全国知事会が、H25.11.14『直轄道路・河川の権限移譲に伴う財源措置についてでまた。別に対する意見」にて	条(普通交付税の額 の算定)、第11条 (基準財政需要額の	省、国土交通	大阪府

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
769	維持管理費の財源を	直轄道路・河川の維持管理権限の移譲及び維持管理費の財源を交付金により措置する枠組みを構築すること。	[現行] 現在、国との間で直轄道路・河川の管理権限を段階的に移譲しているが、維持管理費についての財源措置が適切に行われるか不明確な状況である。 [制度改正の必要性] 道路・河川のインフラ整備等については、国土交通省地方整備局と都道府県及び政令市がそれぞれ事業を実施していることから、総合的な対応が困難な状況であるが、都道府県では防災、観光・文化振興、産業振興、医療、環境保全など、総合行政主体して各種事業を展開しており、市町村や各種団体、地域住民の声を幅広く聞きながら、従来の縦割り行政にとらわれない、より地域の実情に応じた総合的な施策無関が可能となる。また、国による直轄事業では、住民から距離があるため、その意向が反映されにくいが、地方が事業を実施することで、地域住民(議会)の関心やチェック機能も高まり、その民意を反映しやすいものとなるとともに、計認可に係る事務も含めて道路や河川に関する窓口を一元化することで、地域住民民間事業者の利便性が向上する。 [改正による効果] 地域の実情を踏まえた地方分権改革の取組をさらに進めるため、直轄国道・河川について、交付金による財源措置を講じた上で、移譲を実現することで、防災、観光・文化振興、産業振興、医療、環境保全と連携した総合行政の観点から、住民目線にたった地域ニーズを反映した効率的・効果的なまちづくりが可能となる。	道路法第12条、第 13条、河川法第9条	内關府、国土交通省	兵庫県
821	駐車場の外部開放等、 公営住宅財産の目的 外使用承認の簡素化	駐車場の外部開放等、公営住宅財産の目的外使用について、事後報告とすることにより補助金等に保る予算の執行の適正化に関する法律第22条の承認があったものとして取り扱う。	支障がない範囲内で、公営住宅を住宅又は住宅以外の用途として目的外使用する場合に	補助金等に係る予 算の執行の適正化 に関する法律第22 条	国土交通省	兵庫県 【共同提案】 大阪府、徳島

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
836	公共下水道の設計者 等の資格制度の条例 委任について	公共下水道を設置、改築する場合の設計 者及び工事の監督管理者 維持管理を行 者の資格を条例に委任し、より地域の実 情に応じた資格の設定を可能とする。	公共下水道を設置、改築する場合の設計者及び工事の監督管理者、維持管理を行う者の 資格について下水道法第22条で定められているが、職員の配置については、各自治体にお ける人事や人財育成方針等に基づき実施され、職員採用や人事任用制度もあり、当該観点 のみの職員配置は難しい状況にある。 また、職員の在職年数が長くなりがちになり、新たな職員が配置できず技術の伝承に支障 をきたしている。	下水道法第22条	国土交通省	三應市
928	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち先導的都市環境形成促進事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。特に中小変支援やまちづくりなどの施策は、都道府県、腎時を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。ついては、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。【地方移管を求める理由】 県に対する情報提供が不十分であるため、県が把握している地域の事情等を反映できない。	成促進事業費補助	国土交通省	埼玉県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
929	都道府県を介さない国 の補助金(いわゆる 「空飛ぶ補助金」)につ いて、都道府県への財 源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち耐震対策緊急促進事業補助金について、都道府県へ財源・ 権限を移襲し、都道所県へ財源・ 情限を移襲し、都道所県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	[制度改正の必要性等] 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金)」は、地方の実情で放映されない恋れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や一直行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものであ。特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を也力の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。ついては、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 所管行政庁に耐震化補助がある場合には、移管すれば二重行政の解消になる。	耐震対策緊急促進 事業制度要綱	国土交通省	埼玉県
930	都道府県を介さない国 の補助金(いわゆる 「空飛ぶ補助金」)につ いて、都道府県への財 源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうちスマートウェルネス 住宅等推進事業(スマートウェルネス拠点 整備事業、スマートウェルネス住宅等推進 モデル事業)について、都道府県から市町村や民 間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の教量で決定するとともに、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の教量で決定するとともに、都道府県でいては、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものしては、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 現で行っている県営住宅団地再生事業と密接な関係があり、県で実施することにより事業推進効果が期待できる(施設整備に係る部分に限る)。	住宅等推進事業補	国土交通省	埼玉県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
931	都道府県を介さない国 の補助金(いわゆる 「空飛ぶ補助金」)につ いて、都道府県への財 源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち集約都市形成支援 事業について、都道府県へ財源 権限を移 譲し、都道府県から市町村や民間事業者 等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛 ぶ補助金)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な 関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものであ。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率 等を地方の裁量で決定するとともに、都直事業をすることが必要である。 ついては、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するもの は、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度 とすること。 【地方移管を求める理由】 地方移管により地域の特性や実情を反映したまちづくりが可能となるため	集約都市形成支援 事業費補助金交付 要網	国土交通省	埼玉県
932	の補助金(いわゆる 「空飛ぶ補助金」)につ	「空飛ぶ補助金」のうち都市安全確保促進事業費補助金交付要綱について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金)」は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関チや二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助事等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。ついては、ご空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。「地方移管を求める理由】 地方移管により地域の特性や実情を反映したまちづくりが可能となるため。	都市安全確保促進 事業費補助金交付 要綱	国土交通省	埼玉県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
933	都道府県を介さない国 の補助金(いわゆる 「空飛ぶ補助金」)につ いて、都道府県への財 源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち民間まちづくり活動 促進事業について、都道府県へ財源・権 限を移譲し、都道府県から市町村や民間 事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 ついては、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 県に対する情報提供が不十分であるため、県が把握している地域の事情等を反映できない。	民間まちづくり活動促進事業交付要綱	国土交通省	埼玉県
34	旅客自動車運送事業(パス・タクシー事方運の許認の事態)の許認可報道 確確財政 共交 養 補助な法 共交 養 養 精 持 放 善	旅客自動車運送事業に関する許認可等の 事務、権限及び地域公共交通確保維持改 善事業費補助金(バス路線維持に限る)に よる自動車選送事業に対する助成につい て、地方運輸局から都道府県に移譲する。	【制度改正の必要性】 バス事業の許認可事務及びバス路線の維持に係る助成措置・運用の基準算定は国がその役割を担っており、具体の事務は地方運輸局において処理されている。地域住民の足を確保するためのに入る線級の確保について、地方の実情に応じた運行維持対策を講じるためには、本来地方がその役割を果たすべきであると考えられ、そのために必要な権限と財源を一括して県に移譲すべきである。なお、移譲にあたっては、地域の交通ネットワークの形成に関する主体的な取組を可能とするよう自動車運送事業に対する助成も含めて、自治体、事業者等地域の関係者の適切な役割分担の下で、その実効性を高める新たな制度的枠組の構築をした上で、権限の移譲を行うこと。また、運送事業の許認可等は、法的に様々なケースが起定され専門的な知識や経験を有する職員の育成をする必要があることから、移譲にあたっては、プウハウの継承、人材育成支援など人的支援の円滑な業務移譲のため必要な財源措置等を確実に講じていただきたい。	道路運送法4条、9 条地域公共交等通確保 維持改查事業費2編 第1章に係る補助金 等1章に係る補助金	国土交通省	愛知県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
152	旅客自動車運送事業 にかかる許認可輸局の 権限の地方で輸局から 都道府県への移譲	2以上の都道府県にまたがる路線を除き、 道路運送法に基づく許認可等の権限を都 道府県に移譲する。		道路運送法第4条、 9条、9条の二、9条 の三、15条	国土交通省	鳥取県、京都府、大阪府
265	旅客自動車運送等車では、 (パス本方型での許認から都道の公共ででは、 新道の公共交交通確保助力、 大変を 大変を は、 たる。 は、 たる。 は、 たる。 は、 たる。 は、 を ある。 は、 を は、 を が、 を が、 を 、 を 、 を 、 を 、 を 、 を 、 を 、	県内で路線が完結する旅客自動車運送事業の許認可(バス事業)及び当該自動車 運送業に関する助成事務を移譲すること	【制度改正の必要性等】理路連送法第4、5次等の路線バスの事業終意「路線・営業区域・営業所位置等に関する事業計画)、運賃等に関する許認可及び監査・行政処分権限は国が持つ下いる。 国が持つ許認可及び監査・行政処分権限について、県へ移譲することにより、地域公共交通の実情が把握しやすくなるとともに、地域の実情に根差したよりきめ細かな施策の検討や展開が可能となり、県民への交通サービスの提供に資する。なお、他都県をおたぐ路線に係る旅客自動車運送事業の許認可については、他都県との調整が必要であるため、引き続き国が広域的な観点から事務をとることが適当と考えられる。 <路線維持確保のための補助事業について> 【制度改正の必要性等】バス路線の新設・廃止は、事業採算性を考慮して判断されることから、路線の採算性の確保が最大の課題となっている。 このため、限界集落のような過速地域におけるバス路線の新設・変更は、許認可の権限の所在の有無ではなく、実質的に行政による支援の有無に大きく左右される。 切在、バス路線の維持確保に向けた補助事業を、国、県、市町村がそれぞれ行っているが、バス路線の株廃止に際しては、県が地域協議会を開催し、国、市町村、事業者等と協議調整を行っている。 そこで、補助事業を県に一元化することにより、許認可事務とも相まって地域公共交通の実情が把握しやすくなるとともに、地域の実情に根差したよりきめ細かな施策の検討や展開が可能となり、国界へのな流来しずとなるとともに、地域の実情に根差したよりきめ細かな施策の検討や展開が可能となり、国界へのな流来しずとの実施に根差したよりきめ細かな施策の検討や展開が可能となり、国界ので流流サービスの場合は、日本の登録を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を	道路季条、第3条、第3条、第15条、第3条条、第3条等,第3条等,第3条等,第3条等,第3条第15条。第3、45、53、45、54、53、54、54、54、54、54、54、54、54、54、54、54、54、54、	国土交通省	埼玉県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
407	一般乗合旅客自動車 運送事業の運行詩の が運行時局から 区市町村への移譲	道路運送法の一般乗合旅客自動車運送事業について、道路運送法第4条を改正し、運行地域がそれぞれの自治体区域内であるという条件に限り、運行許可権限を地方運輸局から区市町村に移譲する。	【制度改正の必要性・支障事例】 これからの高齢者人口の増加や子育て世帯へのさらなる支援が求められる中で、買い物、公共施設利用、通院の移動手段として、バス路線の社会的な需要はさらに増大することが予想される。こうした社会情勢の中、自治体は、バス路線網の充実に向けた取り組みを行っている必要がある。 現在、運行地域に関わらず、路線バスを運行開始するには、運行するバス事業者が、道路運送法に基づき一般乗合旅客自動車運送事業の許可申請書を国土交通省に提出し、審査を経て許可を受ける必要がある。 バス路線は、日々の生活において利用される身近な交通手段であり、地域の要望への対応は、迅速に行われるべきものであるが、現状、許可申請書を提出してから許可が下りるまで相当の時間を要している。また、許可干続きの選捗状況が分からないため、広報誌へ掲載手続き等の住民への周知に関する事務手続きに入るタイミングに苦慮しているところである。 こうしたことから、地域の要望に迅速に対応するため、また、地方自治体において実施している住民への周知に関する事務の円滑化、効率化を図るため、運行地域がそれぞれの自治体区域内に限るバス路線の新設や変更等についての運行許可権限は、地域に密着した基礎自治体にあるべきである。	道路運送法第4条	国土交通省	特別区長会
54	又は過疎地有償運送 の主体に市町村を追	過疎地域における市町村運営有償運送の 交通空白輸送について、路線を定めなくと も可能とする。 通疎地有優輸送について、実施主体に市 町村を追加する。 また、用途に旅行者の輸送を追加する。	【制度改正の必要性】 市町村運営有償運送については、デマンド輸送の場合でも、基本となる路線を定める必要がある。そのため、事務が頃雑であるとともに、点在する住宅の高齢者に対して弾力的なドア・ツー・ドアのサービスを行うことができない。また、路線を定める必要がない過疎地域有償運送については、運営主体は「特定非営利活動法人等」とされており、市町村が主体となることができない。過速地域においては、健常な高齢者向けにドア・ツー・ドアのサービスを行いたいが、採算性の問題等で商工会などの参入が見込めない場合、市町村が主体となることも検討する必要がある。また、利用者は当該地域内の住民等に限定されているが、自家用車を持たない旅行者にも過疎出村を訪れていただく機会を増やすため、運行が限られる土日の路線をカバーできる仕組みを検討する必要がある。 【求める措置内容】 ついては、交通手段の限られた過疎地域において、市町村運営有償運送について、路線を定めたくとも可能とするか、又は過疎地域において、市町村連営有償運送について、路線を定めたくとも可能とするか、又は過疎地有償運送の対象に市町村を追加する必要がある。また、自家用有償運送(市町村運営有償運送の対象に市町村を追加する必要がある。また、自家用有償運送、これにより高着等に対するきめこまかな対応を実現するとともに、誘客の可能性を広げることができる。	道路運送法第78条 第1送法第78条 第1送法第19第2号, 道期第 43条第1号元月9号等 44条第1年时型録针に動力、20至4 11月月日間、20至2 11月月日間、20至2 11月月日間、20至2 11月日間 11月日間 11日日 11日日 11	国土交通省	愛知県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
325	過疎地有償運送等自 家用有償旅客運送の 実施に係る要件の緩 和	過疎地有償運送等自家用有價旅客運送の実施に係る運営協議会の運用ルールについて、道路運送法第79条の4第1項第5号のただし書きとして、市町村又は市町村承銀する団体については、交通事業者を除いた市町村、実施主体及び地域住民の合意により合意されたものはこの限りではない、とするよう規制を緩和。	【支障事例・効果】 ①過疎地有償運送について、道路運送法第79条の4により国土交通大臣は運営協議会で 協議が調っていない場合、自家用有償旅客運送者の登録を拒否することとされているが、 運営協議会は実質的に利害調整の場となり合意形成が困難②「自家用有償旅客運送者が 利用者から収受する対価の取扱いについて」において、対価設定について、実費の範囲内 であること、資利目的としていると認められない契当な範囲内であることとし、具体的には、 当該地域におけるタクシーの上限運賃の2分の1の範囲内であることとし、具体的には、 当該地域におけるタクシーの上限運賃の2分の1の範囲内であることを目安とされている が、資金の脆弱な運送実施すでは採算性確保されない等、不合理なケースが存在する。 いいては、過疎地有償運送の実施にあたっては、運営協議会における合意形成要件を廃 し、採算性を考慮した対価設定を可能にする等、市町村の責任、裁量による事業実施がで きるよう要望する。 【更に制度改正が必要と考えられる根拠】 「自家用有償旅客運送の事務・権限の地方公共団体への移譲等のあり方に関する検討会 検討会最終とりまとめ」において、運営協議会の合意形成の手法として、「利害調整ではなく 関係者間の認識の共有により合意形成の円滑化に資する雰囲気が作られることを徹底す べき」とされるが、構成員に交通事業者が含まれたままでは利害関係が優先され合意形成 べきとされるが、構成員に交通事業者が含まれたままでは利害関係が優先され合意形成	道路写5条の7及び第 則第51条の7及び第 51条の8。 「運営協交通で10動、1 通局長通達交通を2 では、1 通局長通達交通で2 では、1 では	国土交通省	萩市
575	小規模旅客自動車運 送事業の事務・権限を 地方運輸局から都道 府県知事等に移譲	員15人以下)による旅客自動車運送事業 の事務・権限を地方に移譲。 ②①にあたって、事業実施の「許可」を「登	【現行制度】 大規模広域幹線交通と小規模地域内交通等を問わず、バス等の旅客自動車運送を実施する場合には、一律に道路運送法により国土交通大臣の許可・認可を要する。 道路運送車両の保安基準では、室内照明灯や動力式扉の乗降口等に関する保安基準が設けられている。 【制度改正の必要性】 権限移譲により、交通事業者等の時間的・経済的負担が軽減される。 既に自家用有償旅客運送の事務・権限を地方公共団体へ移譲する方針が示されており、地域の小規模公共交通の確保という観点から、地方が一体的に処理する必要がある。現行の旅客自動車運送に用いる車両の保安基準等は大型車を前提として策定されており、小型コミュニティバスには過剰な規制となっており、最近の過疎地等における小規模な旅客需要に対応した小型コミュニティバスの導入を阻害している。また、一般的に、登録制にすることで許可制より事務上の負担が軽減される。登録制としても輸送の安全の一定の確保が図られるばかりが、迅速な実施が可能となり、利用者の利益の保護及び利便の増進を確保できるものと考えられることから、「許可」を「登録」とすべきである。 の保護及び利便の増進を確保できるものと考えられることから、「許可」を「登録」とすべきである。 地方公共交通の活性化及び再生に関する法律が改正され、「地方公共団体が中心となり公共交通の活性化及び再生に関する法律が改正され、「地方公共団体が中心となり公共交通を再構築する」方針がより明確に示されたところであり、この提案は、同法に基づく協議会等で合意(「地域公共交通網形成計画」へ搭載)した事業を対象としているため、地方の責任において処理することが望ましい。	道路運送法第4条、 道路運送車両の保 安基準第50条	国土交通省	長野県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
47	港湾施設に係る国土 交通大臣認定の廃止	港湾区域と臨港地区を外れて整備される 港湾施設において、国が、港湾計画策定 時又は補助採択時に実設を了承したもの は大臣の施設認定は適用除外とすべき。	【現状】 港湾施設は、港湾法第2条第5項の規定で、港湾区域(いわゆる水域)及び臨港地区内に存することが要件となっている。このため、同条第6項で、「港湾区域及び臨港地区内にないものについても、国土交通大臣が港湾管理者の申請によって認定したものは、港湾施設とみなす」と規定されている。(施設認定) 【支障事例について】 別紙のとおり 【制度改正の必要性】 港湾事業で設置する施設は港湾施設とみなされることが必要であるが、事業スケジュール的に施設認定を得る時間がない場合も想定されるが、認定を受けるまでに事前審査を含め約2~3ヶ月を要することとなっている。このため、港湾計画又は補助採択時に国が建設を了承した施設については、施設認定を適用除外することとすれば、事業の円滑化に大きく寄与するものと考えられる。 〈適用除外すべきと考える理り、港湾区域及び臨港地区に納めることができない場合は、港湾管理者としては施設認定で対応せざるを得ないが、事業スケジュール的に施設認定を得る時間がない場合も想定されるのが実情である。港湾計画上で位置づけがなされた区域や補助事業認可申請において、港湾計画、補助申請をもって施設認定を兼ねることとすれば、事業の円滑化に寄与するものと考える。	港湾法第2条第6項	国土交通省	愛知県
303	港湾施設に係る国土 交通大臣の認定の一 部廃止	港湾法第2条第6項に規定されている国土 交通大臣の認定について、条件を満たし ている場合は不要とする。	【提案事項・支障事例】 従来港湾区域であった水域が公有水面の埋立てにより土地となり、しかも臨港地区が設定されていない場合には、その区域内の施設はそのままでは港湾施設ではないとされており、供用を開始するためには、国の機関が直轄工事で建設した施設等であっても、当該施設を臨港地区に指定するか、港湾管理者(県)から国土交通大臣に港湾施設に認定するよう申請する必要がある。 臨港地区への指定については、埋立てた(土地となった)後、原則として地方港湾審議会に諮問し、都市計画区域内であれば都市計画法に基づ(臨港地区の指定手続きが必要となり、加えて埋立竣功後面積と字界が決定しないと指定できないため、完成から臨港必要とへの1指定(供用開始)まで多大な時間を要する。よって、埋立て前に事前の協議を進めることができる国土交通大臣への港湾施設に係る認定申請をした方が、迅速な供用開始ができる。このため、国土交通大臣の認定が必要とされているもののうち、国の機関による直轄工事や国の機関がその必要性を認め都道府県が補助事業等で建設した施設については、既に港湾施設としての条件が認められたものとして、あらためての協議を不要としていただきたい。 協議が不要となれば、認定申請のために必要とされる埋立竣功書類に係る事務作業が軽減されるとともに、事前協議から認定までに少なくとも6ヶ月程度時間を要しているところ、この分の期間が短縮されることとなる。	港湾法第2条第6項	国土交通省	福島県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
597	港湾施設に係る国土 交通大臣の認定の廃 止	港湾施設に係る国土交通省大臣の認定を 廃止する	【制度改正の必要性・支障事例】 港湾区域及び臨港地区を外れて整備される港湾施設については、国において、港湾計画策 定時又は補助採択時に建設が了承されているため、国とも十分協議の上、整備建設される ものである。このため、改めて施設認定の手続きを行うことは、事務的にも二度手間であり、 廃止を求める。 平成26年5月30日付け事務連絡で、国土交通省から、施設認定に係る手続きの見直しにつ いて、通知があったところではあるが、当該見直しは、従来よりも早い段階で施設認定手続 きを開始するというものであり、上述のように前段階で了承されているものについて、申請す ることは二度手間であることに変わりはなく、事務的な負担がある。 また、義務付け・枠付けの第4次見回しにより、標準処理期間は事前調整2月、申請後1月 と設定されたが、その後の協議でも申請から協議完了まで6月を要した事例があるなど、未 たに協議に時間を要している。	港湾法第2条第6項	国土交通省	京都府、大阪府、徳島県
810	港湾区域の設定に関する国土交通大臣の同意権限の都道府県 のの移譲及び国への 届出の廃止	・国際戦略港湾等の港湾区域の新設、変 更についての国土交通大臣の同意権限を 都道府県に移譲するとことを求める。 ・都道府県管理の地方港湾の港湾区域の 新設、変更にあたっての国土交通大臣へ の届出を廃止することを求める。		港湾法第4条第4 項、同条第8項	国土交通省	兵庫県、京都 府、大阪府、 徳島県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
811	港湾区域及び臨港地区以外の施設を港湾施設と認定する権限の 国土交通大臣から都 道府県への移譲	港湾区域及び臨港地区内にない施設を港湾施設とみなすためには、港湾管理者が 申請し国土交通大臣が認定する必要があるが、この認定権限を国土交通大臣から 都道府県へ移譲することを求める。	【現行】 港湾区域及び臨港地区内にない施設を港湾施設とみなすためには、港湾管理者が申請し国土交通大臣が認定する必要がある。 【制度改正の必要性】 県に権限が委譲されれば、事務の効率化が図られ、地域の実情に応じた迅速な施設整備が可能となる。 【支障事例・効果】 港湾区域及び臨港地区内にない施設についての港湾施設の認定については、事前協議から約6ヶ月程度の期間を要していることから、国土交通大臣から都道府県知事に権限を移譲することにより、事務の迅速化、効率化を図ることができ、利用者ニーズに対応した迅速な港湾施設の整備が可能となる。	港湾法第2条第5 項、第6項	国土交通省	兵庫県、大阪 府、徳島県
62	観光圏整備実施計画 の認定に係る事務・権 限の国から広域連合 への移譲	観光圏整備実施計画の認定に係る事務・ 権限(広域連合の構成府県市が実施主体 である観光圏整備事業は除く)について、 広域連合への移譲を求める。 また。広域連合による認定を受けた団体 等が、従来の国の認定と同様に、国の特 例措置の支援(旅行業法の特例等)が受けられること及び補助事業「観光ブランド 確立支援事業」の補助対象者となることを 求める。	関西広域連合は、関西地域をエリアとする広域観光に取り組んでおり、観光圏の整備においては、各構成府県市が行う観光圏整備事業を広域的視点で捉え、関西全体を1日本の関連となる国際観光エリアとしてそれぞれの観光圏を効果的に整備し、有機的に結びつけて周遊型に国内外の観光客を誘致するなど、広域連合が認定において主体性を発揮することにより、国際観光エリア「KANSAI」のブランド確立と創意・工夫に基づく効果的な観光地整備を行うことができる。現行の観光庁の認定は、全国的見地から一元的に実施するため、関西など一定エリア内における複数の観光圏相互の連携や効果的な誘客など、エリア全体の最適化の視点が弱い。	及び滞在の促進に 関する法律」 第8条第3項(観光	国土交通省 (観光庁)	関西広域連合

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
830	観光圏整備実施計画 の認定に係る事務・権 の認定の移譲 連合への移譲	観光圏整備実施計画の認定に係る事務・権限(広域連合の構成府県市が実施主体である観光圏整備事業は除く)について、広域連合への移譲を求める。また、広域連合による認定を受けた団体等が、従来の国の認定と同様に、国の特例措置の支援(旅行業法の特例等)が受けられること及び補助事業「観光ブランド確立支援事業」の補助対象者となることを求める。	関西広域連合は、関西地域をエリアとする広域観光に取り組んでおり、観光圏の整備においては、各構成府県市が行う観光圏整備事業を広域的視点で捉え、関西全体を「日本の顔」となる国際観光エリアとしてそれぞれの観光圏を効果的に整備し、有機的に結びつける関連型に国内外の観光をを誘致するなど、広域連合が認定において主体性を発揮することにより、国際観光エリア「KANSAI」のブランド確立と創意・工夫に基づく効果的な観光地整備を行うことができる。 現行の観光庁の認定は、全国的見地から一元的に実施するため、関西など一定エリア内における複数の観光圏相互の連携や効果的な誘客など、エリア全体の最適化の視点が弱い。	及び滞在の促進に 関する法律」 第8条第3項(観光	国土交通省 (観光庁)	兵庫県
509	国際観光振興の事務 (ビジット・ジャバン地方 連携事業)の国から都 道府県への移譲	現在、国と地方が連携して実施している国際観光振興の事務(ビジット・ジャパン地方連携事業)について移譲することで、都道府県の広域連携の取組として実施できるようにする。	独で連携主体となることで、事業者の利便性やより地域の実情に応じた(他の企業・団体との橋渡し等)連携が可能になると考える。 現在、ビジット・ジャパン地方連携事業は、都道府県域を越えた広域で取り組む訪日プロ モーションを実施しているが、自治体の広域連携の枠組みでも実施が可能なため、国の直接的な関与を求める必要はない。	・外国人観光旅客の旅行の容易化等の保進による国際観上は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	国土交通省 (観光庁)	神奈川県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
458	再生総合事業費補助 金の国から都道府県	現在国が協議会に対して交付している地域公共交通活性化・再生総合事業費補助 会に係る事業等を都道府県及び市町村に移譲すること。	めの実効性のある取り組みを柔軟に行うため、事務、財源の移譲を受ける必要がある。 地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金における交付申請の受付等の事務を国が 行うにあたって、地域の実情に応じた事業の認定、評価、アドバイスを行うことは困難であ り、円滑な地域公共交通活性化・再生総合事業の執行に支障をきたす。 この事務を都道府県が行うことで、市町村等が単独で作成する事業計画を、県単位にお ける地域の実情に応じた支援を行うことができ、また連携計画においてもより密に市町村の	地域公共交通の活関 性化及文章 生性化及译律 大文章 生性化变量 大文章 大公章 大公章 大公章 大公章 大公章 大公章 大公章 大公	国土交通省	神奈川県
475	地域公共交通確保維 持事業補助金の国から 新道府県及び市町 村への移譲	現在国が乗合バス事業者に対して交付している地域公共交通確保維持事業補助金に係る事務等を都道府県及び市町村に委譲する。	地域公共交通確保維持事業の執行に支障をきたす。 この事務を都道府県が行うことで、市町村等が単独で作成する事業計画を、県単位にお ける地域の実情に応じた支援を行うことができ、また連携計画においてもより市町村の連携	性化及び再生に関する法律 地域公共交通確保 維持改善事業費補 助金交付要綱	国土交通省	神奈川県